

「賃上げ・人材活性化・労働市場強化」雇用・労働総合政策パッケージ

令和4年10月28日公表  
令和4年12月23日更新

【基本的な考え方】

- ・コロナ禍では、感染拡大防止に向けた行動制限等による経済活動の抑制に対し、企業の事業継続のための支援に加え、**雇用調整助成金等の特例措置を講じることで雇用維持に向けた支援**を行い、経済状況が不安定化する中での**雇用と暮らしの安定**に貢献。
- ・一方、**コロナ禍での緊急的・短期的な政策が長期化**することにより、有効な人材活用が進まず、コロナ禍以前からの構造的な課題でもある労働供給制約からくる**人手不足の問題が再び顕在化**しはじめている。
- ・また、個々人の意識の変化や構造変化が加速していく中で、個人の自律的なキャリア選択やライフステージに応じた**多様な働き方へのニーズ**は高まっており、そうした多様な働き方を行いながらも、労働市場での様々な機会を活用しながら、**賃金が上昇していく**仕組み作りが求められている。
- ・意欲と能力に応じた**「多様な働き方」を可能とし、「賃金上昇」の好循環**を実現していくため、中長期も見据えた雇用政策に力点を移し、**これまでの「賃上げ支援」に加えて、「人材の育成・活性化を通じた賃上げ促進」「賃金上昇を伴う円滑な労働移動の支援」「雇用セーフティネットの再整備」の一体的な取組**を推進していく。
- ・この一体的な取組を通じて、経済変化に柔軟で、**個人の多様な選択を支える「しなやかな労働市場」**を実現し、**人材の活性化と生産性の向上を通じた賃金上昇のサイクル**を目指す。

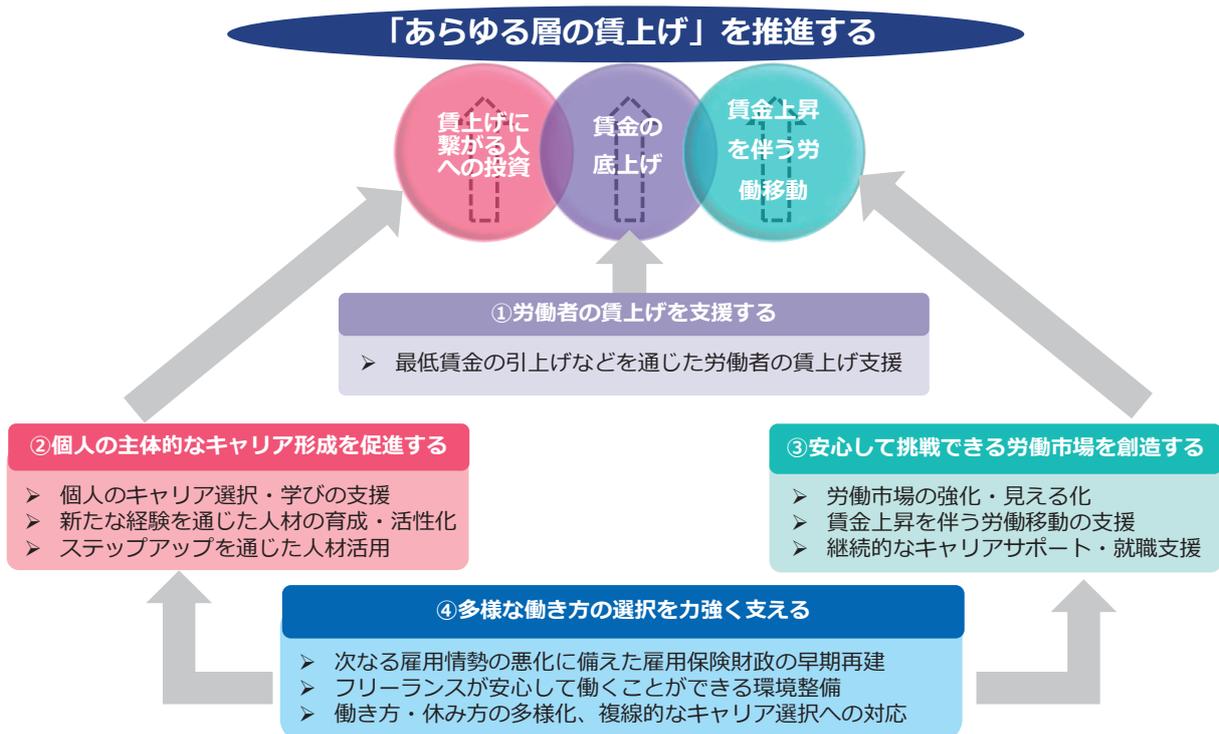
コロナ禍の緊急的・短期的政策

- (目的) コロナ禍での「**雇用と暮らしの安定**」の実現  
(手段) 雇用維持支援、休業支援
- ⇒ 厳しい経済状況の下で雇用維持に貢献  
⇒ 一方で、支援の長期化により、**有効な人材活用は停滞し、足下では人手不足の問題が再び顕在化**

これからを見据えた雇用政策

- (目的) 「**賃金上昇**」とそれを支える「**多様な働き方**」の実現  
(手段) 賃上げ、人材育成・活性化、賃金上昇を伴う労働移動支援、雇用セーフティネットの再整備の一体的な取組
- ⇒ **個人の多様な選択**を支える「**しなやかな労働市場**」の実現  
⇒ 人材の活性化と生産性の向上を通じた**賃金上昇のサイクル**

「賃上げ・人材活性化・労働市場強化」雇用・労働総合政策パッケージ



# 「賃上げ・人材活性化・労働市場強化」雇用・労働総合政策パッケージ

## 1. 労働者の賃上げ支援

- 最低賃金の引上げと履行確保
- 業務改善助成金の拡充
- 働き方改革推進支援助成金の拡充
- 労働基準監督署による企業への賃上げ支援等
- 賃金引上げのための各種支援策・好事例等の周知広報
- キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）の拡充
- 同一労働同一賃金の徹底に向けた労働局と監督署の連携

## 2. 人材の育成・活性化 ～個人の主体的なキャリア形成の促進～

- 個人の主体的なキャリア形成の促進**
  - 人材開発支援助成金の助成率引上げ等の見直し
  - 教育訓練給付のデジタル分野等成長分野、土日・夜間対応講座の指定拡大
  - キャリア形成サポートセンターの拡充
- 新たな経験を通じた人材の育成・活性化**
  - 産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)の創設
  - 産業雇用安定助成金(事業再構築支援コース(仮称))の創設
  - 副業・兼業ガイドラインの周知
  - 副業・兼業に関する情報提供モデル事業の創設
  - 人材開発支援助成金（事業展開等リスティング支援コース）の創設
  - 介護福祉士養成施設に通う学生に対する修学資金等の貸付を行う介護福祉士修学資金等貸付事業の原資積増
- ステップアップを通じた人材活用**
  - 人材開発支援助成金の助成率引き上げ等の見直し【再掲】
  - キャリアアップ助成金（正社員化コース）の拡充
  - 団体経由産業保健活動推進助成金を活用した労働者の健康促進支援

## 3. 賃金上昇を伴う労働移動の円滑化 ～安心して挑戦できる労働市場の創造～

- 労働市場の強化・見える化**
  - 職業情報提供サイト（日本版O-NET）の整備
  - 労働市場の基盤整備に関する調査研究
  - 専門的・技術的分野の外国人等の就業環境の改善に向けた実態把握・取組
  - 働く人のワークエンゲージメントの向上に向けた支援
  - 職場情報の開示に関するガイドライン（仮称）の策定
  - 大企業における男女間賃金格差の公表義務化を踏まえた「女性の活躍推進企業データベース」の活用促進
- 賃金上昇を伴う労働移動の支援**
  - 労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）の見直し
  - 中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）の見直し
  - 求人者に対する求人条件向上指導の強化
  - 求職者の希望賃金水準に合わせた個別の求人開拓の強化
  - 特定求職者雇用開発助成金（成長分野人材確保・育成コース）の対象事業主の追加
- 継続的なキャリアサポート・就職支援**
  - 公共職業訓練・求職者支援訓練のデジタル分野の重点化
  - 受講者の特性に対応した教育訓練手法の構築・普及促進事業
  - オンライン相談を活用した在職者のハローワークへの誘導・職業相談の実施
  - キャリア形成サポートセンターの拡充【再掲】
  - 非正規雇用労働者等に対する就職支援プログラムによる早期再就職支援 等

## 4. 多様な選択を力強く支える環境整備・雇用セーフティネットの再整備

- 次なる雇用情勢の悪化に備えた雇用保険財政の早期再建
- フリーランスが安心して働くことができる環境整備
  - フリーランスに対する相談支援等の環境整備事業
  - フリーランスに係る取引適正化のための法整備
- 働き方・休み方の多様化、複線的なキャリア選択への対応

## 1. 労働者の賃上げ支援

令和5年度予算案107億円  
(令和4年度第二次補正予算128億円)

- 最低賃金の引上げと履行確保  
令和4年度の改定額は過去最大となる31円の引上げ(全国加重平均)。労働基準監督署の定期監督等により、賃金の適切な支払等の履行確保を図る。
- 業務改善助成金の拡充  
中小企業が利用しやすくなるような拡充を実施する。
- 働き方改革推進支援助成金の拡充  
賃金を引き上げた事業主に対して助成額を加算する「賃上げ加算」を増額する。
- 労働基準監督署による企業への賃上げ支援等  
労働基準監督署において、企業が賃上げを検討する際の参考となる地域の賃金や取組事例が分かる資料を提供し、企業の賃上げへの支援等を行う。
- 賃金引上げのための各種支援策・好事例等の周知広報  
WEBサイトやインターネット広告を活用して、各種の賃上げ支援策、地域の賃金や企業の好取組事例等について周知広報を行い、賃上げの気運を醸成する。
- キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）の拡充  
非正規雇用労働者の処遇改善のため、助成基準の見直し及び助成額の拡充を実施する。
- 同一労働同一賃金の徹底に向けた労働局と監督署の連携  
都道府県労働局雇用環境・均等部（室）が新たに労働基準監督署と連携し、同一労働同一賃金の遵守を徹底するとともに、助成金等を活用し、非正規雇用労働者の処遇改善を支援する。

## 2. 人材の育成・活性化

令和5年度予算案1,138億円  
(令和4年度第二次補正予算21億円)

### (1) 個人の主体的なキャリア形成の支援

- 人材開発支援助成金の助成率引上げ等の見直し  
労働者がスキルアップのため自発的に受講する訓練等を支援する企業への助成率の引上げ等の見直しを行う。
- 教育訓練給付のデジタル分野等成長分野、土日・夜間対応講座の指定拡大  
教育訓練給付について、デジタル分野等の成長分野やオンライン・土日・夜間対応講座の指定拡大を図る。
- キャリア形成サポートセンターの拡充  
「キャリア形成・学び直し支援センター（仮称）」を創設し、キャリア形成や学び直しの必要性を感じている労働者等に対し、総合的な支援を行うとともに、ジョブ・カードの更なる周知・普及推進を図る。

## (2) あらたな経験を通じた人材の育成・活性化

- ・産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）の創設  
賃金上昇につながる在籍型志向によるスキルアップを支援するため、出向元事業主に対し、賃金助成を行う。
- ・産業雇用安定助成金（事業再構築支援コース（仮称））の創設  
事業活動の一時的縮小を余儀なくされた事業主が新規事業への進出など事業再編により雇用維持する場合に、当該事業再編に必要なコア人材の賃金助成を行う。
- ・副業・兼業の促進に関するガイドラインの周知  
副業・兼業を希望する人が増加傾向にある中、安心して副業・兼業に取り組むことができるよう副業・兼業の促進に関するガイドラインの周知を図る。
- ・副業・兼業に関する情報提供モデル事業の創設  
（公財）産業雇用安定センターにおいて、副業・兼業を希望する中高年齢者及び企業の情報を蓄積し、当該中高年齢者に企業情報を提供するモデル事業を行う。
- ・人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）の創設  
新規事業の立ち上げなどに伴って職務が変更となる従業員に必要な訓練を行う企業を支援するため、新たなコースを創設する。
- ・介護福祉士養成施設に通う学生に対する修学資金等の貸付を行う介護福祉士修学資金等貸付事業の原資積増  
介護人材の参入を更に促進するため、介護福祉士修学資金等貸付事業の貸付原資の積み増しを行い、安定的な事業の継続を支援する。

## (3) ステップアップを通じた人材活用

- ・人材開発支援助成金の助成率引上げ等の見直し【再掲】
- ・キャリアアップ助成金（正社員化コース）の拡充  
人材開発支援助成金の「労働者が自発的に受講する訓練」「定額制訓練」修了後に正社員化した場合の加算額を拡充する。（+9.5万円→+11万円）
- ・団体経由産業保健活動推進助成金を活用した労働者の健康促進支援  
中小企業に健康経営の支援を含む産業保健サービスを提供する活動に対し、その活動費用を助成することで就業者の健康確保を下支えする。

# 3. 賃金上昇を伴う労働移動の円滑化 令和5年度予算案747億円

## (1) 労働市場の強化・見える化

- ・職業情報提供サイト（日本版O-NET）の整備  
職業に関する多様な情報を総合的に提供する「職業情報提供サイト（日本版O-NET）」（愛称：job tag）の整備・運用により、労働市場に対する理解を促進する。
- ・労働市場の基盤整備に関する調査研究  
民間のシンクタンクへの委託により労働市場の基盤整備に関する調査研究を行う。
- ・専門的・技術的分野の外国人等の就業環境の改善に向けた実態把握・取組  
事業所向け調査等により外国人労働者の労働条件や労働移動の実態、職場定着への課題把握を進めるとともに、外国人労働者雇用労務責任者の育成を通じ、就業環境の改善を図る。
- ・働く人のワークエンゲージメントの向上に向けた支援  
ワークエンゲージメントの向上に関する先事例等を整理し、その普及・促進を図るなど、働く方々の働きやすさや働きがいの向上を推進する。
- ・職場情報の開示に関するガイドライン（仮称）の策定  
労働者の適切な職業選択を促進するため、これまで各種法令等により開示が求められてきた企業情報等をガイドラインとして整理し、更なる労働市場におけるマッチング機能の向上を図る。
- ・大企業における男女間賃金格差の公表義務化を踏まえた「女性の活躍推進企業データベース」の活用促進  
大企業の男女間賃金格差の公表義務化を踏まえた「女性の活躍推進企業データベース」の活用促進・機能強化により、女性活躍等の企業情報の見える化を推進する。

## (2) 賃金上昇を伴う労働移動の支援

- ・労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）の見直し  
離職を余儀なくされた者の早期再就職を支援する労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）について、前職よりも5%以上賃金の上がる再就職に対して上乗せ助成を行う。
- ・中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）の見直し  
中途採用の機会拡大を図る中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）について、前職よりも5%以上賃金の上がる中途採用を推進するための要件の見直しを行う。
- ・求人者に対する求人条件向上指導の強化  
ハローワークにおいて、地域の労働市場の状況等を踏まえながら、充足可能性を高めるための求人賃金等の条件向上指導を強化する。
- ・求職者の希望賃金水準に合わせた個別の求人開拓の強化  
ハローワークにおいて、賃金等の個々の求職者の希望に基づいた個別求人開拓を推進する。
- ・特定求職者雇用開発助成金（成長分野人材確保・育成コース）の対象事業主の追加  
就職困難者を雇い入れた後、訓練・賃上げを行う場合について上乗せ助成を行う。

等

## (3) 継続的なキャリアサポート・就職支援

- ・公共職業訓練・求職者支援訓練のデジタル分野の重点化  
公共職業訓練（委託訓練）及び求職者支援訓練について、資格取得コース等の委託費等の上乗せにより、デジタル分野の訓練コースの設定等を推進する。
- ・受講者の特性に対応した教育訓練手法の構築・普及促進事業  
受講者の特性に対応した特色ある教育訓練手法の構築、その手法の試行及び普及方法を民間からコンテスト方式で募集し、それらの実施を委託する。
- ・オンライン相談を活用した在職者のハローワークへの誘導・職業相談の実施  
オンラインで求職登録、職業相談及び職業紹介が可能であることの周知を強化することで、在職求職者をハローワークに誘導し、本人の希望に応じた円滑な労働移動を促進する。
- ・キャリア形成サポートセンターの拡充【再掲】
- ・非正規雇用労働者等に対する就職支援プログラムによる早期再就職支援  
ハローワーク窓口において、非正規雇用労働者等に対し担当者制・マンツーマンによる早期再就職を実施する。

等

# 4. 多様な選択を支える環境整備・雇用セーフティネットの再整備 令和5年度予算案82百万円 (令和4年度第二次補正予算7,276億円)

## (1) 次なる雇用情勢の悪化に備えた雇用保険財政の早期再建

労働移動円滑化・人への投資への支援の強化に万全を期すとともに、雇用情勢が悪化した場合にも十分な対応を図れるよう、雇用保険の財政基盤の安定化に必要な財源確保を図る。

## (2) フリーランスが安心して働くことができる環境整備

- ・フリーランスに対する相談支援等の環境整備事業  
フリーランス・トラブル110番における相談窓口の体制拡充・トラブル解決機能を向上させることにより、紛争解決の援助を促進する。
- ・フリーランスに係る取引適正化等のための法整備  
フリーランスの取引を適正化し、個人がフリーランスとして安心して働ける環境を整備するため、関係省庁と連携しつつ、法整備に取り組む。

○労働者の賃上げ支援  
 > 事業場内最低賃金引上げのための業務改善を行った事業者に対する支援

**業務改善助成金** 労働基準局賃金課（内線5348）

令和5年度当初予算案 10億円（12億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的 ※令和4年度第二次補正予算額 100億円

最低賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い時間給）の引上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取組を支援する。

2 事業の概要・スキーム等

【事業概要】

生産性向上に資する設備投資などを実施し業務改善を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる中小企業・小規模事業者に対し、その業務改善に要した経費の一部を助成する。



【対象事業場】

・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内であること

【助成率】（）内は生産性要件を満たした事業場の場合

870円未満	870円以上920円未満	920円以上
9/10	4/5(9/10)	3/4(4/5)

助成対象の例	内容
設備投資	POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
コンサルティング	専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

【助成上限額】（）書きは事業場規模30人未満の事業者が対象

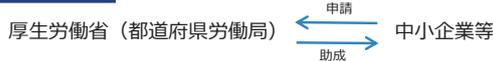
引き上げる労働者数	引上げ額			
	30円	45円	60円	90円
1人	30(60)	45(80)	60(110)	90(170)
2~3人	50(90)	70(110)	90(160)	150(240)
4~6人	70(100)	100(140)	150(190)	270(290)
7人以上	100(120)	150(160)	230	450
10人以上(※)	120(130)	180	300	600

（※）事業場内最低賃金が920円未満の事業者、コロナの影響により売上高等が15%減少した事業者又は物価高騰等により利益率が3%ポイント以上低下した事業者のいずれか

【助成対象の特例的な拡充】

コロナ禍で特に業況が厳しい事業者・原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により利益率が一定以上低下した事業者に限り、生産性向上等に資する設備投資等として、  
 ・乗車定員7人以上又は200万円以下の乗用自動車及び貨物自動車等  
 ・パソコン、スマホ、タブレット等の端末及び周辺機器の新規導入  
 のほか、次の経費も対象。  
 ・生産性向上等に資する設備投資に「関連する経費」（広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など）

3 実施主体等



4 事業実績

◆ 交付決定件数：3,859件  
 ◆ 執行額：28.9億円 ※ 令和3年度実績

> キャリアアップ助成金による非正規雇用労働者の処遇改善を行う企業への支援

**キャリアアップ助成金による非正規雇用労働者の処遇改善を行う企業への支援（賃金規定等改定コース）** 雇用環境・均等局有期・短時間労働課（内線5268）

令和5年度予算案 19億円（11億円）※（）内は前年度当初予算額

※令和4年度第二次補正予算額 制度要求

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

○ 有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して助成

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

助成金の金額（1人当たり）

企業規模	賃金引上率	
	3%以上 5%未満	5%以上
中小企業	5万円	6万5,000円
大企業	3万3,000円	4万3,000円

- 1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人
- 「職務評価」を行った上で賃金規定等を増額改定した場合は加算1事業所あたり 20万円（大企業 15万円）

助成金の受給条件

- ① **キャリアアップ計画**  
賃金規定等を増額改定する前日までに「キャリアアップ計画」を作成し、労働局へ提出していること。
  - ② **賃金規定等の適用**  
有期雇用労働者等※1の基本給を賃金規定等※2に定めていること。
  - ③ **賃金アップ**  
②の賃金規定等を3%以上増額改定し、改定後の規定に基づき6か月分の賃金を支給していること。
- ※1 事業所のすべての対象労働者でなくとも、雇用形態別や職種別の区分に基づき、一部の労働者を対象として改定、見給させた場合も、助成対象。  
 ※2 賃金規定の他、「賃金テーブル」や「賃金一覧表」も増額改定の対象とみなす。

助成例

中小企業の非正規雇用労働者のうち、パートタイマー12人の基本給を5%以上引き上げた場合



➤ 同一労働同一賃金の徹底

**拡充 同一労働同一賃金の徹底** 雇用環境・均等局有期・短時間労働課 (内線7868)

令和5年度当初予算案 7.5億円 (5.6億円) ※ ( )内は前年度当初予算額

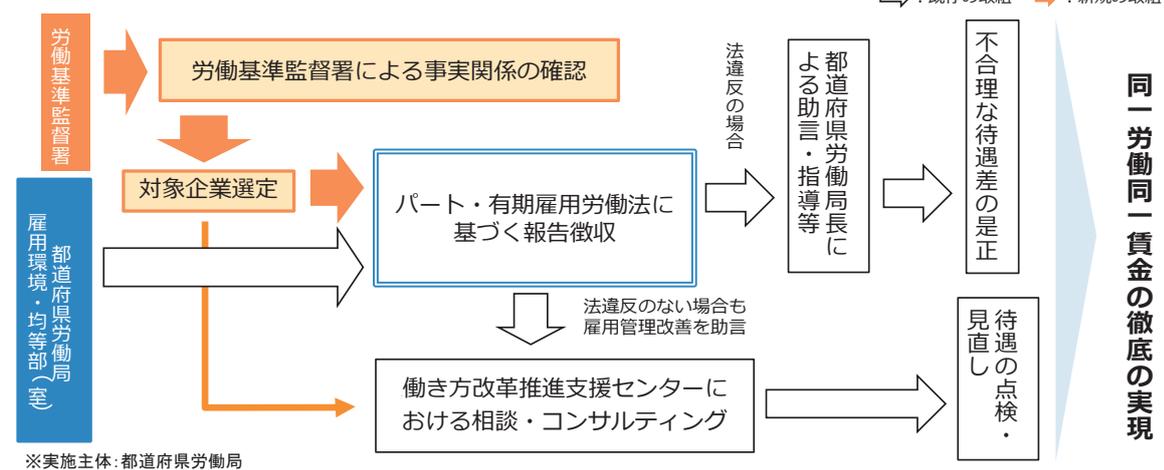
労働保険特別会計			一般
労災	雇用	徴収	会計
	○		

**1 事業の目的**

「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」(令和4年10月28日閣議決定)において、構造的な賃上げを目指すための取組の一つとして、新たに労働基準監督署と連携し、同一労働同一賃金の遵守を徹底することとされている。  
このため、労働基準監督署からの情報をもとに行う事業所への報告徴収や支援を強化し、事業主に対する助言・指導等を通じた均等・均衡確保を強力に推進するため、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)に配置している雇用均等指導員を増員する。

**2 事業の概要・スキーム、実施主体等**

正社員と非正規雇用労働者との不合理な待遇差を禁止する同一労働同一賃金の施行に関し、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)が新たに労働基準監督署と連携し、同一労働同一賃金の遵守を徹底する。



※実施主体:都道府県労働局

○人材の育成・活性化

➤ 人材開発支援助成金による企業におけるデジタル人材等の育成及び事業展開等に伴う労働者のスキル習得支援

**人材開発支援助成金** 人材開発統括官付企業内人材開発支援室 (内線5189)

令和5年度当初予算案 658億円 (698億円) ※ ( )内は前年度当初予算額

うち、人への投資促進コース及び事業展開等リスティング支援コース 505億円 (504億円)

※ 令和4年度二次補正予算額 制度要求

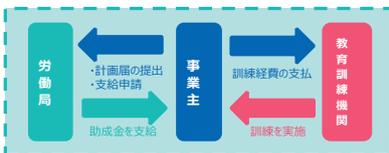
労働保険特別会計			一般
労災	雇用	徴収	会計
	○		

**1 事業の目的**

- 事業主が行う人材育成については、雇用情勢・訓練ニーズに合わせた支援を効果的に行う必要がある。
- このため、民間ニーズを踏まえつつ、職業訓練を実施する事業主等に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する等により、企業内における人材育成を効果的かつ柔軟に支援するとともに、雇用する労働者の職業能力の向上や企業の労働生産性の向上に資する。

**2 事業の概要・スキーム・実施主体等**

- 雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。
- 雇用形態により対象労働者を区分していた訓練コースの統廃合を行うことで、正規、非正規問わず幅広い訓練の受講を可能とし、企業で働く労働者の訓練機会の拡充を図るとともに、事業主の利便向上を図る。  
**(人材育成支援コース(仮称)への統廃合)**
- 訓練を受講した労働者が資格を取得し、当該労働者に対して事業主が制度として資格手当を支払う場合等に、助成率を15%加算することで、事業主による評価の実施や訓練受講者の処遇向上の取組を支援する。  
**(訓練成果の評価による助成率の加算)**



【令和3年度実績：31,137件(支給決定件数)】

コース名	対象訓練・助成内容	助成率・助成額 注( )内は中小企業事業主以外		
		OFF-JT		OJT
		経費助成	賃金助成	実施助成
人材育成支援コース(仮称)	OFF-JT訓練(人材育成訓練(仮称))	正規雇用:45(30%) 非正規雇用:60% 正社員化した場合:70%	760(380)円/時・人	-
	OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練	企業の中核人材を育てるための訓練(認定実習併用職業訓練) 60% 非正規の正社員化を目指して実施する訓練(有期実習型訓練) 正社員化した場合:70%	45(30%)	最低6か月 20(11)万円/人 最低2か月 10(9)万円/人
教育訓練休暇等付与コース	有給教育訓練休暇制度(3年間で5日以上)を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合	30万円 ※制度導入助成	-	-
人への投資促進コース	高度デジタル人材訓練/成長分野等人材訓練	デジタル	75(60%)	960(480)円/時・人
		成長分野	75%	960円/時・人 ※国内大学院
	情報技術分野認定実習併用職業訓練(OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練)	60(45%)	760(380)円/時・人	最低6か月 20(11)万円/人
	定額制訓練	60(45%)	-	-
事業展開等リスティング支援コース	自発的職業能力開発訓練	45%	-	-
	長期教育訓練休暇制度/教育訓練短時間勤務制度及び所定外労働免除制度	長期休暇	20万円 ※制度導入助成	6,000円/日・人 ※有給時
		短時間勤務等	20万円 ※制度導入助成	-
事業展開等に伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練	75(60%)	960(480)円/時・人	-	

※ 各訓練において、訓練受講の成果を評価し、制度として資格手当を支払う場合に経費助成率を15%加算。

▶産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）による賃金上昇につながるスキルアップを目的とした在籍型出向の支援

**新規** 産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース） 職業安定局雇用政策課労働移動支援室  
(内線5787、5878)

令和5年度当初予算案 93億円（－） ※()内は前年度当初予算額 ※令和4年度第二次補正予算額 制度要求

労働保険特別会計			一般
労災	雇用	徴収	会計
	○		

**1 事業の目的**

在籍型出向は、自社にはない実践の場における経験から新たなスキルを習得することが期待できるため、労働者のスキルアップを在籍型出向により行う場合に、労働者を送り出す事業主に対して助成することにより在籍型出向を推進し、企業活動を促進するものであり、雇用機会の増大等雇用の安定を図ることを目的とする。

**2 事業の概要**

○助成内容

労働者のスキルアップを在籍型出向により行うとともに、当該出向から復帰した際の賃金を出向前と比して5%以上上昇させた事業主（出向元）に対し、当該事業主が負担した出向中の賃金の一部を助成

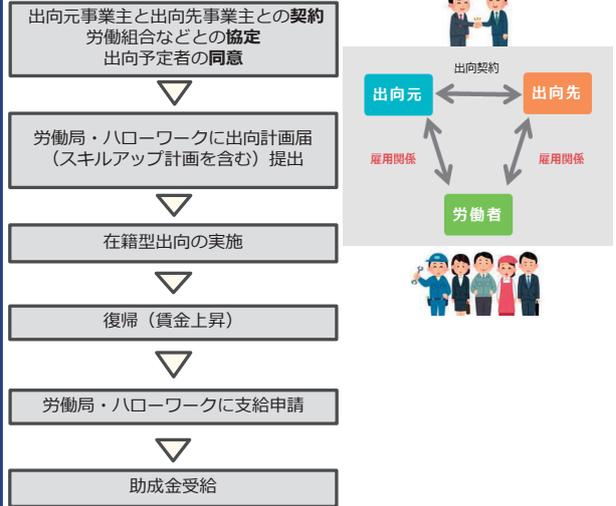
	中小企業	中小企業以外
助成率	2/3	1/2
上限額	8,355円/1人1日当たり (1事業主あたり1,000万円)	
支給対象期間	1か月～1年間	

**3 想定される活用事例**

- DXを目指す企業がIT企業への在籍型出向を通じて、従業員のデジタル技術やその活用技術を習得
- 自動車関連の工場への在籍型出向を通じて、モノづくりにおける品質管理と工程改善の手法や考え方を習得

**4 事業スキーム**

○助成金支給までの流れ



▶事業再構築に必要な人材の雇入れを支援する産業雇用安定助成金（事業再構築支援コース（仮称））の創設

**新規** 産業雇用安定助成金（事業再構築支援コース）（仮称） 職業安定局雇用政策課労働移動支援室  
(内線5787、5878)

令和5年度当初予算案 89億円（－） ※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般
労災	雇用	徴収	会計
	○		

**1 事業の目的**

新型コロナウイルス感染症の影響等により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が行う、ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するための新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編等の事業再構築を人材の育成・確保の面から効果的に促すため、当該事業主に雇用される労働者の雇用の安定の確保と当該事業再構築に必要な新たな人材（コア人材）の円滑な受け入れ（労働移動）を支援する。

※専門的な知識等を有する年収350万円以上の者

**2 事業の概要**

○対象事業主

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた中小企業事業主等
- ・事業再構築（※）に必要なコア人材を雇入れた事業主

※事業再構築補助金（中小企業庁）の採択を受けたもの

○助成要件

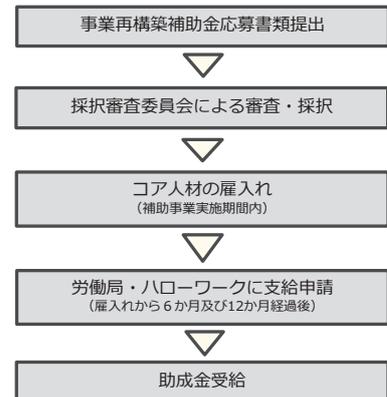
事業再構築の前後を通じて、労働者の雇用を確保した上で、当該事業再構築に必要なスキル等を保有する労働者（コア人材）を1人以上、常時雇用する労働者として雇い入れること

○助成額

中小企業	中小企業以外
280万円 (6か月ごとに140万円×2期)	200万円 (6か月ごとに100万円×2期)

**3 事業スキーム**

○助成金支給までの流れ



➤ 専門実践教育訓練給付の充実及び支援の拡充

**拡充** 経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しの支援 (教育訓練給付の拡充) 職業安定局雇用保険課 (内線5762)

令和5年度当初予算案 117億円 (96億円) ※ ()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計	一般会計
労災 雇用 徴収	
	○

**1 事業の目的**

厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した場合に、その費用の一部を支給する「教育訓練給付」において、経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しを支援するため、デジタル分野等の成長分野の訓練機会の拡大と働きながら受講しやすい環境の整備を図る。

**2 事業の概要**

**(1) デジタル分野等の成長分野の訓練機会の拡大 (拡充)**

- デジタル分野等の成長分野の講座を拡大する(訓練機関に講座の開設を促す)。
- デジタル関係等の講座について、カリキュラムの弾力的運用を求める訓練機関からの要望を踏まえ、受講者の習得状況等に応じてカリキュラムの一部選択制を認めるなど、効率的・効果的な講座の運営を可能とする。

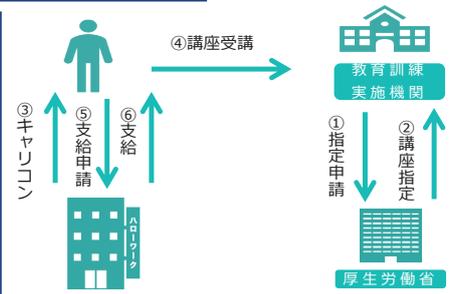
**(2) 働きながら受講しやすい環境の整備 (拡充)**

- ① 仕事と受講の両立**
- オンライン・土日・夜間対応の講座を拡大する(訓練機関に講座の開設を促す)。
  - 受講者の習得状況等に応じてカリキュラムの一部選択制を認めることにより、在職者等が業務に必要な講座の受講をしやすくする(再掲)。
- ② 訓練前キャリアコンサルティングの利便性向上**
- 専門実践教育訓練・特定一般教育訓練の支給申請手続において、必須となっている訓練前キャリアコンサルティングについて、オンラインで受けることも可能(現行：対面のみ)とする。

**(3) 特別申請期間の設定 (拡充)**

デジタル分野等成長分野講座やオンライン・土日・夜間対応講座について、通常の指定申請とは別に、集中的に指定申請を受け付ける特別申請期間(令和4年12月～令和5年1月；講座指定は令和5年4月)を設けて指定拡大を図る(集中指定申請・制度周知キャンペーンとして実施)。

**3 スキーム**



事業実績：令和4年度から実施

**拡充** 経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しの支援 (教育訓練給付の拡充) 職業安定局雇用保険課 (内線5762) <別紙>

- 労働者が費用負担し、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受けた場合に、その費用の一部を雇用保険により給付する制度について、平成26年10月に「専門実践教育訓練給付金」及び「教育訓練支援給付金」を創設し、中長期的なキャリアアップを支援

**専門実践教育訓練給付金の概要**

在職者又は離職後1年以内(妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内)の者が、厚生労働大臣の指定する専門的・実践的な教育訓練(専門実践教育訓練)を受ける場合に、訓練費用の一定割合を支給

**<給付の内容>**

- 受講費用の50%(上限年間40万円)を6か月ごとに支給
- 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、受講費用の20%(上限年間16万円)を追加支給

**<支給要件>**

- 雇用保険の被保険者期間3年以上(初回の場合は2年以上)を有する者

**教育訓練支援給付金の概要**

専門実践教育訓練(通信制・夜間制を除く)を受講し、修了する見込みのある45歳未満の若年離職者に対して、訓練期間中の受講支援として、基本手当日額の80%を訓練受講中に2か月ごとに支給するもの(令和6年度末までの暫定措置)

※受講開始日前に教育訓練給付金を受給していないことを要する

**専門実践教育訓練の指定講座について**

指定講座数:2,670講座(令和4年10月1日時点) ※以下①～⑦は当該講座数の内訳

<p><b>①業務独占資格または名称独占資格の取得を訓練目標とする養成課程</b></p> <p>講座数:1,648講座 例)介護福祉士、看護師等</p>	<p><b>②専修学校の職業実践専門課程およびキャリア形成促進プログラム</b></p> <p>講座数:672講座 例)商業実務、衛生関係等</p>	<p><b>③専門職学位課程</b></p> <p>講座数:91講座 例)教職大学院、法科大学院等</p>	<p><b>④大学等の職業実践力育成プログラム</b></p> <p>講座数:157講座 例)特別の課程(保健) 特別の課程(社会科学・社会)等</p>	<p><b>⑤一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程</b></p> <p>講座数:2講座 例)情報処理安全確保支援士等</p>	<p><b>⑥第四次産業革命スキル習得講座</b></p> <p>講座数:100講座 例)AI、データサイエンス、セキュリティ等</p>	<p><b>⑦専門職大学、専門職短期大学、専門職学科の課程</b></p> <p>講座数:0講座</p>
---	--	---	--	---	--	--

➤ 学び直しを後押しするキャリアコンサルティング機能を拡充したキャリア形成・学び直し支援センター（仮称）の整備

人材開発統括官付キャリア形成支援室（内線5188）

拡充

キャリア形成・学び直し支援センター事業（仮称）

令和5年度当初予算案 22億円（15億円）※（ ）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

「キャリア形成・学び直し支援センター（仮称）」を創設（※1）し、キャリア形成や学び直しの必要性を感じている労働者等に対して、ジョブ・カードを活用して、キャリアコンサルティングの機会を提供するとともに、働く人が自律的、主体的に職業に関する学び・学び直しを行うことができるよう、関係機関とも連携し、労働者等のキャリア形成・学び直しを総合的に支援する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

◆実施体制

**【全国カバーのサービスを提供】**

**キャリア形成・学び直し支援センター（仮称）**  
・中央センターを東京都に1か所、地域センターを全国に設置（R4年度19か所）

- 各拠点に、職業・教育訓練や学び・学び直しに関する研修を受講したキャリアコンサルタントを常駐。
- 拠点から遠隔の地域や関係機関（自治体、企業・事業主団体、教育機関等）に巡回等で支援。
- 事業主団体、都道府県、労働局、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構などの関係機関とも連携

**【相談窓口について】**

- 在職労働者へのキャリアコンサルティングにも対応するため、地域に応じ、平日夜間、土日やオンラインの相談体制を整備
- キャリアコンサルティングは、原則として事前予約制

◆実施主体

厚生労働省 委託 → 民間事業者（株式会社等）

◆支援メニュー

**【労働者等支援】**

- キャリア形成や学び直しの必要性を感じているかどうかといった学び（目的・方法・内容）等をしてよいか分からない者
- 在籍企業内にキャリアコンサルティング等の相談・支援を受ける仕組みがない在職者
- 受講すべき具体的な職業・教育訓練が明確でない者

等の個人に対して、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、訓練情報の提供等を行う

**【企業等支援】**

- ジョブ・カードを活用して採用活動、人材育成、評価を実施する企業への支援
- セルフ・キャリアドック（※2）導入支援（相談・技術的支援、セミナー等）
- 雇成型訓練の実施を計画する企業に対する支援（訓練計画の策定支援等）

等により、企業等に対しても、キャリア形成や学び直し等に関する支援を行う

◆期待される効果

- 公的職業訓練、教育訓練給付対象講座、その他の教育訓練等に誘導、受講を促進
- 企業（特に中小規模）や非正規雇用労働者等のキャリア形成や学び・学び直しを促進

※1 キャリア形成サポートセンター事業の拡充  
※2 「セルフ・キャリアドック」：企業がその人材育成ビジョン・方針に基づき、キャリアコンサルティング面談と多様なキャリア研修などを組み合わせて、体系的・定期的に従業員の支援を実施し、従業員の主体的なキャリア形成を促進・支援する総合的な取り組み、また、そのための企業内の「仕組み」のこと。

令和3年度実績：キャリア形成サポートセンターにおける相談支援件数（個人へのジョブ・カード作成支援数と企業への相談支援件数の計） 66,482件

➤ 副業・兼業を希望する中高年齢者及び企業の情報を蓄積し、当該中高年齢者に企業情報の提供を行う情報提供モデル事業の創設

新規

副業・兼業に関する情報提供モデル事業

職業安定局雇用政策課労働移動支援室（内線5787、5878）

令和5年度当初予算案 28百万円（ - ）※（ ）内は前年度当初予算額

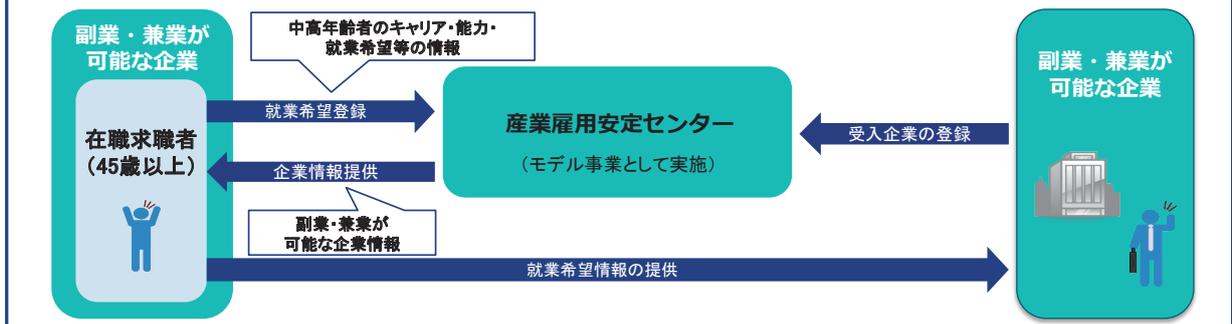
労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

（公財）産業雇用安定センターにおいて、副業・兼業を希望する中高年齢者のキャリア等の情報及びその能力の活用を希望する企業の情報を蓄積し、当該中高年齢者に対して企業情報を提供することにより、副業・兼業への取組の拡大を図る。

2 事業の概要・スキーム

- 副業・兼業で働くことを希望する中高年齢者のキャリア・能力・就業希望等の情報を産業雇用安定センターにおいて蓄積。
- 副業・兼業が可能な企業情報を産業雇用安定センターにおいて蓄積。
- 当該中高年齢者に対して希望に添った企業情報を提供。
- モデル事業として実施（東京、大阪及び愛知を想定）



○賃金上昇を伴う労働移動の円滑化

➢労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）による賃金上昇を伴う早期再就職の支援

職業安定局雇用政策課労働移動支援室  
(内線5787、5878)

## 労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）

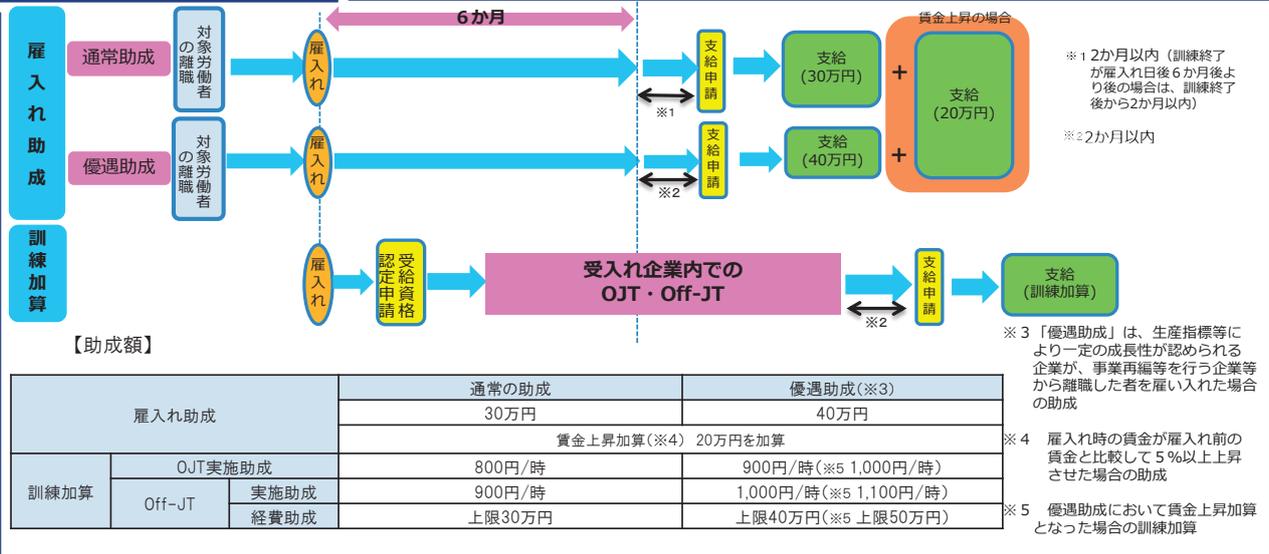
令和5年度当初予算案 167億円（11億円）※（）内は前年度当初予算額 ※令和4年度第二次補正予算額 制度要求

労働保険特別会計			一般
労災	雇用	徴収	会計
	○		

### 1 事業の目的

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を、早期（離職後3か月以内）に、期間の定めのない労働者として雇い入れた事業主に対して助成。また、雇入れ後に訓練を実施した場合、その費用の一部を上乗せ助成。  
また、雇入れ前の賃金と比して5%以上上昇させた場合に、全ての対象事業主に対して20万円加算することとする。  
令和3年度事業実績（支給対象者数）：3,048人

### 2 事業の概要・スキーム



➢特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）を活用した就職困難者の人材育成の推進

拡充

## 特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

職業安定局雇用開発企画課  
(5785)

令和5年度当初予算案 155億円（150億円）※（）内は前年度当初予算額  
※令和4年度第二次補正予算額 制度要求

労働保険特別会計			一般
労災	雇用	徴収	会計
	○		

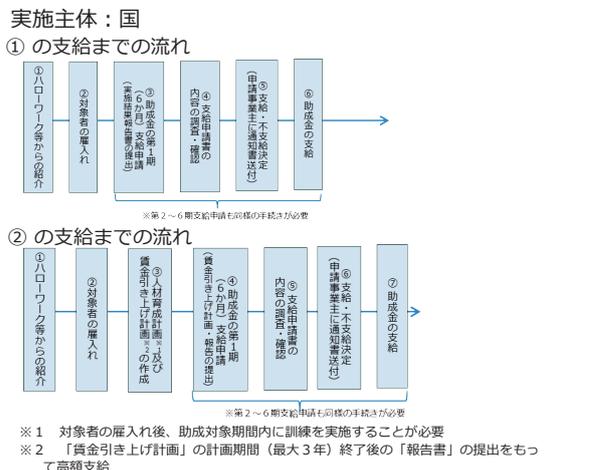
### 1 事業の目的

- 特定求職者雇用開発助成金は、高齢者や障害者、就職氷河期世代などの就職が特に困難な者の雇用機会の増大を図るため、これらの者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成する制度。
- 就職困難者について、デジタル等の成長分野への労働移動支援を行うほか、賃上げを伴う労働移動等の実現のため、一定の技能を必要とする未経験分野への労働移動を希望する者を雇い入れる事業主に高額助成を行う。

### 2 事業の概要

- ① 成長分野（デジタル、グリーン）の業務に従事する労働者として雇い入れる事業主に対して、高額助成（通常コースの1.5倍）を行う。
- ② 就労経験のない職業※1に就くことを希望する就職困難者を雇い入れ、人材育成計画を策定し、人材育成※2を行ったうえで賃金引き上げ※3を行う事業主に対して、高額助成（通常コースの1.5倍）を行う。  
※1 ①の成長分野以外も対象。  
※2 50時間以上の訓練などが対象。  
※3 雇入れから3年以内に5%以上の賃金引き上げが必要。

### 3 事業スキーム



➤ 公的職業訓練のデジタル分野の重点化によるデジタル推進人材の育成

**拡充** 公的職業訓練のデジタル分野の重点化によるデジタル推進人材の育成 人材開発統括官付訓練企画室（内線5926、5600）  
職業安定局総務課訓練受講支援室（内線5336、5273）

令和5年度当初予算案 86億円（65億円）※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般
労災	雇用	徴収	会計
	○		

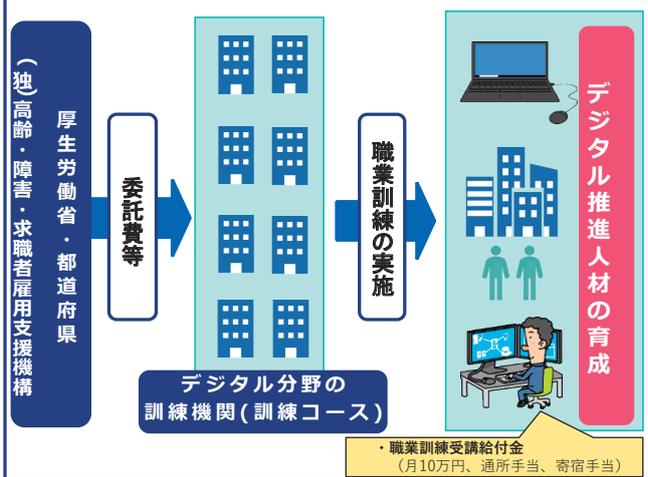
**1 事業の目的**

「デジタル田園都市国家構想基本方針」（令和4年6月閣議決定）において、職業訓練のデジタル分野の重点化等により、令和8年度末までに政府全体で230万人のデジタル推進人材を育成することとされている。  
 このため、公共職業訓練（委託訓練）及び求職者支援訓練において、民間訓練実施機関に対して、①デジタル分野の資格取得を目指す訓練コースの委託費等の上乗せ、②企業実習を組み込んだデジタル分野の訓練コースの委託費等の上乗せを行うほか、③オンライン訓練においてパソコン等の貸与に要した経費を委託費等の対象とすることにより、デジタル推進人材の育成を行う。また、これらのデジタル分野の訓練コースを受講する方に対し、引き続き、生活支援の給付金（職業訓練受講給付金）の支給を通じて早期の再就職等を支援する。  
 さらに、全国87箇所での生産性向上人材育成支援センター（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）において、在職者に対する④DXに対応した生産性向上支援訓練機会を提供し、中小企業等のDX人材育成を推進する。

**2 事業の概要**

- ①デジタル分野の委託費等の上乗せ**  
デジタル分野の資格取得等を目指す訓練コースで、就職率等が一定割合以上の場合、委託費等を1人当たり月1万円上乗せ（IT分野の訓練コースは、一部地域を対象に更に1万円上乗せ）
  - ②企業実習を組み込んだコースの委託費等の上乗せ**  
就労に結び付く実践的な経験を積むための企業実習を組み込んだデジタル分野の訓練コースについて、委託費等を1人当たり2万円上乗せ
  - ③オンライン訓練におけるパソコン等の貸与の促進**  
デジタル分野のオンライン訓練（eラーニングコース）において、受講者にパソコン等を貸与するために要した経費を、1人当たり月1.5万円を上限に委託費等の対象とする
  - ④生産性向上支援訓練（DX関連）の実施**  
中小企業等の在職者に対して、民間教育訓練機関を活用した生産性向上支援訓練（DX関連）による訓練機会提供
- ※①～③は令和8年度末までの時限措置

**3 スキーム・実施主体等**



➤ 受講者の特性に対応した新たな教育訓練手法のコンテスト方式による選定、開発・試行

**新規** 受講者の特性に対応した教育訓練手法の構築・普及促進事業（仮称） 人材開発統括官付政策企画室（内線5963）

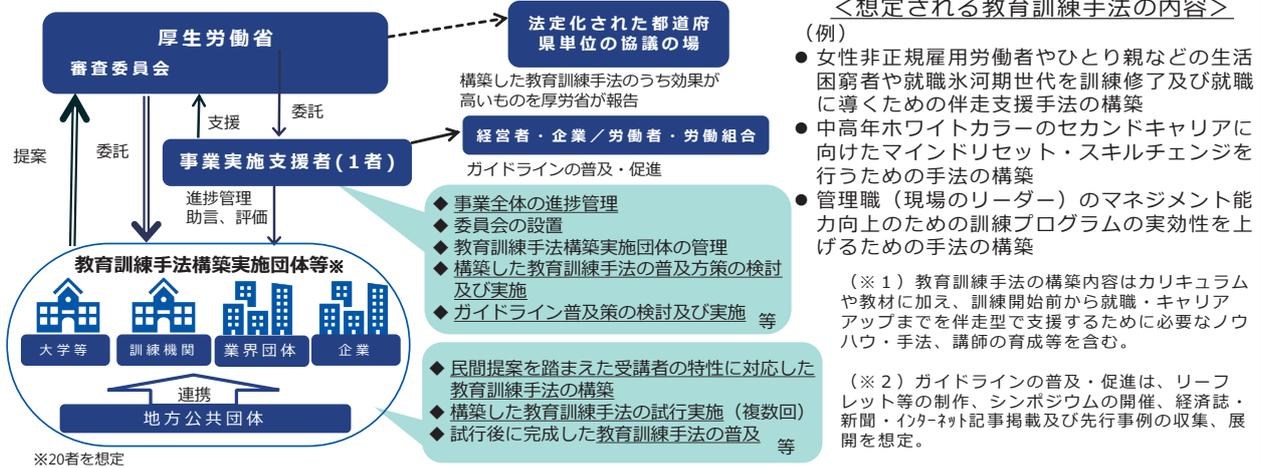
令和5年度当初予算案 6.1億円（一億円）※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般
労災	雇用	徴収	会計
	○		

**1 事業の目的**

民間からの提案募集において、「女性非正規雇用労働者向けの伴走支援を付したIT人材育成プログラムの実施」「中高年ホワイトカラーのセカンドキャリアに向けたマインドリセット等の実施」「管理職向けの人材マネジメント研修の実施」など多数の提案があったことから、こうした幅広いニーズに対応した訓練を実現するため、受講者の特性に対応した特色ある教育訓練手法の構築、その手法の試行及び普及方法を民間からコンテスト方式で募集し、その構築から試行、普及まで行わせる事業を必要に応じて地方自治体と連携しながら実施し、その成果については、法定化された都道府県単位の協議の場を通じて職業訓練メニューに反映させる。  
 さらに、令和4年6月にとりまとめた「職場における学び・学び直し促進ガイドライン」（ガイドライン）について、中小企業をはじめとした経営者や労働者に広く周知等を併せて行い、日本全体に学び・学び直しの風土の定着を図る。（事業実施期間：令和5年度～6年度）

**2 事業の概要・スキーム・実施主体等**



ハローワークの専門窓口（人材確保対策コーナー）での就職支援の強化

拡充

ハローワークにおける人材不足分野（特に、医療、介護をはじめとする福祉分野等）に係る就職支援の強化

職業安定局総務課首席職業指導官室（内線5779）

令和5年度当初予算案 44億円（44億円） ※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計		一般
労災	雇用	徴収
	○	

1 事業の目的

医療、介護、保育、建設、警備、運輸（※）へのマッチング支援を強化するため、ハローワークに人材確保支援の専門窓口となる「人材確保対策コーナー」を設置。（※求人倍率の高い人材不足分野）  
当該分野のしごとの魅力を発信し求職者の拡大を図るとともに、求人者には求人充足のための支援を強化し、両者結び付けるマッチング機会を拡充することにより、ミスマッチの改善を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

「人材確保対策コーナー」における就職支援の拡充

医療、介護、保育、建設、警備、運輸の雇用吸収力の高い分野へのマッチング支援を強化するため、**人材確保支援の総合専門窓口となる「人材確保対策コーナー」を拡充する。**

**設置箇所** 113箇所 → **115箇所**      **実施体制** 職業相談員（181人→**185人**）  
就職支援ナビゲーター（238人→**240人**）  
就職支援コーディネーター（278人→**280人**）

支援内容

- 求人者に対する支援
  - ・求人者への求人充足に向けた助言・指導
  - ・事業所見学会、就職面接会等の開催
- 求職者に対する支援
  - ・担当者制による、きめ細かな職業相談・職業紹介
  - ・求人情報の提供、最新の業界動向、仕事の内容や魅力等の情報発信
- 関係機関、業界団体との連携による支援
  - ・関係機関、業界団体との連携によるセミナー、就職面接会の開催
  - ・ナースセンター、福祉人材センター、保育士・保育所支援センターとの連携による巡回相談やイベントの実施



**事業実績** 令和3年度就職件数：73,392件

都市部から地方への移住を伴う地域を越えた再就職等への支援

地方就職希望者活性化事業

職業安定局地域雇用対策課（内線5864）

令和5年度当初予算案 6.6億円（6.2億円） ※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計		一般
労災	雇用	徴収
	○	

1 事業の目的

東京圏・大阪圏において、地方就職に関するセミナー、イベント、個別相談等により、潜在的な地方就職希望者を掘り起こし、地方自治体等が実施する就労体験事業等への送り出しを実施することによって、地方就職に向けた動機付けを行い、地方就職の準備が整った者をハローワーク（HW）へ誘導し、全国ネットワークを活用したマッチングにより就職へ結びつけることにより、地方就職希望者の円滑な労働移動を促進し、地域雇用の活性化を図る。このほか、広域化する労働市場における人材確保方針に係る事例収集を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

**地方人材還流促進事業（LO活プロジェクト）**  
実施主体：民間企業（委託）

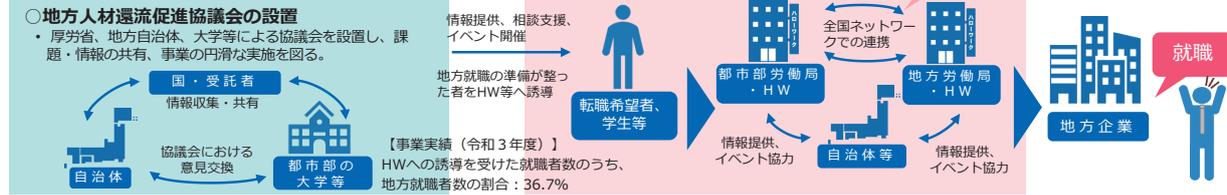
**地方就職支援事業**  
実施主体：国

- 潜在的な地方就職希望者の掘り起こし・動機付け
  - ・セミナー、イベント、個別相談等の実施
  - ・自治体等が実施する就労体験事業等への送り出し
  - ・早期からの就職ニーズの把握、新卒応援HW等への誘導
- 地方就職に役立つ情報の収集・整理・提供
  - ・地方就職・生活関連情報等を地方就職希望者等に対して、ウェブサイト・SNS等を通じて提供
  - ・求人情報を発信するためのツールや助成金などの各種支援策等の情報を地方の求人企業に対して、ウェブサイトを通じて提供
- 移住・交流情報ガーデンでの相談対応
  - ・「移住・交流情報ガーデン」（総務省設置）で自治体等が実施する就労体験事業等に関する相談等に対応
- 地方人材還流促進協議会の設置
  - ・厚労省、地方自治体、大学等による協議会を設置し、課題・情報の共有、事業の円滑な実施を図る。

- 地方就職支援体制の設置
  - ・都市部（東京及び大阪）に「地方就職支援コーナー」を設置
  - ・都市部・地方HWにコーディネーターを配置
- 地方合同就職面接会の開催等
  - ・労働局と地方自治体が連携し、都市部にて合同就職面接会（Jモート実施も含む）を開催
  - ・自治体開催の各種イベント（合同就職面接会等）への協力
- 地方人材還流支援相談会の開催
  - ・自治体における移住相談や移住初心者向けのミニセミナーを行うNPO主催のふるさと回帰フェアにおいて、来場者に対する職業相談や地方の求人情報の提供を行う相談会を実施

（支援内容）

- 職業相談、求人情報提供等
- オンラインを活用した担当者制による個別支援
- 自治体等と連携した生活関連情報の集約・提供
- 個別求人開拓等も含めた求職者と事業主のマッチング支援
- 業種間・職種間・地域間移動に対応した再就職支援



➤介護の仕事の魅力発信、介護分野における外国人材の受入環境整備

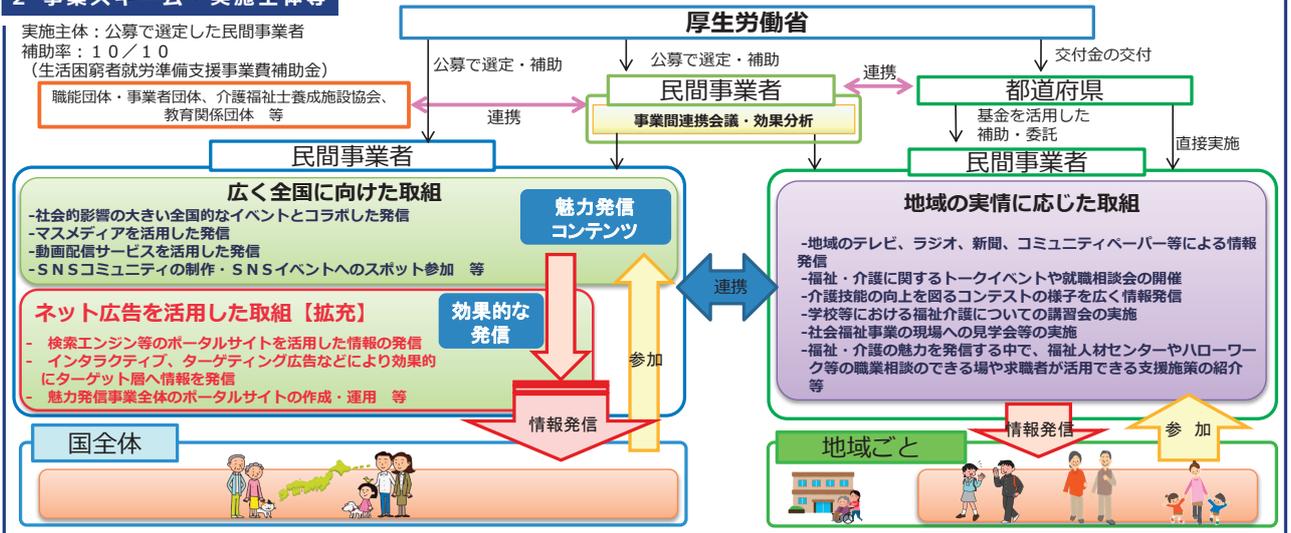
**拡充 「介護のしごとと魅力発信等事業」の取組強化** 社会・援護局福祉基盤課  
福祉人材確保対策室  
(内線2845)

令和5年度当初予算案 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 3.3億円(3.6億円)  
地域医療介護総合確保基金 137億円の内数(137億円の内数)(実施自治体数(令和2年度):41都道府県)  
※()内は前年度当初予算額

**1 事業の目的**

- 介護の魅力発信については、平成30年度以降、介護の仕事のイメージや社会的評価の向上、介護の仕事に関する理解の促進に向けて様々な取組を実施してきたところ。
- 令和5年度においては、民間事業者が作成する各種コンテンツ(全国的事件、テレビ、SNS等)をより多くの対象に提供するためのネット広告による情報発信に取り組むことで事業効果の最大化を図る。
- また、都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用し、地域の社会資源や人口構成等の実情に応じた介護の仕事の魅力発信を行うとともに、求職者が就職相談のできる場所や活用できる支援施策等の周知を併せて行うことで、多様な人材の参入促進・定着を図る。

**2 事業スキーム・実施主体等**



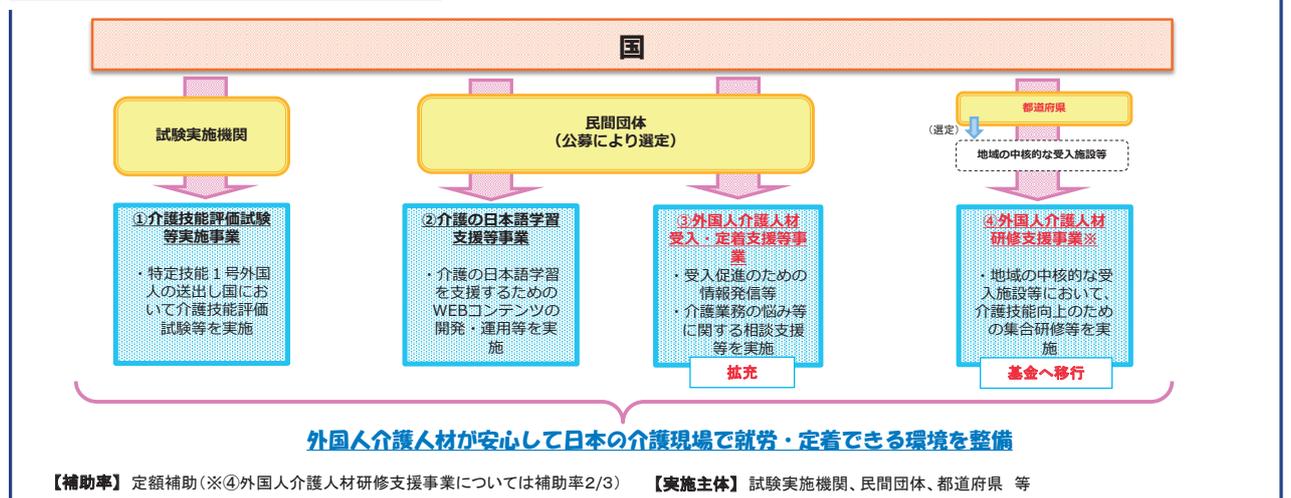
**拡充 外国人介護人材受入環境整備事業** 社会・援護局福祉基盤課  
福祉人材確保対策室  
(内線2894)

令和5年度当初予算案 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 5.6億円(8.3億円) ※()内は前年度当初予算額  
地域医療介護総合確保基金 137億円の内数

**1 事業の目的・概要**

- 在留資格「特定技能」の活用促進等により、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、以下のような取組を通じて、その受入環境の整備を推進する。
- ① 介護分野における特定技能1号外国人の送出しを行う国において、介護の技能水準を評価するための試験等を実施
- ② 介護の日本語学習を自立的に行うための環境整備の推進に対する支援
- ③ **受入促進のための情報発信や介護に関する相談支援等による定着支援【拡充】**
- ④ 介護技能の向上のための研修等の実施に対する支援

**2 事業のスキーム・実施主体等**



**新規** 働く人のワークエンゲージメントの向上に向けた支援

雇用環境・均等局  
総務課雇用環境政策室  
(内線7889)

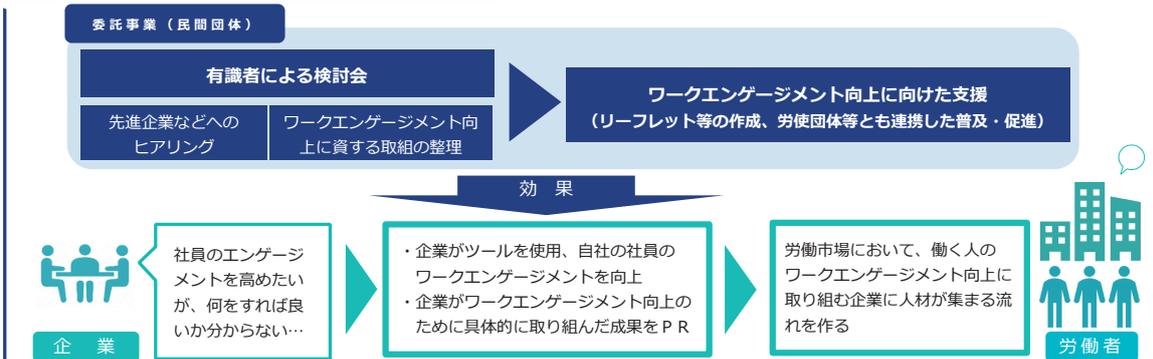
令和5年度当初予算案 19百万円 (-) ※ ()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計		一般
労災	雇用	徴収
	○	

1 事業の目的

民間からの提案募集において、「従業員の満足度を高めるために企業が具体的に何をやるべきかわからない」という課題への対応を求める提案があったことから、ワークエンゲージメント(※)の向上に取り組む、あるいは、これから取り組もうとする意欲ある企業を後押しするため、有識者による検討会を開催し、ワークエンゲージメントの向上に資する取組等を整理した上で、その普及・促進を図るなど企業が具体的に取組めるよう支援を行い、働く方々の働きやすさや働きがいの向上をより広く推進する。  
※働き手にとって、組織目標の達成と自らの成長の方向が一致し、仕事へのやりがいや働きがいを覚える中で、組織や仕事に主体的に貢献する意欲や姿勢を示す概念。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



参考

経済財政運営と改革の基本方針2022【R4.6.7閣議決定】  
第2章新しい資本主義に向けた改革  
1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野  
(多様な働き方の推進)より抜粋

人的資本投資の取組とともに、働く人のエンゲージメントと生産性を高めていくことを目指して働き方改革を進め、働く人の個々のニーズに基づいてジョブ型の雇用形態を始め多様な働き方を選択でき、活躍できる環境の整備に取り組む。

**拡充** 女性の活躍推進及び両立支援に関する総合的情報提供事業

雇用環境・均等局雇用機会均等課 (内線7843、7859)

令和5年度当初予算案 1.8億円 (1.3億円) ※ ()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計		一般
労災	雇用	徴収
	○	

1 事業の目的

企業における女性活躍推進に関する情報や、女性活躍推進と仕事と家庭の両立に係る取組を一覧化し、公表する場を提供することにより、女性の活躍推進のための取組や、仕事と家庭の両立支援制度を利用しやすい環境整備を促進する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

【女性の活躍推進企業データベース・イメージ】

URL▶▶▶ <https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>

スマホ版▶▶▶



企業名	A社	B社
所在地	東京都〇〇区123	東京都〇〇区456
企業規模	101人~300人	10~100人
企業認定等	女性の活躍を進めて認定を取得している企業だ!	
採用した労働者に占める女性労働者の割合	(事務職) 40% (技術職) 30%	(事務職) 20% (技術職) 10%
労働者に占める女性労働者の割合	(事務職) 30.2% (技術職) 3.3%	(事務職) 12.2% (技術職) 1.5%
男女別の育児休業取得率	(事務職) 男性: 30%、女性: 95% (技術職) 男性: 22%、女性: 89%	(事務職) 男性: 7%、女性: 90% (技術職) 男性: 0.5%、女性: 89%
年次有給休暇の取得率	(正社員) 75%	(正社員) 50%
管理職に占める女性労働者の割合	30% (1,500人) 管理職全体 (男女計) 5,000人	
男女の賃金の差異 全労働者	80.2%	既に、男女の賃金の差異を開示している企業だ!
うち正規雇用労働者	74.4%	
うち非正規雇用労働者	102.3%	

【事業概要】

「女性の活躍推進企業データベース」の活用  
の促進・機能強化等 ※下線が拡充部分

■特に、101人以上300人以下の企業がデータベース上で女性活躍推進法に基づく情報公表を行うよう、また多くの企業が男女の賃金の差異をデータベース上で公表するよう周知や登録勸奨等を行い女性活躍等に関する企業情報の見える化を推進する。

■大学・キャリアセンター等との連携や学生向けイベントの開催等により、学生等求職者が男女の賃金の差異に着目し企業選択を行うよう周知・啓発を進めるとともに、データベースの機能強化やコンテンツの充実等を図りデータベースのユーザビリティの向上を図る。

■女性の活躍推進及び仕事と育児・介護の両立支援について、他の模範となる取組を行う企業の事例を収集・取りまとめを行い、企業向けに発信する。

【事業実績】年間アクセス件数 (令和3年度)  
女性の活躍推進企業データベース: 322,888件

【実施主体】委託事業 (民間団体等)

○多様な選択を力強く支える環境整備・雇用セーフティネットの再整備  
 >フリーランス・トラブル110番による相談支援の充実

**拡充** **フリーランスに対する相談支援等の環境整備事業** 雇用環境・均等局  
総務課雇用環境政策室（内線7873）

令和5年度当初予算案 78百万円（60百万円） ※（）内は前年度当初予算額 ※中小企業庁・公正取引委員会においても別途予算措置

**1 事業の目的**

- フリーランスとして働く方が安心して働ける環境を整備するため、厚生労働省では、関係省庁と連携し、成長戦略実行計画（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、「フリーランスガイドライン」を策定した。また、「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、フリーランスと発注者等とのトラブルについて、弁護士にワンストップで相談できる窓口「フリーランス・トラブル110番」を令和2年11月に設置し、丁寧な相談対応に取り組んできた。
- 相談窓口におけるフリーランスからの相談件数が増加傾向にあることから、相談窓口の体制拡充やトラブル解決機能を向上させることで、引き続き迅速かつ丁寧な紛争解決の援助を行い、フリーランスとして働く方が安心して働ける環境整備を図る。

**2 事業の概要・スキーム等**

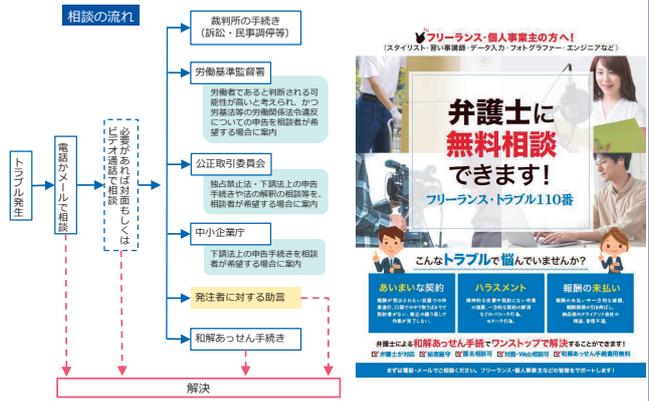
**【事業の概要】**

フリーランスから、発注者等との間のトラブル等についての相談を受けるなど、紛争解決の援助を行う。

- ・弁護士による電話・メール相談の対応及び一般的な法律の説明だけでは解決できない場合の個別相談対応
- ・弁護士による発注者等に対する助言の実施
- ・和解あっせん人が相談者と相手方の話を聞いて、利害関係を調整したり、解決案を提示することで和解を目指す手続きである和解あっせんの実施
- ・「フリーランスが安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」の周知

**【事業の拡充点】**

- ・相談及び和解あっせんに対応する弁護士、事務補助員増員
- ・弁護士による発注者等に対する助言の実施【新規】



**3 実施主体**

民間事業者等（委託事業）

**4 事業実績**

- ・令和3年度相談件数：4,072件
- ・和解あっせん受付件数：134件

○女性の活躍促進  
 >個々の企業に対する女性の活躍促進のためのコンサルティング等の実施

**拡充** **民間企業における女性活躍促進事業** 雇用環境・均等局雇用機会均等課（内線7953）

令和5年度当初予算案 2.3億円（1.7億円） ※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般 会計
労災	雇用	徴収	
	○		

**1 事業の目的**

事業主、特に中小企業を対象として、女性の活躍推進に関する自社の課題を踏まえた取組内容のあり方、定められた目標の達成に向けた手順等について、説明会や個別企業の雇用管理状況に応じたコンサルティング等を実施し、我が国における女性活躍の一層の推進を図る。また、男女の賃金の差異の是正に向け、事業主が抱える課題解決等に向けた個別の支援を充実させていく。

**2 事業の概要・スキーム、実施主体等**

**女性活躍推進に向けたコンサルティング等（実施主体：委託事業）**

**女性活躍推進センター（民間団体等）**

**女性活躍推進説明会**

- 企業にとっての人材の多様性の確保の重要性やメリット、女性活躍に向けた具体的な取組や、自社で定めた目標の達成に向けた手順等に関する説明会を実施（令和4年度47回→令和5年度47回）。
- 男女の賃金の差異の是正に向け、賃金の差異の算出や分析の方法、賃金の差異が生じる要因の解説と対応策についても解説。



※下線が拡充部分

**オンライン・メール・電話・個別訪問によるコンサルティング**

- 女性活躍推進アドバイザーを委嘱し、支援を希望する企業の雇用管理状況を分析するとともに、女性活躍に向けた課題の整理、現在実施している取組みの検証及び新たな取組みの提案等を実施（令和4年度1,000件→令和5年度：1,300件）。
- 特に、賃金の差異の算出の支援、差異が生じている場合の要因分析への助言、男女の賃金の差異の主な要因である「管理職比率」や「勤続年数の差異」等に焦点を当て、雇用管理区分ごとの分析も踏まえた、改善に向けた具体的なアドバイス・支援を実施。



労働保険特別会計			一般
労災	雇用	徴収	会計
	○		

1 趣旨 令和5年度当初予算案 16百万円（-） ※（）内は前年度当初予算額

①メンター制度導入・ロールモデル育成等マニュアル・事例集の作成

女性活躍を推進している企業の多くが抱えている「本人が現状以上に活躍したいと思っていない」「社内にロールモデルとなる女性社員が少ない」といった課題に対応するため、民間提案（メンター制度の設置等）を踏まえ、メンター制度の導入やロールモデルの育成、地域ネットワーク構築に関するマニュアル及び事例集を作成することで、女性労働者のキャリア形成支援を図る。

②女性労働者等向け「アンコンシャス・バイアス解消セミナー」の実施

個々の女性労働者の活躍推進を阻む要因となっている個人・組織のアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）を解消するため、民間提案も踏まえ、女性労働者のほか、管理職、人事労務担当者、経営トップ層等を対象としたセミナーを実施する。

2 概要・スキーム

①メンター制度導入・ロールモデル育成等マニュアル・事例集の作成

① 各企業への調査

導入状況・効果・課題

② 企業ヒアリング

ヒアリング先：メンター制度の導入等によって女性活躍の効果が上がっている企業等

③ マニュアル・事例集の作成



①・②の結果を踏まえ、検討委員会において、メンター制度導入やロールモデル育成、地域ネットワークづくりに関するマニュアル・事例集を作成

②女性労働者等向け「アンコンシャス・バイアス解消セミナー」の実施



・「管理職を目指してほしい」と言われたが、「まだ無理」と反応してしまった  
・「責任あるポジションを任せたい」と言われても、「私には無理」と思ってしまう



・女性はすぐ辞めてしまうので、育成しても無駄だ  
・女性は昇進・昇格を望んでいない  
・仕事の内容には、男性向き、女性向きがある  
・男性が子どものお迎えで早退はおかしい

といった偏見を取り除く「アンコンシャス・バイアス解消セミナー」をwebで開催（アンコンシャス・バイアス：無意識の偏見）  
対象・・・女性労働者のほか、管理職（これから管理職になり女性部下を持つ世代の労働者を含む）、人事労務担当者、経営トップ層等

※実施主体 委託事業（民間団体）

➤子育て中の女性の支援に取り組むNPO等へのアウトリーチ型支援の推進などマザーズハローワークにおける就職支援の強化

令和5年度当初予算案 40億円（40億円） ※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般
労災	雇用	徴収	会計
	○		

1 事業の目的

子育て中の女性等に対する就職支援を強化するため、専門支援窓口「マザーズハローワーク」「マザーズコーナー」を設置。子ども連れで来所しやすい環境を整備し、求職者の状況に応じた担当者制の個別支援を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

「マザーズハローワーク」「マザーズコーナー」における就職支援の拡充

設置箇所

- ・マザーズハローワーク 21箇所
- ・マザーズコーナー 185箇所

実施体制

- ・職業相談員 239人
- ・就職支援ナビゲーター 310人 → 321人（11人増）
- ・求人者支援員 31人

支援内容

一人ひとりの状況に応じた きめ細かな就職支援

担当者制・予約制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を実施。  
地域の子育て支援拠点や子育て中の女性等の支援に取り組むNPOへのアウトリーチ型支援（出張相談、就職支援セミナー）のための就職支援ナビゲーターを全国のマザーズハローワーク（10箇所→21箇所）に配置。

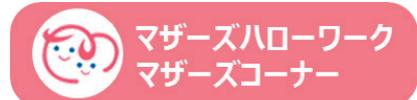
求職者の希望やニーズに適合する求人開拓のほか、仕事と子育てが両立しやすい求人情報を収集・提供

就職活動に向けた心構え、面接対策、パソコン講習など、再就職に資する各種セミナーの実施

各種就職支援サービスのオンライン化の推進

子育て中の女性等が自宅でも就職活動ができるよう、全国のマザーズハローワーク（7箇所→21箇所）において、各種就職支援サービスをオンラインで利用できる「オンラインマザーズハローワーク」を実施。SNS、HPを活用したイベント情報発信によりマザーズハローワークの利用を促進。

事業実績 令和3年度重点支援対象者就職件数：58,108件



○高齢者の就労・社会参加の促進  
 >ハローワークにおける生涯現役支援窓口などのマッチングの支援

生涯現役支援窓口事業の概要

職業安定局高齢者雇用対策課 (内線5822)

令和5年度当初予算案 28億円 (29億円) ※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般
労災	雇用	徴収	会計
	○		

1 事業の目的

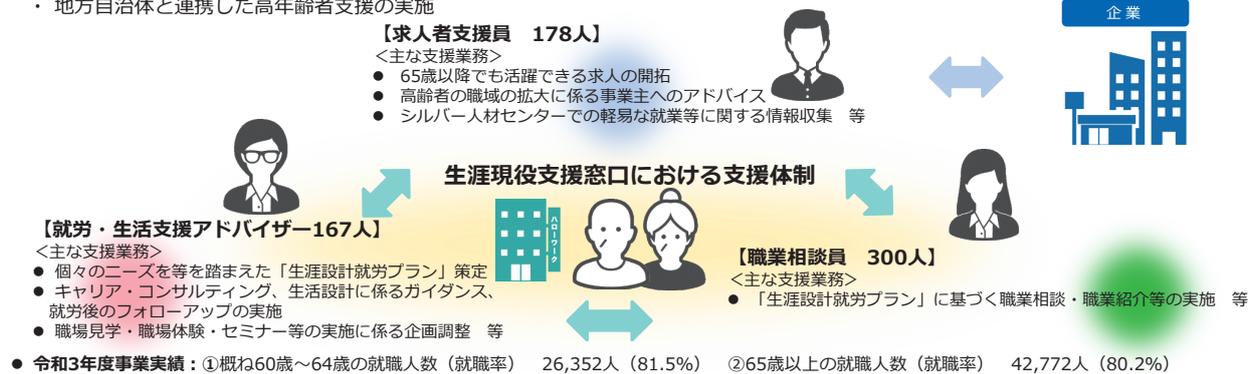
- 少子高齢化が急速に進展する中、労働力人口が減少し、高齢者の労働力の活用が重要な課題となっているが、高齢者は一旦離職すると、その他の年齢層に比べ再就職は難しく、失業が長期化し、生活保護に頼らざるを得ない状況に陥るおそれがある。
- また、高齢期における就業ニーズは多種多様であり、年金等の受給状況等も考慮しながら就労支援を行う必要があり、ハローワークにおける一般的な職業相談・職業紹介においては、十分な対応が困難な場合がある。
- そこで、概ね60歳以上の高齢者求職者を対象として、就労経験や就労ニーズ等を踏まえた職業生活の再設計に係る支援や生涯現役支援チームによる就労支援等を行う生涯現役支援窓口事業を実施する。

2 事業の概要

- **支援対象者等**：全国300箇所のハローワークにおいて、概ね60歳以上の高齢求職者のうち、長期失業高齢求職者、離転職を繰り返す者及びその他公共職業安定所長・事業担当責任者又は相談窓口職員がチーム支援を受けなければ就労が困難であると判断した者 等

● 主な支援内容：

- ・ 高齢期の生活を踏まえた職業生活の再設計や年金受給者である求職者の職業生活に係る相談・援助
- ・ 高齢求職者向け求人情報の開拓・提供 (65歳以上が就業可能な短時間の求人開拓を強化)
- ・ シルバー人材センターとの連携した軽易な就業等に関する情報の提供
- ・ 地方自治体と連携した高齢者支援の実施



高齢退職予定者キャリア人材バンク事業

職業安定局雇用政策課労働移動支援室 (内線5787、5878)

令和5年度当初予算案 5.0億円 (4.5億円) ※()内は前年度当初予算額

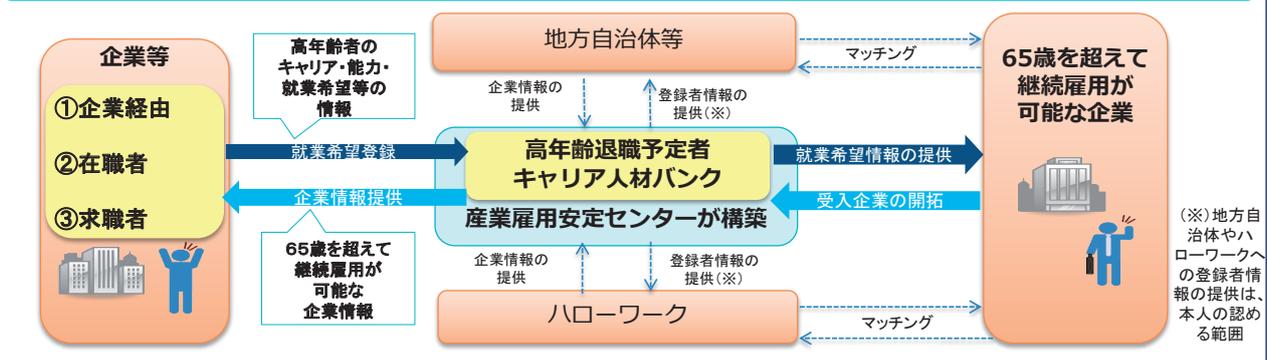
労働保険特別会計			一般
労災	雇用	徴収	会計
	○		

1 事業の目的

生涯現役社会の実現に向けて、(公財)産業雇用安定センターにおいて、高齢退職予定者のキャリア等の情報を登録し、その能力の活用を希望する事業者に対してこれを紹介することにより、高齢者の就業促進を図る。

2 事業の概要・スキーム等

- 企業等より65歳を超えて働くことを希望する高齢者のキャリア・能力・就業希望等の情報を受け、産業雇用安定センターにおいて、高齢退職予定者キャリア人材バンクを構築し、マッチングを実施。
- 地方自治体やハローワーク等に高齢退職予定者キャリア人材バンクの登録情報を本人の認める範囲内で広く提供し、各機関等においてマッチングを実施。
- 令和3年度事業実績：成立件数 2,384件



## シルバー人材センター等補助金

(高齢者就業機会確保等事業、高齢者活用・現役世代雇用サポート事業)

職業安定局高齢者雇用対策課  
(内線5822)

令和5年度当初予算案 141億円 (146億円) ※()内は前年度当初予算額

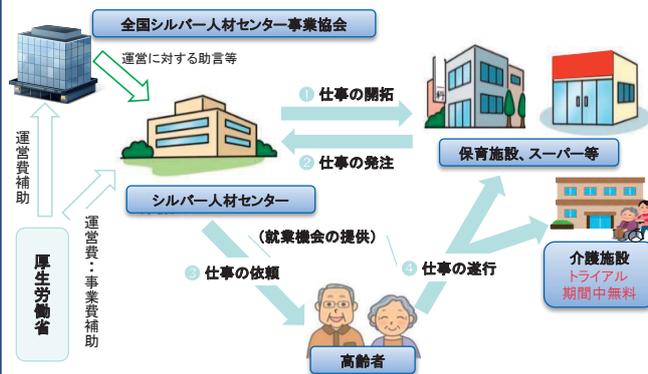
労働保険特別会計			一般
労災	雇用	徴収	会計
	11/20		9/20

### 1 事業の目的

- ・高齢退職者に対して臨時的、短期的又は軽易な業務に係る就業機会を確保・提供することにより、高齢退職者の能力の積極的な活用を図り、福祉の増進に資することを目的とするシルバー人材センター連合等への運営費を補助する。
- ・シルバー人材センターによるサービス業等の人手不足分野や介護、育児等の現役世代を支える分野での就業機会の開拓・マッチング等を推進するため、その事業費を補助する。
- ・また、介護の専門的な知識・経験が必要ない介護補助業務等を切り出すとともに、シルバー人材センターを利用したことがない介護施設にシルバー人材センターを1カ月無償で活用してもらうことによって、介護分野の人材確保支援及び高齢者の一層の活躍を促進する。
- ・その他、全国シルバー人材センター事業協会への運営費を補助する。

### 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

#### ○ 事業のイメージ



#### ○実施主体

シルバー人材センター連合、全国シルバー人材センター事業協会

#### ○ シルバー人材センターが扱う仕事

介護施設・育児施設・スーパーマーケット・ホテル・レストラン・製造業企業等への派遣、  
福祉・家事援助サービス、空き屋管理、地域見守りサービス、観光案内、  
清掃、除草、自転車置き場管理、公園管理、宛名書き、植木剪定、障子・ふすま張り など

#### ○補助率

運営に係る経費の1/2の範囲内で補助

#### ○事業実績

就業延人員数:63,456,987人日(令和3年度)

## 高齢者活躍人材確保育成事業

職業安定局高齢者雇用対策課  
(内線5826)

令和5年度当初予算案 13億円 (12億円) ※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般
労災	雇用	徴収	会計
	○		

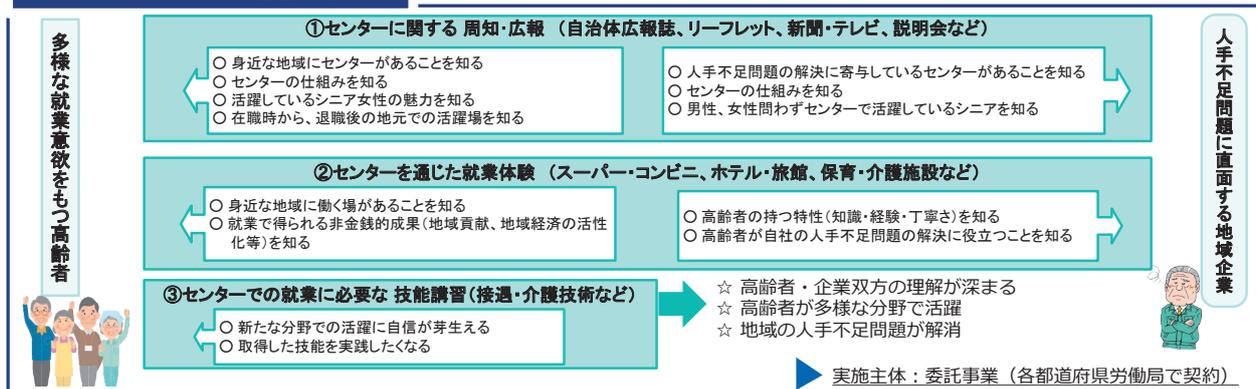
### 1 事業の目的

- 労働力人口の減少等により、サービス業等での人手不足や、育児・介護等の現役世代を支える分野での担い手不足が問題となる中、当該分野での高齢者の就業を推進することは喫緊の課題。
- 高齢者の中には、退職後の就業に意欲的な者がいる一方で、経済的理由から働く必要がない等の理由から、必ずしも就業に意欲的でない者も多くみられる。また、地域の企業の中には、未だ高齢者の活用に積極的でない、又は興味はあるがどのように活用していいかわからない企業も存在する。
- そのため、本事業により、シルバー人材センター（以下、センター）の新規会員の増加等を通じ、高齢者の就業を推進していく。

### 2 事業の概要

- 以下の取組により、センターの新規会員獲得や新たにセンターを活用する企業の増加を目指す。
  - ①高齢者・企業に対するセンターの周知・広報の実施
  - ②高齢者・企業がセンターへの理解を深めるため、就業体験の実施
  - ③センターでの就業に必要な技能講習の実施
- また、既にセンターの会員であるが新たな分野で活躍を希望している会員等に対して、就業体験や技能講習を実施することにより、人手不足分野等での担い手不足の解消を目指す。
- 事業実績：新規入会者数 5,524人 (令和3年度)

### 3 事業スキーム・実施主体等



○障害者の就労促進  
 > 中小企業をはじめとした障害者の雇入れ等の支援

**拡充** 障害者雇用ゼロ企業等に対する「企業向けチーム支援」の実施等 職業安定局障害者雇用対策課  
(内線5301、5854)

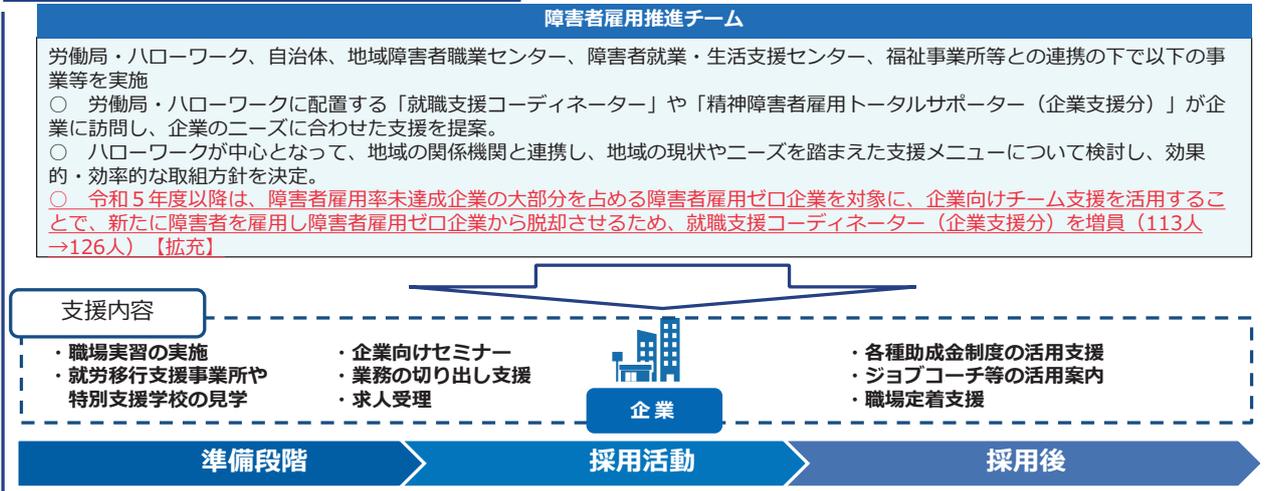
令和5年度当初予算案 10億円 (9.6億円) ※ ()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

**1 事業の目的**

・ 障害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している雇用ゼロ企業に対して、ハローワークが中心となって各種支援機関と連携し、企業ごとのニーズに合わせて、求人ニーズに適合した求職者の開拓等の準備段階から採用後の定着支援まで障害者雇用を一貫して支援する。

**2 事業の概要・スキーム・実施主体等**



**3 事業実績**

○ 企業向けチーム支援事業の対象事業中、新たに障害者を雇用した企業の割合：53%（令和3年度）

**「障害者向けチーム支援」の実施等によるハローワークマッチングの強化** 職業安定局障害者雇用対策課  
(内線5301)

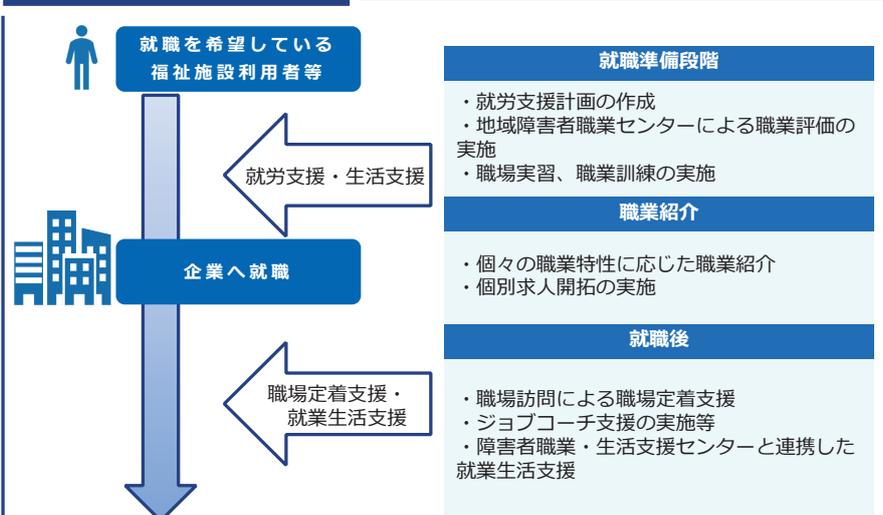
令和5年度当初予算案 17億円 (18億円) ※ ()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

**1 事業の目的**

・ 福祉施設等の利用者をはじめ、就職を希望する障害者一人ひとりに対して、ハローワーク職員（主査）と福祉施設の職員、その他の就職支援者がチームを結成し、就職から職場定着まで一貫した支援を実施（平成18年度から実施）

**2 事業の概要・スキーム**



**3 実施主体等**

- 主査：ハローワーク職員**
- ・ 専門援助部門が担当
  - ・ 就職支援コーディネーターを配置し、関係機関と調整
- 副主査：福祉施設等職員**
- 地域障害者職業センター
  - 障害者就業・生活支援センター
  - 就労移行支援事業所
  - 職業能力開発校
  - 特別支援学校 等
- その他の就労支援者**
- ジョブコーチ
  - 相談支援事業所
  - 福祉事務所
  - 発達障害者支援センター
  - 難病相談・支援センター
  - 医療機関 等

**4 事業実績**

障害者向けチーム支援事業による障害者の就職率：51.7%（令和3年度）

# 障害者就業・生活支援センターによる地域における就業支援

職業安定局障害者雇用対策課  
地域就労支援室（内線5832）

令和5年度当初予算案 81億円（80億円）※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計		一般
労災	雇用	徴収
	○	

## 1 事業の目的

- 障害者就業・生活支援センター（以下「センター」という。）は障害者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携の下、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行い、障害者の雇用の促進及び安定を図る。
- 更に、全国の障害保健福祉圏域ごとに設置しているセンターは、各地域における中核的な就労支援機関として位置づけられており、個々の障害者のニーズに応じた相談・支援に加えて、地域の支援機関のネットワークの拠点としての役割を担う。

## 2 事業の概要等

### ＜就業面の支援＞

- ・就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
- ・就職活動の支援、職場定着に向けた支援
- ・障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所への助言と円滑な引き継ぎ
- ・関係機関との連絡調整

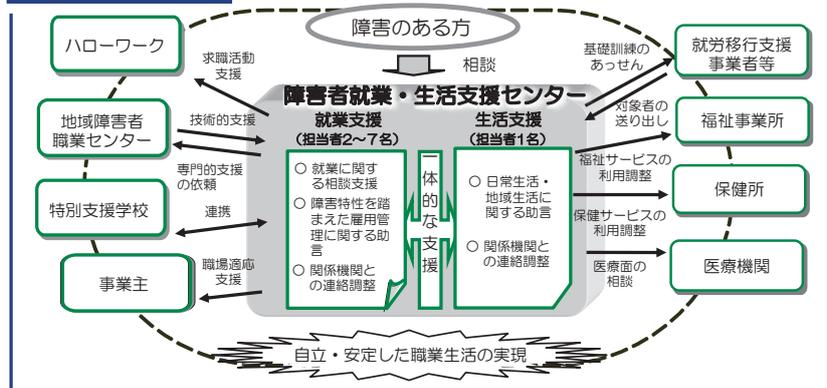
### ＜生活面の支援＞

- ・生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活に関する助言
- ・住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言

### 【実施主体】

都道府県知事がセンターとして指定した法人（一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、医療法人）

## 3 事業スキーム



## 4 事業実績（令和3年度）

支援対象障害者数：210,199人  
 相談・支援件数：支援対象障害者 1,291,475人 事業所 450,831人  
 就職件数（一般事業所）：15,832人 就職率：78.0% 定着率（1年）：81.4%

# 障害者の雇用を推進するためのテレワークの推進

職業安定局障害者雇用対策課  
地域就労支援室（内線5854）

令和5年度当初予算案 75百万円（80百万円）※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計		一般
労災	雇用	徴収
	○	

## 1 事業の目的

- 障害者の多様な働き方の推進や、通勤が困難な者、感覚過敏等により通常の職場での勤務が困難な者等の雇用機会の確保のため、障害者雇用におけるテレワークの更なる推進が必要である。
- ▶ 障害者へのテレワークの導入は徐々に進みつつあるが、導入にあたっては、個々の障害の特性に応じたコミュニケーションや体調管理等の個別の対応が必要であることから、引き続き個別のコンサルティングを実施する。加えて、障害者へのテレワークを導入した企業に対して、運用面での課題への助言や障害者の職場定着に向けた相談支援を行う。
- ▶ また、DXの進展等により、これまで障害者が担ってきた定型業務が減少し、障害者の雇用維持が難しくなる事案が生じることが懸念されており、障害者の新たな職域の開発が求められていることから、テレワーク導入を通じて、新たな職域開発に向けた雇用モデルの構築を支援する。

## 2 事業の概要等

### ① 導入ガイダンスの実施

障害者をテレワークにより雇用したいと考えている企業に対して、具体的な導入に向けた手順等の説明を行うガイダンスを実施する（集合・オンラインのハイブリッド形式：1回）

### ② コンサルティングの実施

- ・テレワークの実施にあたっての個々の障害者の障害特性に応じた相談に応じる専門アドバイザーによる個別具体的なテレワーク導入に向けたコンサルティングを実施する（1企業最大5回）
- ・上記に加えて、テレワーク導入後の運用面の課題や障害者の職場定着に向けた相談を実施する（新規）。

### ③ 事例集等のインターネット上での周知

過去に作成した障害者のテレワークに関する事例集やフォーラムの動画等をインターネット上に掲載し、広く周知を行う。



### ④ テレワークを通じた新しい雇用モデルの構築

既存の業務を割り振ることによる従来型の障害者への職務選定の方法ではなく、企業全体の業務フローや情報システム、職務設定等の再設計を行う中で、テレワークにより実施する障害者の新たな職域開発を行う雇用モデルの構築を支援する（企業数：3社程度）（新規）。

事業実績：障害者雇用テレワーク促進フォーラム開催：1回 / 障害者雇用テレワーク企業向け導入ガイダンス開催：2回（令和3年度）

# 福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業

職業安定局障害者雇用対策課  
(内線5301)

令和5年度当初予算案 2.8億円 (2.9億円) ※ ()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	49/50		1/50

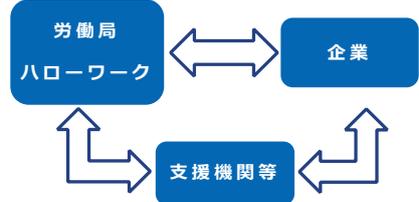
## 1 事業の目的

- ・ 障害者やその保護者、これらを取り巻く就労支援機関・特別支援学校・医療機関等関係機関の職員等は、企業就業への意識や実際に企業で就業するイメージが十分とは言えず、企業での就業に対する躊躇や諦めを持つなど、福祉から企業就業への円滑な移行が課題となっている。
- ・ このため、関係機関の職員等に対し、企業での就業への理解促進を図り、企業での就業に対する不安感等を払拭させるため、地域のニーズを踏まえた支援を実施する。

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

### 事業の概要

- ①企業就業理解促進事業
  - ・ 就労支援機関、特別支援学校等、医療機関等を対象とした就労支援セミナー
  - ・ 障害者・保護者、就労支援機関、特別支援学校・大学等の職員、企業の人事担当者等を対象とした事業所見学会
  - ・ 障害者就労アドバイザーによる助言
- ②職場実習推進事業
  - ・ 職場実習に協力する事業所の情報収集
  - ・ 関係機関へ実習協力事業所の情報を提供
  - ・ 実習協力事業所への受入依頼
  - ・ 実習者の損害保険手続き、協力事業所への謝金支払
  - ・ 職場実習のための合同面接会の実施
- ③企業と福祉分野の連携促進事業
  - ・ 企業と就労移行支援事業所等との面談会及び見学会
  - ・ 就労移行支援事業所に関する情報発信の支援



### 実施主体

都道府県労働局、ハローワーク

### 事業実績

◆ハローワークにおける障害者の就職件数：96,180件（令和3年度）

# トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース・短時間トライアルコース）

職業安定局障害者雇用対策課  
(内線5868)

令和5年度当初予算案 12億円 (13億円) ※ ()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

## 1 事業の目的

障害者雇用の取組が遅れている事業所では、障害者雇用の経験が乏しいために、障害者に合った職域開発、雇用管理等のノウハウがなく、障害者を雇い入れることを躊躇する面があるところである。このため、これらの事業所に対して、障害者の試行雇用を通じ、障害者の雇用に対する理解を促進するとともに、障害者の業務遂行の可能性を見極め、試行雇用終了後に常用雇用への移行を進め、就業機会の確保を図ることとする。

## 2 事業の概要・スキーム

### 障害者トライアルコース

公共職業安定所等の紹介により、障害者を1週間の就業時間20時間以上で試行雇用する事業主に対して、助成金を支給する。

#### 【助成額】

- 精神障害者以外・・・対象障害者1人当たり1か月4万円（最大3か月）の助成金を支給する。
- 精神障害者・・・対象障害者1人当たり1～3か月分までは1か月8万円、4～6か月分までは1か月4万円とし、7か月目以降は支給しない。

#### 【試行雇用期間】

試行雇用は原則3か月間（精神障害者については最大12か月）とし、事業主と対象障害者との間で定期雇用契約を締結する。

※ 障害者がテレワークの勤務形態で働く場合には最大6か月までのトライアル雇用を可能とする。（4か月目以降は支給対象外）

### 障害者短時間トライアルコース

公共職業安定所等の紹介により、精神障害者又は発達障害者に対し、短時間の試行雇用を行う事業主に対して、助成金を支給する。

#### 【助成額】

対象障害者1人当たり1か月4万円（最大12か月）の助成金を支給する。

#### 【試行雇用期間】

試行雇用は3か月から最大12か月間とし、事業主と対象障害者との間で試行雇用当初は1週間の就業時間10時間以上20時間未満で、順次20時間以上を目指すことを内容とする定期雇用契約を締結する。

## 3 実施主体等

実施主体：都道府県労働局、ハローワーク  
事業実績：試行雇用開始者数 6,831人（R3実績）

精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援

精神障害者等の就職及び雇用継続の促進に向けた支援事業  
(精神障害者雇用トータルサポーター)

職業安定局障害者雇用対策課  
地域就労支援室 (内線5854)

令和5年度当初予算案 14億円 (15億円) ※ ()内は前年度当初予算額

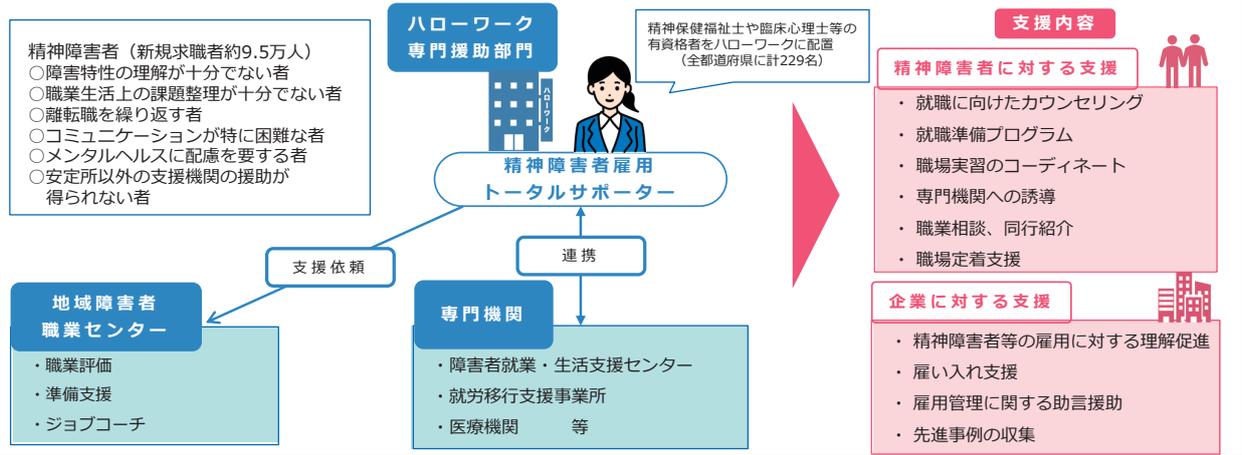
労働保険特別会計	一般
労災	雇用
徴収	徴収
	○

1 事業の目的

- きめ細やかな支援を要する精神障害者等の求職者が増加していることから、障害特性を踏まえた専門的な就職支援や職場定着支援、及び事業主に対する精神障害者等の雇用に係る課題解決のための相談援助を実施する必要がある。
- ハローワークに精神障害者等の専門知識や支援経験を有する者を配置し、相談援助や専門的なカウンセリング等を実施する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

ハローワークにおいて、求職者に対するカウンセリングや就職に向けた準備プログラムを実施するとともに、事業主に対して、精神障害者等の雇用に係る課題解決のための相談援助等の業務を実施。  
事業実績：精神障害者雇用トータルサポーターの支援終了者のうち、就職に向けた次の段階（①就職、②職業紹介、③職業訓練等へのあっせん）へ移行した者の割合 78.7% (令和3年度)



発達障害者の就職及び雇用継続の促進に向けた支援事業  
(発達障害者雇用トータルサポーター)

職業安定局障害者雇用対策課  
地域就労支援室 (内線5854)

令和5年度当初予算案 4.6億円 (4.7億円) ※ ()内は前年度当初予算額

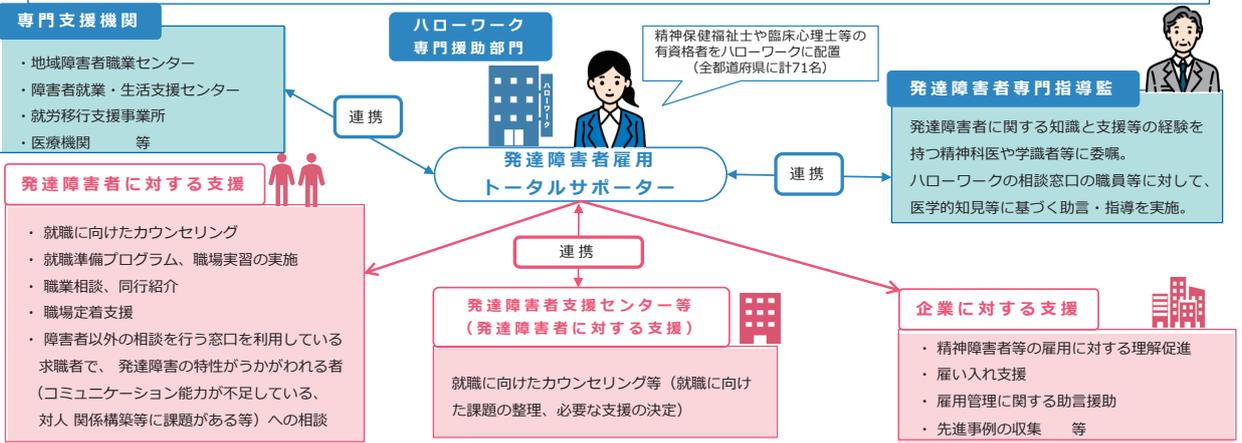
労働保険特別会計	一般
労災	雇用
徴収	徴収
	○

1 事業の目的

- きめ細やかな支援を要する発達障害者の求職者が増加していることから、障害特性を踏まえた専門的な就職支援や職場定着支援、及び事業主に対する発達障害者の雇用に係る課題解決のための相談援助を実施する必要がある。
- ハローワークに発達障害者の専門知識や支援経験を有する者を配置し、相談援助や専門的なカウンセリング等を実施する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

ハローワークにおいて、求職者に対するカウンセリングや就職に向けた準備プログラムを実施するとともに、事業主に対して、発達障害者の雇用に係る課題解決のための相談援助等の業務を実施。  
事業実績：発達障害者雇用トータルサポーターの支援終了者のうち、就職に向けた次の段階（①就職、②職業紹介、③職業訓練等へのあっせん）へ移行した者の割合 81.0% (令和3年度)



拡  
充

# 就職活動に困難な課題を抱える障害のある学生等への就職支援

職業安定局障害者雇用対策課  
地域就労支援室（内線5854）

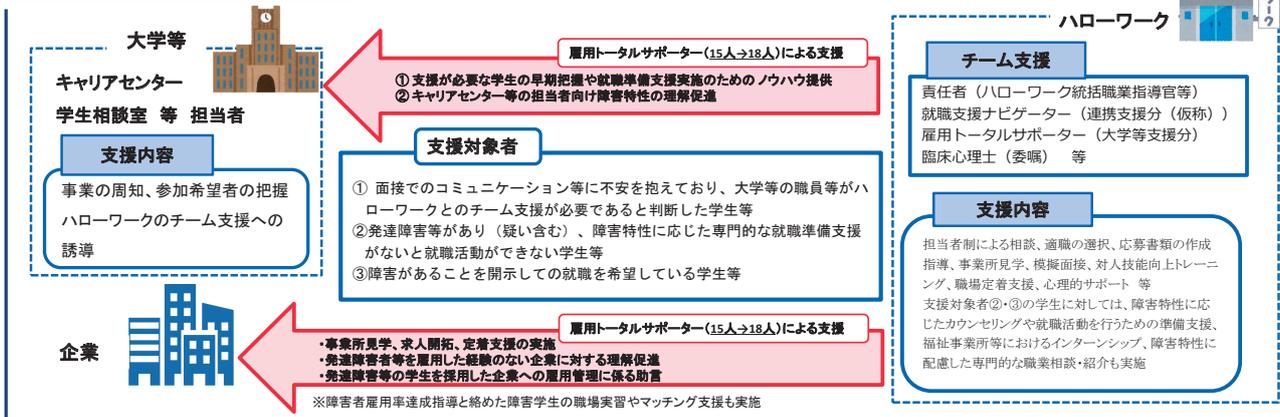
令和5年度当初予算案 1.2億円（1.1億円）※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計		一般
労災	雇用	徴収
	1/2	1/2

## 1 事業の目的

コミュニケーション能力の不足や対人関係の構築等に課題があるなど就職活動に困難な課題を有しており、卒業までに内定を得ることが困難な学生や発達障害等のために専門的な支援がないと就職活動自体が困難な学生等に対して、大学等と連携して支援が必要な学生等への早期把握を図るとともに、就職準備から就職・職場定着までの一貫したチーム支援を行う。

## 2 事業の概要・スキーム



## 3 実施主体等

- 就職活動に当たって課題を抱える学生等に対して、就職支援ナビゲーターが中心となって関係者がチームで支援を実施。なお、障害があり障害特性に応じた専門的支援が必要な学生には雇用トータルサポーター（大学等支援分）による個別支援を実施。
- 就職準備から就職支援、職場定着支援までのトータル支援を実施。

事業実績：雇用トータルサポーター（大学等支援分）の支援対象者である卒業年次（既卒者を含む）の学生等のうち、就職した者の割合47.3%（令和3年度）

# 精神・発達障害者しごとサポーターの養成

職業安定局障害者雇用対策課  
地域就労支援室（内線5788）

令和5年度当初予算案 15百万円（22百万円）※（）内は前年度当初予算額

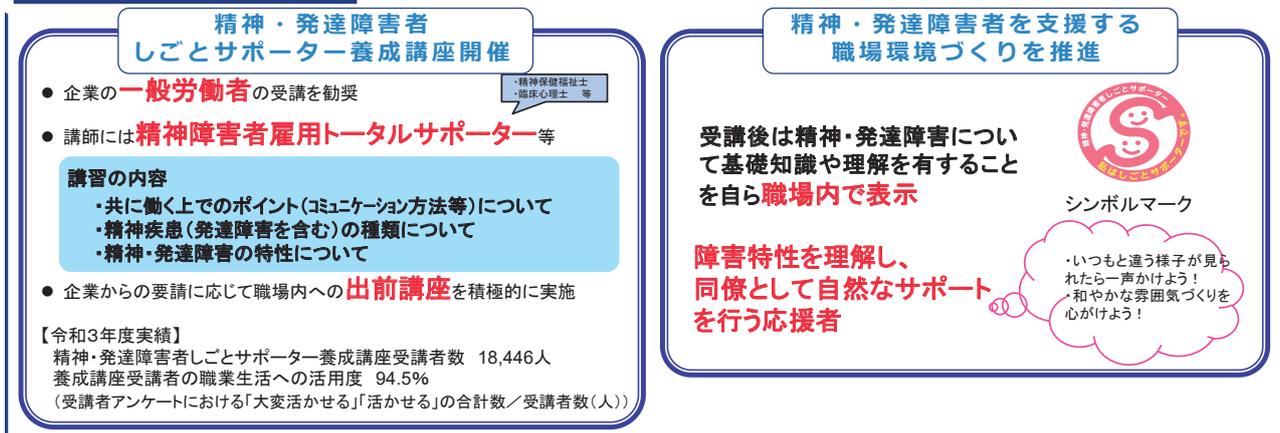
労働保険特別会計		一般
労災	雇用	徴収
	○	

## 1 事業の目的

職場における精神・発達障害者を支援する環境づくりにより、職場定着を推進するため、企業内において、精神・発達障害者を温かく見守り、支援する応援者となる「精神・発達障害者しごとサポーター」を養成し、精神・発達障害者に対する正しい理解を促進する。

- ① 雇用される精神障害者が大幅に増加（障害者雇用状況報告 各年6月1日）  
平成23年 13,024人（障害者計366,199人） → 令和3年 98,054人（障害者計597,786人）
- ② 精神障害者の低い定着率（ハローワークの職業紹介により就職した精神障害者の定着率（平成29年4月、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構）  
3か月経過時点 69.9% 1年経過時点 49.3%
- ③ 精神障害者離職理由第1位は「職場の雰囲気・人間関係」（平成25年度障害者雇用実態調査）

## 2 事業の概要・スキーム



# 難病相談支援センターと連携した就労支援の強化

令和5年度当初予算案 2.2億円（2.2億円）※（）内は前年度当初予算額

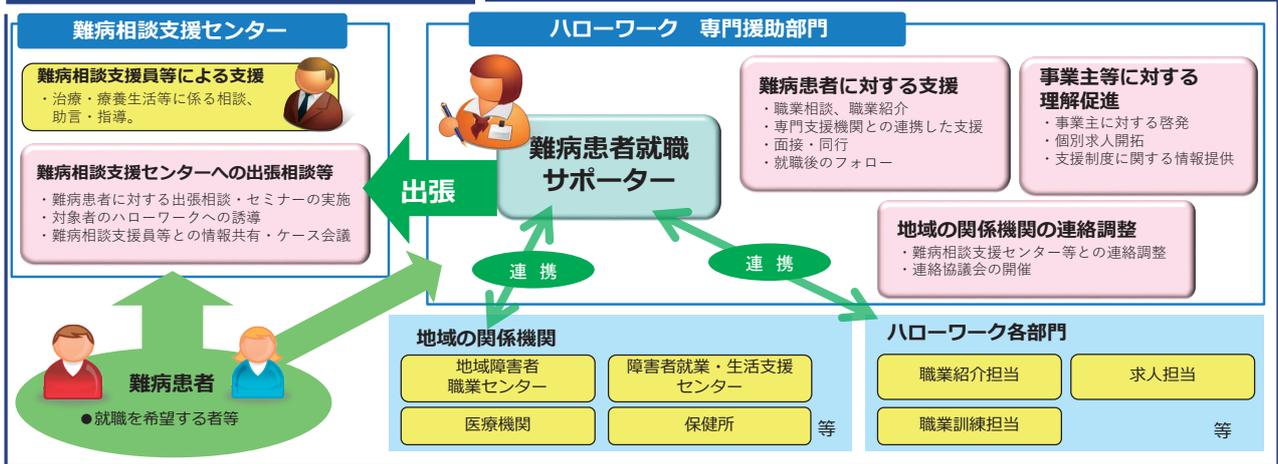
労働保険特別会計		一般会計
労災	雇用	徴収
	1/2	1/2

## 1 事業の目的

○ ハローワークに「難病患者就職サポーター」（※）を配置し、難病相談支援センターをはじめとした地域の関係機関と連携しながら、個々の難病患者の希望や特性、配慮事項等を踏まえたきめ細かな職業相談・職業紹介及び定着支援等総合的な支援を実施。

- ※ 配置数 : 全国51人  
 配置場所 : ハローワークの専門援助窓口  
 採用要件 : 医療・社会福祉等の資格保有者又は実務経験者、キャリアコンサルタント・産業カウンセラー資格保有者等、難病患者の相談に関する業務経験1年以上等  
 事業実績 : 難病患者就職サポーターによる就職率64.8%（令和3年度実績）

## 2 事業の概要、実施主体等



# 特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）

令和5年度当初予算案 6.3億円（6.1億円）※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計		一般会計
労災	雇用	徴収
	○	

## 1 事業の目的

発達障害者は、社会性やコミュニケーション能力に困難を抱えている場合が多く、就職・職場定着には困難が伴っている。また、難病患者は、慢性疾患化して十分に働くことができる場合もあるが、実際の就労に当たっては様々な制限・困難に直面している。このため、発達障害者及び難病患者の雇用を促進するため、これらの者を新たに雇用し、雇用管理等について配慮を行う事業主に対する助成を行う。

## 2 事業の概要、事業実績等

### (1) 対象事業主

発達障害者又は難病患者※1を、公共職業安定所や一定の要件を満たした民間職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主

### (2) 助成対象期間

1年(中小企業2年)

### (3) 支給金額

50万円(中小企業の場合120万円)※2

### (4) 事業実績

①86.5%

対象労働者のうち6か月継続雇用された労働者の割合  
 (6か月間継続雇用者数/対象労働者数(令和3年度上半期))

②1,242件

対象労働者の雇入れ件数(令和3年度)

※1 治療方法が確立しておらず、長期の療養を必要とし、診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっている疾患のある者(障害者総合支援法の対象疾病を基に設定)

※2 特定求職者雇用開発助成金と同様、雇入れ後6か月経過ごとに2回(中小企業の場合は4回)に分けて支給する。



➤ 雇用施策と福祉施策の連携による重度障害者等の就労支援

## 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業

障害保健福祉部障害福祉課  
(内線3044)

令和5年度当初予算案 7.7億円 (7.7億円) ※ ()内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

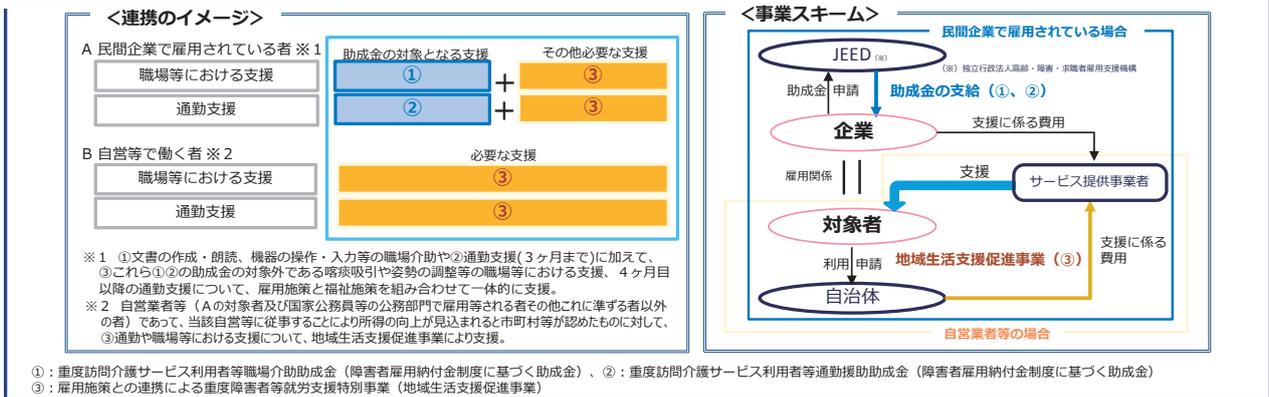
重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、職場等における介助や通勤の支援を実施する。

### 2 事業の概要

重度障害者等の通勤や職場等における支援について、企業が障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても支援が残る場合や、重度障害者等が自営業者として働く場合等で、自治体が必要と認めた場合に支援を行う。

※ 支援対象となる重度障害者等は、重度訪問介護、同行援護又は行動援護のサービスを利用している者。  
※ 自治体が必要性を判断するに当たっては、障害者本人の状況や事業主の企業規模等を勘案する。

### 3 事業のスキーム



### 4 実施主体等

- ◆ 実施主体：市区町村
- ◆ 補助率：国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4

### 5 事業実績

- ◆ 実施自治体数：26市区町村、利用者92人(14市区村、利用者46人)
- ※ 障害福祉課調べ(令和4年10月1日時点)  
括弧は令和3年度実績

○外国人に対する支援

➤ 外国人求職者等への就職支援、企業での外国人労働者の適正な雇用管理の推進、外国人労働者の雇用管理や労働移動の実態把握のための統計整備

## 外国人求職者等への就職支援

職業安定局外国人雇用対策課(内線5773)

令和5年度当初予算案 11億円(11億円) ※ ()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計	一般会計
労災 雇用 徴収	
3/4	1/4

### 1 事業の目的

我が国で活躍する外国人の安定的な就職の促進を図るため、我が国での就職を希望する留学生や専門的・技術的分野の外国人のほか、身分に基づく在留資格の外国人に対する全国的ネットワークによる就職支援を実施する。

### 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

○ 日本での就職を希望する外国人留学生及び専門的・技術的分野の外国人材に対する支援

→外国人雇用サービスセンターを、留学生や専門的・技術的分野の外国人の就職支援拠点と位置付け、ハローワークの全国ネットワークを活用し、専門的かつきめ細やかな就職支援を行う。また、一部の新卒応援ハローワークに留学生コーナーを設置し、外国人雇用サービスセンターと連携し、担当者制によるきめ細やかな就職支援を実施。

○ 定住外国人に対する支援

→定住外国人が多く所在する地域を管轄するハローワークに外国人雇用サービスコーナーを設置し、専門相談員による職業相談や、個々の外国人の特性に応じた求人を開拓する。

#### I. 外国人雇用サービスセンター(4拠点)

留学生や専門的・技術的分野の外国人の就業を促進するための中核的施設として、ハローワークの全国ネットワークを活用した、職業相談や職業紹介のほか、外国人留学生向けの合同就職面接会やインターシップ、就職ガイダンス等を実施。また大学とハローワークとの連携協定の締結等により連携を強化し、留学早期における就職支援から、就職後の定着支援まで一貫した支援を実施することにより、国内就職の促進を図る。

#### II. 留学生コーナー(21拠点)

留学生の多い地域の労働局を中心に設置。外国人雇用サービスセンターと連携し、専門の相談員による担当者制でのきめ細やかな就職支援を実施

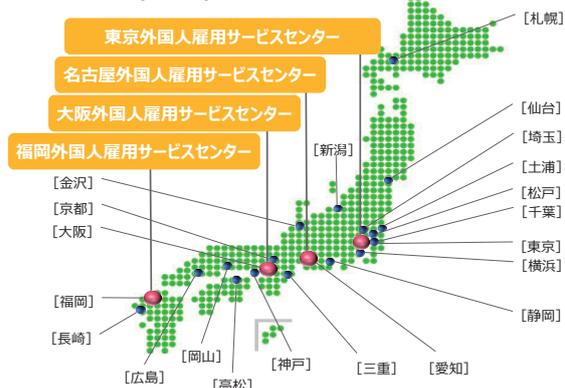
#### III. 外国人雇用サービスコーナー(139拠点)

定住外国人が多く所在する地域のハローワークを中心に設置。設置地域の特性に応じた言語の通訳員を配置し、専門の相談員による就職支援を実施。

※このほか、全国のハローワーク(544拠点)においても、外国人労働者が離職した際の職業相談等に対応。

(事業実績(令和3年度)) 上記各施設での職業相談件数 312,338件

【拠点図】  
：【留学生コーナー(21拠点)】



# 企業での外国人労働者の適正な雇用管理の推進

職業安定局外国人雇用対策課  
(内線5729、5720)

令和5年度当初予算案 12億円 (12億円) ※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般
労災	雇用	徴収	会計
	○		

## 1 事業の目的

外国人労働者が年々増加する中、事業主には、雇用する外国人労働者の職場定着に向けた適正な雇用管理が求められることから、事業主の雇用管理改善の取組及び外国人労働者の職場定着の促進を図るため、下記の取組を行う。

- ① ハローワークにおける外国人を雇用する事業主に対する、
  - ▶ 外国人労働者の特性に応じた**適正な雇用管理の確保のための助言・指導**
  - ▶ 外国人雇用状況届出による**外国人労働者の就業状況の的確な把握**
 等のために必要な体制整備をはかる。

### ◆ 外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針について

事業主は、その雇用する外国人がその有する能力を有効に発揮できるよう、職業に適應することを容易にするための措置の実施その他の雇用管理の改善を図るとともに、解雇等で離職する場合の再就職援助に努めなければならない(労働施策総合推進法第7条)。

→外国人を雇用する事業主が遵守すべき法令や努めるべき雇用管理の内容などを盛り込んだ「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」を策定

ハローワークはこの指針に基づき、外国人を雇用する事業主に対し必要な助言・指導を行っている。

- ② 外国人の雇用に関して採用ノウハウの不足や受入手続き等の不安を課題とする事業主も多いことから、指針上選任が求められている雇用労務責任者※にかかる新たな講習を実施する。  
 ※外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針  
 第六 外国人労働者の雇用労務責任者の選任  
 事業主は、外国人労働者を常時十人以上雇用するときは、この指針の第四に定める事項等を管理させるため、人事課長等を雇用労務責任者(外国人労働者の雇用管理に関する責任者をいう。)として選任すること。

- ③ 外国人特有の事情に配慮して雇用管理改善に取り組む事業主に対して、その取組みに要した費用の一部を助成する。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

### ① ハローワークにおける支援体制の整備

- 外国人労働者の雇用管理状況の確認及びその改善のための助言・指導
  - 外国人雇用状況届出情報と入管庁の在留管理情報とが突合できない事案等への対応
  - 外国人労働者の雇用管理に関する専門的なアドバイスを希望する事業主への相談・援助
- これらに対応した**労働局・ハローワークの体制整備**

(事業実績(令和3年度)) ハローワークにおける事業主訪問指導実施件数 12,529件

就職支援コーディネーター(雇用管理担当)  
職業相談員(雇用管理担当)

外国人雇用管理アドバイザー(委嘱)

- ・外国人雇用管理に基づく、事業主訪問等による雇用管理改善のための助言・援助
- ・入管庁の在留管理情報と突合できない事案等、外国人雇用状況届出の誤り等が疑われる事業主に対する確認 など

- ・外国人労働者の雇用管理の改善や職業生活上の問題など、外国人を雇用する事業主からの様々な相談に対する事業主の実態に応じた高度かつ専門的な指導・援助
- ※ 事業所から労働局への依頼に応じて活動

### ② 外国人労働者雇用労務責任者講習モデル事業

学識経験者等から構成される、外国人労働者雇用労務責任者検討委員会を設置の上、雇用労務責任者にかかる講習カリキュラム等を策定する。国から委託を受けた民間団体等が全国5地域で当該カリキュラム等に基づき、外国人労働者を雇用する事業主等に対して、雇用管理全般に関する知識やノウハウを取得するための講習を試行的に実施  
(令和5年度からの新規事業)

### ③ 人材確保等支援助成金

就業規則の多言語化や、外国人労働者向けの相談体制の整備、一時帰国のための休暇制度の創設等、雇用管理改善に取り組んだ事業主に対して、その費用の一部を助成  
(事業実績(令和3年度)) 計画認定件数6件

## 新規 外国人の雇用に係る統計調査について

職業安定局外国人雇用対策課(内線5645)

令和5年度当初予算案 1.0億円 ( - ) ※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般
労災	雇用	徴収	会計
	○		

## 1 事業の目的

- ▶ 我が国の外国人労働者数が一貫して増え続ける中(※)、外国人労働者の雇用管理の実態、国内・国外からの労働移動の実態を適切に把握することが必要。

※外国人雇用状況届出が義務付けられた2008年に48.6万人→直近の2021年に172.7万人

- ▶ しかし、外国人労働者数は労働者全体の2~3%程度であるため、既存の統計では、把握が困難。
- ▶ また、OECDにおける外国人に関する国際比較や、持続可能な開発目標(SDGs)における外国人労働者に関する指標等、統計による国際比較性の担保も必要。



外国人労働者の雇用に係る新たな統計の整備が必要

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

- ▶ 外国人を雇用する事業所及び外国人労働者に対する調査により、外国人労働者の雇用管理や入職離職の状況等を産業別、事業所規模別、在留資格等の別に明らかにする。
- ▶ 令和5年度から調査実施。オンライン回答を受け付けるとともに、労働者調査は多言語で実施することで高い回収率を目指す。



これにより、日本全体の雇用の状況と外国人の雇用の状況との比較が可能となるほか、今後の外国人雇用対策の検討に活用する。

※「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和4年度改訂)」及び「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」(令和4年6月14日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)において、以下のように記載。

○外国人労働者の労働条件、キャリア形成等の雇用管理の実態の把握に加え、我が国内外における労働移動等の実態を適切に把握するための統計の整備を行う。

- ▶ 実施主体：厚生労働省が公的統計調査として実施(調査に係る作業は民間団体に委託)

## 外国人技能実習機構交付金

人材開発統括官付  
海外人材育成担当参事官室  
(内線5603)

令和5年度当初予算案 62億円 (62億円) ※()内は前年度当初予算額  
一般会計 14億円 (14億円)  
労災勘定 12億円 (13億円)  
雇用勘定 36億円 (35億円)

労働保険特別会計			一般 会計
労災	雇用	徴収	
1/5	3/5		1/5

### 1 事業の目的

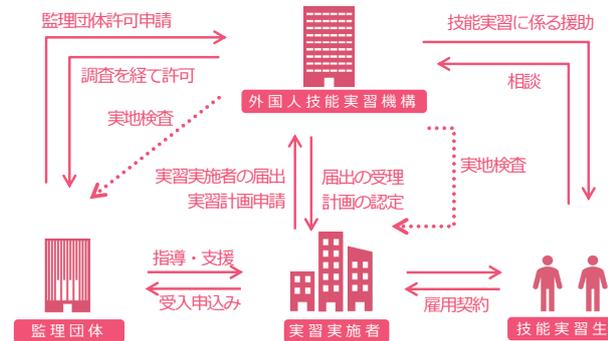
外国人の技能等の修得等に関し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もって人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力を推進することを目的とする。

### 2 事業の概要・スキーム

<主な事務>

1. 技能実習計画の認定
2. 実習実施者や監理団体への実地検査
3. 実習実施者の届出の受理
4. 監理団体の許可に関する調査
5. 技能実習生に対する相談・援助等

技能実習生数(令和3年末)  
: 276,123人  
監理団体数(令和3年度末)  
: 3,503  
実習実施者数(令和2年度)  
: 66,817



### 3 実施主体等

- 実施主体：外国人技能実習機構（認可法人）  
※法務大臣及び厚生労働大臣が設立を認可
- 設置根拠：外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律
- 交付金：法96条に基づき、国が交付
- 設立年月日：平成29年1月25日（設立登記日）
- 資本金：1億9,304万円（国からの出資額）
- 本部 〒108-0075 東京都港区海岸3-9-15 LOOP X 3階  
電話番号：03-6712-1523（代表）  
ホームページ：<https://www.otit.go.jp/>
- 役員  
理事長 大谷 晃大  
理事 木塚 欽也  
清水 洋樹  
高澤 滝夫  
監事 杉澤 直樹  
藤川 裕紀子（非常勤） ※令和4年4月1日時点

新規

## 技能実習制度適正化に向けた調査研究事業

人材開発統括官付  
海外人材育成担当参事官室  
(内線5988)

令和5年度当初予算案 33百万円 (-) ※()内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

- 技能実習制度は、本年、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）の施行後5年（本年11月）を迎え、**同法附則の規定により、見直しの検討等が求められているところ。**
- 制度施行後初の見直しであることから注目度も高く、施行状況を適切に把握することが必要。**  
特に**送出国における技能実習生からの費用徴収の実態等**や、**国内における実習実施者、監理団体の体制等の実態及び技能実習生に係る実習上の課題等**について詳細に把握するため、**多角的な調査が必要**であることから、本事業を行うもの。

### 2 事業の概要・スキーム

#### 1. 主要な送出国等におけるヒアリング調査等

- ・技能実習生の主要な送出国等（※）における技能実習生からの送出しに係る費用徴収の実態や、送出機関と監理団体との金銭取引の実態等について、送出機関や政府関係機関等へのヒアリング等の調査等を行う。  
※ ベトナム、中国、インドネシア、フィリピン等、技能実習生の送出しが多い国等を想定。

#### 2. 国内の監理団体・実習実施者・技能実習生に対する調査

- ・技能実習制度をめぐる諸問題について、監理団体のみならず、実習実施者、技能実習生に対しても、調査票等による調査を実施し、多角的に実態の把握・分析を図る。
- ・具体的には、労務間や監理団体・実習実施者間の諸問題等、3者に関連する問題について、それぞれの視点から調査・把握を行う。加えて、監理団体の運営実態や人員等の体制、監理事業及び相談支援を行う上での課題について、実習実施者の実習体制や実習に係る取組や実習を進める上での課題について、技能実習生の就労状況や生活に係る課題等について、各々の固有の課題や実態等についても、併せて調査・把握し、分析を行う。

→ 上記1及び2の成果を取りまとめた報告書を取りまとめるとともに、**制度見直しの検討状況に応じて、関係審議会等での検討に資する中間データ・資料作成を実施。**

### 3 実施主体等

事業の実施主体：委託事業（株式会社等に委託）

○就職氷河期世代、若年者・新規学卒者の支援

➢就職氷河期世代に対するハローワークの専門窓口における専門担当者による就職相談、職業紹介、職場定着までの一貫した伴走型支援の強化

**拡充** 就職氷河期世代の就職支援のためのハローワーク専門窓口 設置及び担当者制による支援 職業安定局総務課首席職業指導官室（内線5634）

令和5年度当初予算案 19億円（18億円）※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計		一般 会計
労災	雇用 徴収	
	○	

**1 事業の目的**

- 就職氷河期世代の不安定就労者は、職務経歴を積めていない、就職活動の失敗により自分に自信が持てないなど、様々な課題を抱えている者が多い。
  - こうした課題に対応するため、ハローワークに専門窓口を設置し、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイス、求人開拓等、それぞれの専門担当者がチームを結成し就職から職場定着まで一貫して支援。
- ＜専門窓口数＞ 82か所  
 ＜体制＞ 就労・生活支援アドバイザー：82人（主にキャリアコンサルティング、生活設計の相談、定着支援等を担当）  
 就職支援コーディネーター：112人 → 142人（30名増）（主に求人開拓、セミナー企画を担当）  
 職業相談員：144人（主に初回相談を担当）



**2 事業の概要・スキーム・実施主体等**



➢地域若者サポートステーションにおける就職氷河期世代を含む就労自立支援

**地域若者サポートステーション事業** 人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室（内線5937）

令和5年度当初予算案 48億円（47億円）※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計		一般 会計
労災	雇用 徴収	
	7/10	3/10

**1 事業の目的**

就労に当たって困難を抱える若者等（15～49歳の無業の方）が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう、地方公共団体と協働し、職業的自立に向けた就労支援を実施することを目的とする。

地方公共団体は、サポステが入居する施設の無償貸与や減免措置、地方公共団体の広報誌等におけるサポステの広報など、地域の実情を踏まえた措置を実施。

**2 事業概要等**

**実施主体**

都道府県労働局がNPO法人等の民間団体に委託。令和4年度177か所（全都道府県に設置）。

**支援内容**

- キャリアコンサルタントによる相談内容等を踏まえ、**個別の支援計画を作成。**
- コミュニケーション訓練、ビジネスマナー研修、就活セミナーなど、**利用者の個別ニーズを踏まえた様々なプログラム**を実施。
- **オンラインによる個別相談等も可能。**
- 高校・ハローワーク等の関係機関と連携し、就労を希望する中退者等の把握、サポステ職員が**学校や自宅等へ訪問するアウトリーチ支援**を実施。
- OJTとoff-JTを組み合わせた**職場体験プログラム**を実施。体験終了後は、職場体験実施事業所等での就労に向けた支援を実施。
- **合宿形式を含めた集中訓練プログラム**を実施し、生活習慣の改善、コミュニケーション能力の向上、ビジネスマナーの習得などを集中的に支援。
- 就職後、**職場への定着・ステップアップに向けたフォローアップ相談**を実施。
- 必要に応じて、**地域の関係機関（福祉機関等）との連携（リファー）。**



➤新卒応援ハローワーク等における多様な課題を抱える新規学卒者等への支援

新規学卒者等への支援の充実

人材開発統括官若年者キャリア形成支援担当参事官室  
(内線5337)

令和5年度当初予算案 86億円 (90億円) ※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計		一般
労災	雇用 徴収	会計
	9/10	1/10

1 事業の目的

- 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、新規学卒者等の就職率はコロナ禍前の水準までは回復しておらず、また、中小企業においても若年者の人材確保難や早期離職問題が顕在化している。
- さらに、家族の世話や介護を担う学生等の就職活動に特に困難を抱える者をはじめとして、コミュニケーション等に課題を抱えるなど、卒業までに内定を得ることが困難な学生も一定数存在しており、その課題は一層、複雑化・困難化している。
- このような中で、新規学卒者等の状況に即した的確な対策を講じることにより、新規学卒者等の安定就職と企業の人材確保を強力に推進する。

2 事業の概要・スキーム

**新卒応援ハローワーク** (55箇所)

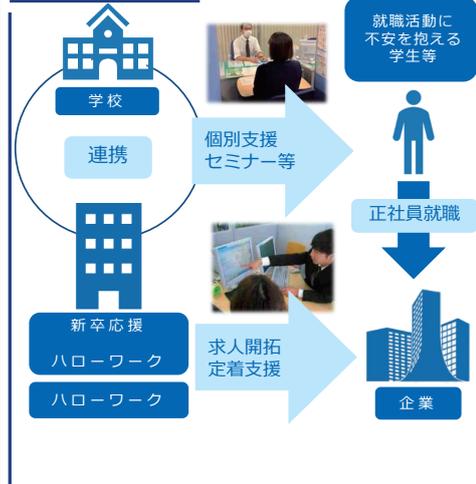
**就職支援ナビゲーター** (1,267人)

- 学卒支援** ・就職活動に不安を抱える学生等への支援
- 若者支援 (1,202人)** ・早期離職のリスクを抱えた学生等への支援  
・企業に対するマッチング支援
- 連携支援 (65人)** ・家族の世話や介護を担う学生等の、就職活動に特に困難を抱える学生等への支援

- 担当者制によるきめ細かな個別支援、面接指導の実施等
- 学校担当者制による出張相談・セミナーなど大学等と連携した支援
- 新卒者向けの求人開拓の積極的な実施
- 事業者及び労働者に対する就職後の定着支援 など

令和3年度実績：就職支援ナビゲーターの支援による正社員就職者数 16.3万人

3 実施主体等



○多様な働き方の実現

➤適正な労務管理下におけるテレワークの導入・定着促進

拡充 テレワーク・ワンストップ・サポート事業

雇用環境・均等局在宅労働課  
(内線7850)

令和5年度当初予算案 1.2億円 (1.3億円) ※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計		一般
労災	雇用 徴収	会計
	1/2	1/2

1 事業の目的

- テレワークに関する労務管理やICT(情報通信技術)の双方についてワンストップで相談できる窓口の設置等により、適正な労務管理下におけるテレワークの導入・定着を図り、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方の定着・促進を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

※下線が拡充部分

- テレワークを導入しようとする企業等に対しワンストップでの総合的な相談支援を行う拠点として、テレワーク相談センターを設置し、一体的な支援を実施

① 相談対応

テレワークの導入・実施時の労務管理やICT(情報通信技術)に関する課題について、窓口のほか、電話や電子メールによりアドバイス

※令和3年度におけるテレワーク相談センターに対する相談等件数：7,694件

実施主体：株式会社等

テレワーク相談センター

- ・ 都道府県労働局
- ・ 都道府県働き方改革推進支援センター
- ・ 自治体
- ・ 商工会議所
- ・ 社労士会 等

地域における支援の充実

- ・ 相談対応
- ・ 自治体、商工会議所、社労士会等の支援
- ・ 自治体の支援施策の情報収集 等

② コンサルティングの実施

専門的知識を有するテレワークマネージャーが、企業等からの要望に応じ、具体的な導入支援を行うコンサルティングを実施。特に、テレワークの普及が進んでいない業種等に対してアウトリーチ型のコンサルティングを実施

③ 全国セミナー・個別相談会の開催

中小企業や地方企業への普及促進のための全国セミナーの開催、周知ツールの作成と周知(テレワーク活用事例集を作成し、周知)。管理職向けのテレワークマネジメントスキル向上のためのセミナーやテレワーク対象労働者向けのITリテラシー向上のためのセミナーを実施

④ 総合ポータルサイトによる情報発信

厚生労働省と総務省が運営するテレワーク関連のウェブサイトを整理・統合し、新たな総合ポータルサイトを設置、より利用者目線に立ったサイトを運営

適正な労務管理下におけるテレワークの実施

➤ 「多様な正社員」制度に係る導入支援等の実施

**拡充 「多様な正社員」制度に係る調査研究・導入支援等の実施** 雇用環境・均等局  
総務課雇用環境政策室（内線7889）

令和5年度当初予算案 61百万円（54百万円）※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計		一般
労災	雇用	徴収
	○	

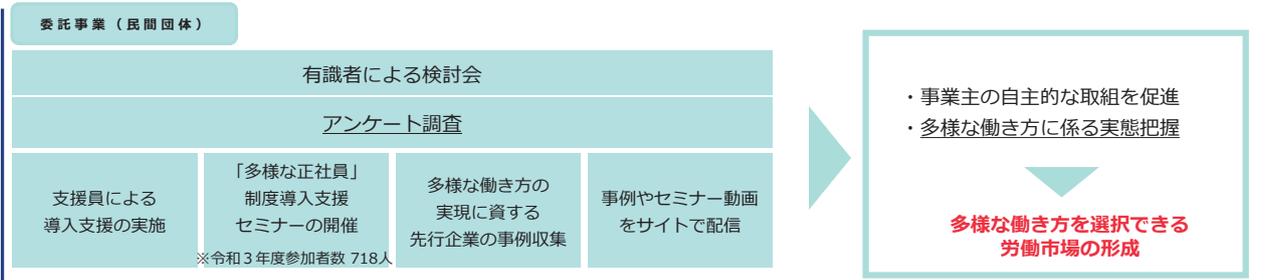
**1 事業の目的**

※下線が拡充部分

労働者が多様な働き方を選択でき、活躍できる環境の整備を進めることが重要になってきている中、短時間正社員制度、勤務地限定正社員制度、職種・職務限定正社員制度といった多様な正社員制度の導入拡大を図る。

また、近年、大企業を中心に導入が相次いでいる「ジョブ型」の働き方については、仕事へのモチベーションを高め、労働者の能力発揮と生産性向上につながるなど、企業と労働者の双方にメリットをもたらす可能性がある。このため、アンケート調査による実態把握を行うとともに、有識者による検討会を開催し、いわゆる「ジョブ型」を含む多様な正社員の在り方について検討を行う。

**2 事業の概要・スキーム、実施主体等**



**参考**

経済財政運営と改革の基本方針2022【R4.6.7閣議決定】  
第2章新しい資本主義に向けた改革  
1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野  
(多様な働き方の推進)より抜粋

人的資本投資の取組とともに、働く人のエンゲージメント※と生産性を高めていくことを目指して働き方改革を進め、働く人の個々のニーズに基づいてジョブ型の雇用形態を始め多様な働き方を選択でき、活躍できる環境の整備に取り組む。

➤ 男性が育児休業を取得しやすい環境の整備や、円滑な介護休業の取得・復帰に向けた企業の取組等に対する支援

**男性の育児休業取得促進事業（イクメンプロジェクト）** 雇用環境・均等局職業生活両立課  
(内線7859)

令和5年度当初予算案 1.3億円（1.2億円）※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計		一般
労災	雇用	徴収
	○	

**1 事業の目的**

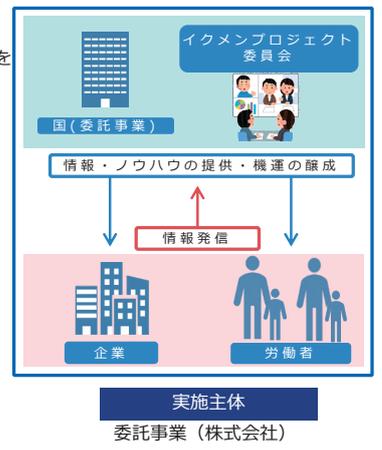
- 「イクメンプロジェクト」とは、積極的に育児をする男性「イクメン」及び「イクメン企業」を周知・広報・支援するプロジェクト（H22年度から実施）
- 令和5年度においては、改正育児・介護休業法を円滑に試行するため、改正法に沿った企業の取組を促進するセミナーの開催、企業版両親学級等の取組促進を図るとともに、令和5年4月から試行される育児休業取得状況の公表の義務化に伴う企業の取組促進キャンペーンを実施し、男性の育児取得促進を強力に推進する。

**数値目標** ★ 男性の育児休業取得率：現状 13.97%（2021年度）→ 目標 30%（2025年）  
★ 第1子出産前後の女性の継続就業率：現状 69.5%（2021年）→ 目標 70%（2025年）



**2 事業の概要・スキーム、実施主体等**

- **育児休業に関する情報開示の促進<新規>**  
・令和5年4月から従業員1,000人超の企業に義務化される男性の育児休業取得率の公表に関し、公表結果を分析のうえ取得率上位の企業の好事例、公表の効果等を取り上げるなど、労働市場の機能強化に向けて、企業の情報開示の促進を図る  
・経営層に訴求するための経済誌等とのタイアップ記事の掲載等
- **経営層・企業向けセミナー・若年層セミナーの実施（企業版両親学級を含む）**  
・企業の取組を促進する経営層・企業向け、今後育児を担う若年層向けセミナーの充実を図る  
・企業版両親学級の取組を促進するため、セミナーの開催による普及を図るとともに研修動画や資料等の充実を図る
- **好事例の展開及び実践マニュアルの周知**  
雇用環境整備や労働者への個別周知の効果的な取組事例などを収集し、公式サイト等で展開
- **普及啓発資料の作成**  
男性の育児休業の取得促進に向け、周知資料の母子健康手帳との同時配付や周知・啓発動画の配信等により子どもが産まれる予定の全プレパパ・プレママに周知を徹底
- **公式サイト運用・発信力強化**  
改正育児法の周知やイクボス宣言・育児体験談等の投稿を促し、参加型サイトとしての強化を図る  
<R3年度実績>イクメンプロジェクト公式サイトアクセス件数 1,167,930件



拡充

# 中小企業育児・介護休業等推進支援等事業

雇用環境・均等局職業生活両立課 (内線7859)

令和5年度当初予算案 3.0億円 (3.0億円) ※( )内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般 会計
労災	雇用	徴収	
	○		

## 1 事業の目的

子育て期の労働者及び主な介護の担い手である働き盛り世代の離職防止の観点から、労務管理の専門家が個々の中小企業・労働者の状況や課題に応じた支援を実施する。また、介護に直面する前の制度の周知や正しい知識の付与が重要であることから、介護休業制度等の周知事業を実施する。

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

<事業主・労働者支援> ※下線部が拡充部分

### (1)中小企業育児・介護休業等推進支援事業

○中小企業で働く労働者の育児休業・介護休業の取得や休業後の円滑な職場復帰による継続就労を支援するため、労務管理の専門家が個々の中小企業・労働者の状況や課題に応じた支援を実施する。(支援担当者80人→85人)

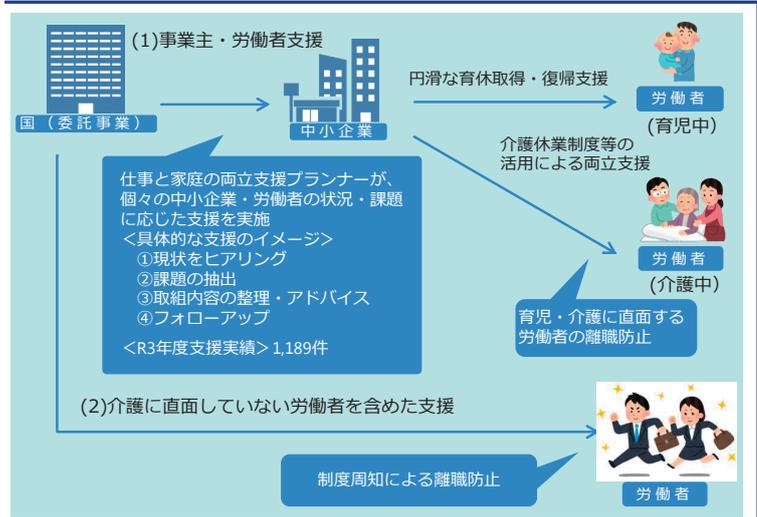
○改正育児・介護休業法に基づく雇用環境整備や個別周知・意向確認等について好事例の提供、各社の課題等を踏まえた効果的な手法の提案、個別労働者の育休復帰支援プラン等の取組を支援する。

<介護等に直面していない労働者を含めた支援>

### (2)従業員介護離職防止のための介護休業制度等周知事業

介護休業制度特設サイトを受け皿としてインターネット広告等の拡大やリーフレット配付により、労働者等に介護休業制度や育児休業制度を予め広く周知し、介護に直面した際の離職を防止するとともに、仕事と育児、介護を両立しやすい職場環境づくりを促進する。

実施主体 委託事業 (株式会社)



各当事者に働き掛けることで効果的に育休取得促進・介護離職防止等に取り組む

拡充

# 両立支援等助成金

雇用環境・均等局職業生活両立課 (内線7929)

令和5年度当初予算案 100億円 (106億円) ※( )内は前年度当初予算額

令和3年度実績：出生時両立支援コース 10,840件

介護離職防止支援コース 708件

育児休業等支援コース 15,447件

労働保険特別会計			一般 会計
労災	雇用	徴収	
	○		

## 1 事業の目的

働き続けながら子育てや介護を行う労働者の雇用の継続を図るための就業環境整備に取り組む事業主に対して両立支援等助成金を支給することにより、職業生活と家庭生活の両立支援に対する事業主等の取組を促進し、労働者の雇用の安定を図る。

## 2 事業の概要・スキーム

※下線部が新設・拡充部分

出生時両立支援コース (子育て/バ) (支援助成金) 55.4億円(61.1億円)

【第1種】男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境の整備措置を複数実施するとともに、労使で合意された代替する労働者の残業抑制のための業務見直しなどが含まれた規定に基づく業務体制整備を行い、産後8週間以内に開始する連続5日以上の育児休業を取得させた中小企業事業主に支給する。

代替要員加算：男性労働者の育児休業期間中に代替要員を新規雇用(派遣を含む)した場合

【第2種】第1種助成金を受給した事業主が男性労働者の育児休業取得率を3年以内に30%以上上昇させた場合

※第1種支給年度に育児対象の男性が5人未満かつ取得率70%以上の事業主は、3年以内に2年連続70%以上となった場合も対象

介護離職防止支援コース 2.9億円 (2.2億円)

「介護支援プラン」を策定し、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・復帰に取り組んだ中小企業事業主、または介護のための柔軟な就労形態の制度を導入し、利用者が生じた中小企業事業主に支給する。

①介護休業：対象労働者が介護休業を合計5日以上取得し、復帰した場合

1) (①への加算) 業務代替支援加算：介護休業取得者の代替要員の新規雇用(派遣を含む)または代替する労働者への手当支給等を行い、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた場合

②介護両立支援制度：介護のための柔軟な就労形態の制度(※)を導入し、合計20日以上利用した場合 (※) 介護のための在宅勤務、法を上回る介護休暇、介護フレックスタイム制、介護サービス費用補助等

1) (①、②への加算) 個別周知・環境整備加算：介護を申し出た労働者に対する個別周知及び仕事と介護を両立しやすい雇用環境整備を行った場合

③新型コロナウイルス感染症対応特例：新型コロナウイルス感染症への対応として家族を介護するために特別休暇を取得した場合

育児休業等支援コース 38.7億円 (38.2億円)

育児休業の円滑な取得・職場復帰のため次の取組を行った事業主(①~④は中小企業事業主)に支給する。

①育休取得時：②職場復帰時：「育休復帰支援プラン」を策定及び導入し、プランに沿って対象労働者の円滑な育児休業(3か月以上)の取得・復帰に取り組んだ場合

③業務代替支援：3か月以上の育児休業終了後、育児休業取得者が原職等に復帰する旨の取組を就業規則等に規定し、休業取得者の代替要員の新規雇用(派遣を含む)又は代替する労働者への手当支給等を行い、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた場合

④職場復帰後支援：法を上回る子の看護休暇制度(A)や保育サービス費用補助制度(B)を導入し、労働者が職場復帰後、6ヶ月以内に一定以上利用させた場合

⑤新型コロナウイルス感染症対応特例：小学校等の臨時休業等により子どもの世話をする労働者のために特別休暇制度及び両立支援制度を導入し、特別休暇の利用者が出た場合

【育児休業等に関する情報公表加算】

出生時両立支援コース(第1種)及び育児休業等支援コース(新型コロナウイルス感染症対応特例以外)について、申請前の直近年度に係る以下①~③の情報を「両立支援のひろば」サイト上で公表した場合、支給額を加算(各コース1回限り)。

①男性の育児休業等取得率 ②女性の育児休業取得率 ③男女別の平均育休取得日数

第1種	育児休業取得	20万円	
	代替要員加算	20万円(3人以上45万円)	※1回限り
育児休業等に関する情報公表加算 2万円			
第2種	育児休業取得率の30%以上上昇	1年以内達成:60万円 2年以内達成:40万円 3年以内達成:20万円	※1回限り
	①介護休業	休業取得時 30万円 職場復帰時 30万円	※1年度各5人まで
1) (①への加算) 業務代替支援加算 新規雇用20万円、手当支給等5万円			
②介護両立支援制度 30万円 ※1年度5人まで			
2) (①、②への加算) 個別周知・環境整備加算 15万円			
③新型コロナウイルス感染症対応特例 (労働者1人あたり) ※1年度5人まで 5人以上10日未満 20万円 10人以上 35万円			
①育休取得時 30万円 ※①②各2回まで (無期雇用者・有期雇用者 各1回)			
②職場復帰時 30万円			
③業務代替支援 ア 新規雇用(派遣を含む) ※50万円 イ 手当支給等 ※10万円 ※有期雇用者加算10万円 ※ア、イあわせて、初回から5年以内に1年度10人まで			
④職場復帰後支援 制度導入 30万円 制度利用 A 看護休暇制度 1,000円×時間 B 保育サービス費用 実支出額の2/3補助 ※制度導入は1回限り、制度利用は初回から3年以内に5人まで			
育児休業等に関する情報公表加算 ①~④いずれかへの加算として2万円 ※1回限り			
⑤新型コロナウイルス感染症対応特例 1人あたり10万円 ※10人まで(上限100万円)			
【経過措置】事業所内保育施設コース 3.0億円 (4.2億円)			

## 労働者協同組合法の円滑な施行のための経費

雇用環境・均等局労働者生活課  
(内線5363)

令和5年度当初予算案 40百万円(67百万円) ※ ( ) 内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般
労災	雇用	徴収	会計
○			○

### 1 事業の目的

労働者協同組合法は、各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状等を踏まえ、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、組合員自らが事業に従事することを基本原理とする新たな法人組織である「労働者協同組合」について、その設立、管理、その他必要な事項を定めた法律である。

当該法律は、労働者協同組合により、多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とし、令和2年12月4日に議員立法として成立し、同年12月11日に公布されたもの。

労働者協同組合法は、令和4年10月に施行されたところであり、組合の設立を希望する方への支援や、施行後間もない労働者協同組合制度の周知・広報、その他円滑な法律の施行のために必要な事業を行うもの。

### 2 事業の内容・スキーム



### 3 実施主体等

民間事業者（受託事業者）

## 働き方改革の推進、ハラスメント対策

時間外労働の上限規制の適用猶予事業・業務への労働時間短縮等に向けた支援

新規

## 働き方改革推進支援助成金（適用猶予業種等対応コース）

労働基準局労働条件政策課  
(内線5524)

令和5年度当初予算案 42億円（-） ※ ( ) 内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般
労災	雇用	徴収	会計
○			

### 1 事業の目的

○令和6年4月には時間外・休日労働の上限規制の適用猶予事業・業務への適用が予定されているところであるが、これらの業種等については、特に建設業など一部の業種において顕著な長時間労働の実態が認められるなど更なる支援が必要である。

○各業種・業務について法規制が異なることから、各々の業種において成果目標を設ける。

### 2 事業の概要・スキーム

#### 【助成対象】

就業規則等の作成・変更費用、研修費用（業務研修を含む）、外部専門家によるコンサルティング費用、労務管理用機器等の導入・更新費用、労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新費用、人材確保等のための費用等 労働時間短縮や生産性向上に向けた取組に必要な経費

各業種への助成金対応 ※実施主体：都道府県労働局 補助率3/4  
事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成。

	建設事業	自動車運転の業務	医業に従事する医師	砂糖製造業 (鹿児島県・沖縄県)
特徴	・上限規制の態様は一般則と同様（災害の復旧・復興の事業を除く。） ・週休2日工事を推奨する観点から成果目標を設定。	・特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外労働の上限が960時間。 ・改善基準告示の改正に係る議論の内容を踏まえ、勤務間インターバルの確保を推進する成果目標を設定。	・特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外・休日労働の上限が960時間（一定の要件を満たす医療機関においては最大1,860時間）。 ・月100時間超の場合は勤務間インターバル9時間の確保が必要であることを踏まえ、勤務間インターバルの確保を推進する成果目標を設定。 ・申請対象を中小規模の医療機関（労働者300人以下）へ拡大。	・上限規制の態様は一般則と同様。
成果目標と上限額	【36協定の見直し】 ①月80H超→月60H以下：250万円 ②月80H超→月60～80H：150万円 ③月60～80H→60H以下：200万円  【週休2日制の導入】 4週4休から4週8休まで、1日増加することに25万円を支給	【36協定の見直し】 ①月80H超→月60H以下：250万円 ②月80H超→月60～80H：150万円 ③月60～80H→月60H以下：200万円  【インターバル導入】 9H～11H：100万円 11H以上：150万円	【36協定の見直し】 ①月100H超→月80H以下：250万円 ②月90H→月80H以下：200万円 ③月80H超→月80H以下：150万円  【インターバル導入】 9H～11H：100万円 11H以上：150万円	【36協定の見直し】 ①月80H超→月60H以下：250万円 ②月80H超→月60～80H：150万円 ③月60～80H→月60H以下：200万円

拡充

# 医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組

労働基準局  
労働条件政策課  
(内線5545)

令和5年度当初予算案 9.3億円 (8.9億円) ※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計		一般
労災	雇用	徴収
○		

## 1 事業の目的

国民が将来にわたり質の高い医療サービスを受けるためには、長時間労働など厳しい勤務環境におかれている医療従事者の勤務環境の整備が喫緊の課題であることから、労務管理支援など、医療機関の勤務環境改善に向けた主体的な取組に対する支援の充実を図ることにより、医療従事者全体の勤務環境の改善に向けた取組の充実につなげる。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

### 都道府県医療勤務環境改善支援センターによる労務管理支援【医療労務管理支援事業】

全国47都道府県の医療勤務環境改善支援センター（勤改センター）に労務管理の専門家（医療労務管理アドバイザー）を配置し、医療機関からの各種相談対応、医療労務管理アドバイザー派遣による個別支援、時間外・休日労働の上限規制の適用に向けた時短計画の策定支援、年間を通じ勤務環境改善に係る包括的な支援を行う特別支援の実施など、医療従事者の勤務環境改善に向けた取組みの支援をする。

また、医師の時間外・休日労働の上限規制の適用開始に向け、働き方改革セミナーの開催や個別の医療機関訪問実施等による法制度の周知・取組の呼びかけの徹底を図る。

事業実績(令和3年度): 全都道府県に勤改センターを設置し支援等を実施



### 勤改センターの支援機能の充実、医療機関に対する情報発信

医療機関における働き方の実態把握と分析、好事例を収集して提供することにより勤改センターの支援の充実を図る。

(実施事項)

- ・ 医療機関の勤務環境改善にかかる事例収集
- ・ 全病院有床診療所を対象としたアンケート調査 等

時間外・休日労働の上限規制などの制度概要、各種支援施策、自主的改善の取組に活用できる支援ツールなど、医療機関に対して勤務環境改善に有用な情報を発信。

(実施事項)

- ・ ポータルサイト（いきサポ）の運営 等



### 医療機関の宿日直許可申請に係る相談への対応等【相談窓口運営等事業】【新規】

医師の時間外・休日労働の上限規制に際し宿日直許可の有無を踏まえた労働時間の現状把握が喫緊の課題。労働基準監督署への許可申請や相談に対する不安から申請や相談が進んでいない状況もあることから、時間外・休日労働の上限規制の施行に向けた緊急の対策として、全国統一の相談窓口を設置し医療機関の相談に適切に対応する。

併せて、時間外・休日労働の上限規制の施行に当たって勤改センターの相談機能の充実を図るため、医療労務に精通したスーパーバイザーを配置し、勤改センターのアドバイザーの支援力の底上げを行う。



拡充

# 自動車運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策事業

労働基準局労働条件政策課 (内線5389)  
労働基準局監督課 (内線5542)

令和5年度当初予算案 2.6億円 (2.1億円) ※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計		一般
労災	雇用	徴収
○		

## 1 事業の目的

- ・ 自動車運転者は、①他業種の労働者と比較して長時間労働の実態にある ②業務における過重な負荷による脳・心臓疾患の労災支給決定件数が最も多い職種となっている。 ⇒ 労働条件及び安全衛生の確保・改善が喫緊の課題。
- ・ 長時間労働の背景には、トラック運送業における荷主都合による手待ち時間の発生など、取引上の慣行から労働時間の短縮が進まない等の問題あり。 ⇒ 荷主等の取引先との取引条件改善などの環境整備を強力に推進する必要がある。
- ・ 自動車運転の業務等の時間外労働の上限規制の適用猶予業種は、令和6年度から上限規制の適用が開始。 ⇒ 上限規制や見直し後の改善基準告示等の事業者や労働者への集中的周知、企業・国民等の更なる理解のため周知・広報。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

### (1) 荷主と運送事業者による取引環境改善の促進

- トラック運送事業者と荷主向けの相談センター【新規】
- 荷主と運送事業者向けセミナーの開催【新規】
- 自動車ポータルサイトの継続運営

### (2) 時間外労働上限規制等の周知・広報

- 適用猶予業種の事業者・労働者向け周知・広報【新規】
- 改善基準告示の事業者・運転者向け周知・広報
- 企業・国民向け周知広報【新規】

取引環境改善への企業の理解・社会の認識が必要

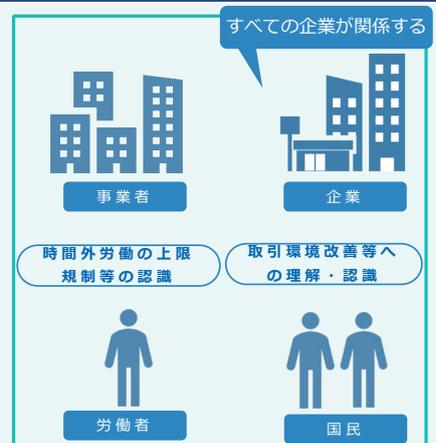
#### 実施主体等

実施主体: 民間委託事業者  
 事業実績(令和3年度): 自動車ポータルサイトユーザー数 91,901人  
 (同一ユーザーの重複訪問は数値に含まない)

### (2) 周知・広報



- ・ 広報設計
- ・ コンテンツ作成
- ・ 広報の実施
- ・ 広報効果の測定



➤働き方改革推進支援センターによる働き方改革に関する相談支援

**中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業**

雇用環境・均等局有期・短時間労働課 (内線5275)  
労働基準局労働条件政策課 (内線5524)

令和5年度当初予算案 37億円 (44億円) ※ ( )内は前年度当初予算額。労災・雇用折半。

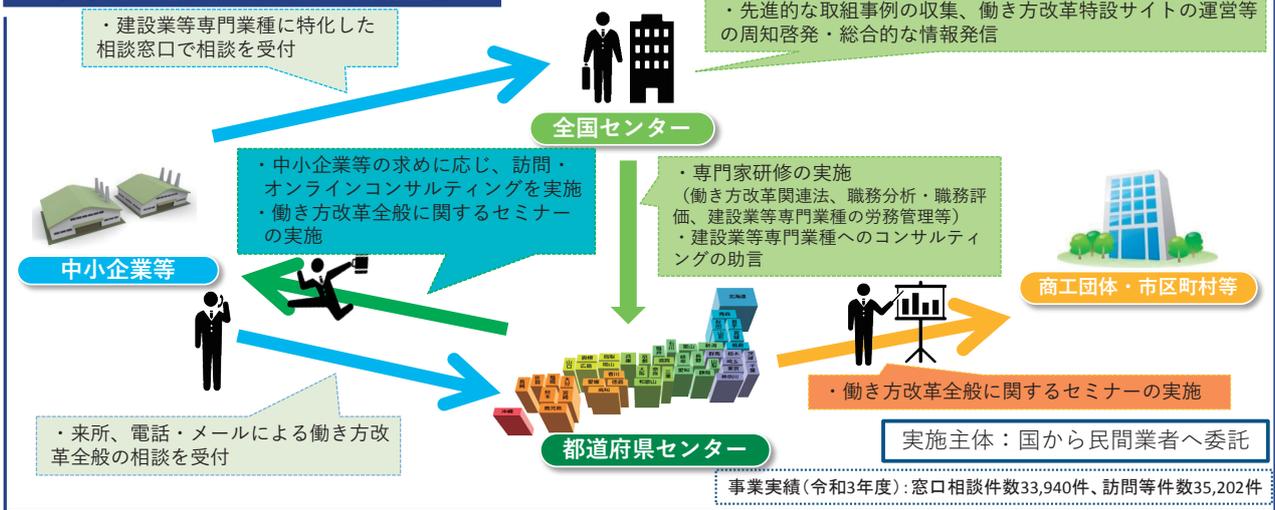
労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
1/2	1/2		

**1 事業の目的**

中小企業・小規模事業者等が働き方改革の意義を十分に理解し着実に実施することが必要であるため、47都道府県の都道府県センター及び全国センターから成る「働き方改革推進支援センター」を設置し、

- 労務管理等の専門家による、働き方改革全般に関する窓口相談や、企業訪問やオンラインによるコンサルティングの実施
- 企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関するセミナーの実施
- 働き方改革全般に係る先進的な取組事例の収集や周知啓発及び総合的な情報発信などの支援を行う。

**2 事業の概要・スキーム、実施主体等**



➤ワーク・ライフ・バランスを促進する休暇制度・就業形態の普及

**年次有給休暇の取得促進等に向けた働き方・休み方の見直しの推進**

雇用環境・均等局総務課雇用環境政策室 (内線7915)

令和5年度当初予算案 1.5億円 (1.7億円) ※ ( )内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○			

**1 事業の目的**

「過労死等の防止のための対策に関する大綱」や「少子化社会対策大綱」等の政府目標で示された**2025年(令和7年)までに年次有給休暇取得率70%以上を達成**するため、労使の働き方・休み方の見直しに対する効果的な支援、休暇取得促進の機運の醸成を図る取組を推進する。

**2 事業の概要・スキーム・実施主体等**

**時季を捉えた年次有給休暇取得促進等に係る広報事業(委託事業)**

「過労死大綱」で示された、年次有給休暇取得促進期間及び全国の労使団体や個別企業の労使への集中的な広報のため、以下の取組を実施する。

**(1) 年次有給休暇の取得促進**

- 年次有給休暇の連続取得の促進を図る環境整備のため、
  - ◇夏季、年末年始、ゴールデンウィーク
  - ◇年次有給休暇取得促進期間(10月)の時季を捉えた集中的な広報を実施
- ポスター・リーフレットの作成、駅貼広告、新聞広告、インターネット広告を実施  
※年次有給休暇取得促進ポスターの駅貼広告 706箇所(令和3年度)

【年次有給休暇取得促進ポスター】

【特別休暇制度導入事例集】



**(2) 特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度等普及事業**

「第4次犯罪被害者等基本計画」で周知・啓発が求められている犯罪被害者等休暇のほか「労働時間等設定改善指針」に示されている「特に配慮を必要とする労働者」に対する休暇制度として、社会的関心が高い又は政府として導入促進が求められている休暇制度(ボランティア休暇、病気休暇、犯罪被害者等休暇、裁判員休暇など)の普及促進を図るため、以下を実施する。

- 特別休暇の普及に向けた検討会の開催
- 特別休暇制度に係る企業の好事例を元に特別休暇導入の動機・考え方やその効果を分かりやすくまとめた事例集及びリーフレットの作成  
※特別休暇制度導入事例集制作部数 47,000部(令和3年度)
- 病気休暇制度及び犯罪被害者等休暇制度の普及のためのポスター・リーフレットを作成

# 長時間労働の抑制と年次有給休暇の取得促進に向けた自主的取組への技術的な支援

労働基準局労働条件政策課（内線5524）  
雇用環境・均等局総務課雇用環境政策室（内線7915）

令和5年度当初予算案 6.0億円（6.6億円）※（ ）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般
労災	雇用	徴収	会計
○			

## 1 事業の目的

ワーク・ライフ・バランスや労働者の健康保持に資する働き方を推進するため、企業の自主的な働き方・休み方の見直しに効果的な施策を行うとともに、それに向けた社会的機運の醸成を図る。

改正労働基準法による時間外労働の上限規制を踏まえた企業の適切な対応への支援

年次有給休暇、特別休暇、選択的週休3日制等の好事例の収集・提供による休暇等の普及促進

企業への助言・指導等による働き方の見直しの支援及び大企業の働き方改革に伴う下請け等中小企業への「しわ寄せ」防止

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

### ① 働き方・休み方改善指標の効果的な活用・普及事業

- 過労死大綱等を踏まえ、働き方・休み方改革の目的タイプ別の取組事例を収集する中で、自民党一徳活躍推進本部や骨太の方針で導入が提案されている選択的週休3日制を導入している企業の事例についても収集する。また、これらの好事例を周知するとともに、働き方・休み方の現状を客観的に評価することができる「働き方・休み方改善指標」（ポータルサイトに掲載）の効果的な活用を図り、労働環境改善に向けた支援を行う（委託事業）。
- 過労死大綱を踏まえ、ポータルサイトについて必要な改修を行い、効果的な情報発信を行う（委託事業）。
- ※働き方・休み方改善ポータルサイトへのアクセス件数1,522,059件（令和3年度）

### ② 生産性が高く、仕事と生活の調和が取れた働き方普及のためのシンポジウムの開催等

- 過労死大綱や少子化社会対策大綱を踏まえ、働き方・休み方の改善に取り組む労使の意識高揚、ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、ライブ配信によるシンポジウムを開催する（委託事業）。

### ③ 長時間労働につながる取引環境の見直し

- 過労死大綱で掲げられている「しわ寄せ」防止総合対策推進のため、11月を「しわ寄せ防止キャンペーン月間」と設定し、ポスター・リーフレットの作成、インターネット広告を行う等により、社会全体の機運の醸成を図る（委託事業）。

### ④ 労働時間等設定改善に関する意識・動向調査

- 少子化社会対策大綱等の数値目標ならびに各種労働時間制度や法定以外の休暇制度の導入状況のほか、年次有給休暇を取得しない理由等について調査する（委託事業）。

### ⑤ 労働時間等見直しガイドライン等の周知

- 労働時間等見直しガイドラインリーフレット等の作成、配布（委託事業）。

### ⑥ 働き方・休み方改善コンサルタントによる助言・指導

- 恒常的な長時間労働の実態にある事業場に対し、働き方・休み方の改善のための相談、助言・指導を行うことを目的として配置。
- 「働き方」の改善に加え、「休み方」に重点を置いた改善も意識しつつ、仕事の組み立て方や就労の仕方を見直す等、「働き方」と「休み方」を総合的に改善していくための相談、助言・指導を実施。
- 働き方改革推進支援助成金について、事業主に対し新たな成果目標に対する要望や、申請の際に労力を要した事項等のヒアリング等を実施し、更なる活用に繋がる取組等を実施。

拡充

# 勤務間インターバル制度導入促進のための広報事業

雇用環境・均等局総務課雇用環境政策室（内線7915）

令和5年度当初予算案 68百万円（57百万円）※（ ）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般
労災	雇用	徴収	会計
○			

## 1 事業の目的

勤務間インターバル制度導入促進に向けた労使に対する効果的な支援、機運の醸成を図る取組を推進する。

労働時間等設定改善法が改正され、勤務間インターバル制度導入が事業主の努力義務とされたところ（施行日：平成31年4月1日）。

また、令和3年7月に閣議決定した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」には、勤務間インターバル制度について、**2025年（令和7年）までに、①勤務間インターバル制度を知らなかった企業割合を5%未満とすること、②勤務間インターバル制度を導入している企業割合を15%以上とすることの2つの数値目標**が掲げられ、「導入している企業の好事例や導入・運用マニュアルの周知」が盛り込まれた。さらに、令和4年6月7日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」では、働き方改革の推進として、「勤務間インターバル制度の普及を図り、長時間労働の是正を図る」とされた。

以上により、上記改正労働時間等設定改善法の周知と併せ、労使一体となった勤務間インターバル制度導入促進に向けた更なる取組を実施する。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体

第12表 勤務間インターバル制度の導入状況別企業割合及び1企業平均間隔時間

企業規模・年	企業数 <sup>1</sup>	導入している	1企業平均間隔時間 <sup>2</sup> （時間、分）		導入予定又は検討している	導入予定はなく、検討していない
			導入している	導入予定又は検討している		
令和3年調査計	100.0	4.6	10:57	13.8	80.2	
1,000人以上	100.0	14.5	9:55	24.8	60.1	
300～999人	100.0	7.7	10:14	21.1	71.1	
100～299人	100.0	5.1	11:05	17.5	75.9	
30～99人	100.0	3.9	11:11	11.6	83.1	
令和2年調査計	100.0	4.2	10:46	15.9	78.3	

注：①「企業数」には、「勤務間インターバル制度の導入状況」が「不明」の企業を含む。  
②「1企業平均間隔時間」は、各企業で定められている実際の就業時刻から就業時刻までの間に空けることとしている期間の時間で、各企業で複数ある場合は最も短い間隔の時間で平均である。

【令和3年 就労条件総合調査】

- **業種別導入マニュアルの作成、社会保険労務士等の専門家によるアウトリーチ型のコンサルティングの実施（新規）**  
有識者検討会や社会保険労務士等の専門家によるアウトリーチ型のコンサルティングを実施し、長時間労働が懸念され、制度の導入率や認知度が低調な業種を対象とした業種別導入マニュアルを作成する。  
※業種別導入マニュアルの作成部数（高齢者福祉・介護事業種版）48,000部（令和3年度）働き方・休み方改善ポータルサイトにおいても掲載し周知



- **シンポジウムの開催（新規）**  
有識者の講演や導入企業の先進的な取組事例の発表により、制度の重要性や導入のメリットを周知・啓発し、併せて助成金や導入マニュアル等の導入支援策も周知する。

- **インターバル制度導入支援のための動画コンテンツの作成・周知**  
インターバル制度の導入を希望する企業向けに、企業の先進的な取組事例や制度導入の手順、留意点などを紹介した動画コンテンツを作成し、ポータルサイトや都道府県労働局を通じて周知・啓発する。

- **雑誌等を活用したインターバル制度の周知・啓発（新規）**  
事業主や企業の人事労務担当者向けの雑誌等を活用して、制度の周知・啓発を実施する。

- **インターネット広告**  
勤務間インターバル制度導入のための方策や各種支援策等について、効果的に発信する。

# 不妊治療を受けやすい休暇制度等環境整備事業

雇用環境・均等局  
雇用機会均等課（内線7905）

令和5年度当初予算案 40百万円（40百万円）※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	会計
○			

## 1 事業の目的

近年、不妊治療を受ける夫婦は約5.5組に1組、不妊治療（生殖補助医療等）によって誕生する子どもも14.3人に1人となるなど、働きながら不妊治療を受ける労働者は増加傾向にあるが、不妊治療と仕事との両立ができず、16%（男女計（女性は23%））の方が退職している。  
また、国会も含め社会的に、不妊治療のための休暇制度・両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備への関心が非常に高まっている。  
このため、事業主、上司や同僚に不妊治療についての理解を促すとともに、当該休暇制度等の導入・利用に取り組む事業主を支援することにより、不妊治療と仕事とが両立できる職場環境の整備を推進することとする。

## 2 事業の概要・スキーム

### I 専門家による検討委員会の開催

- ① 不妊治療と仕事との両立支援担当者を対象とした研修の企画・運営の検討
- ② 不妊治療と仕事との両立に係る諸問題についての実態調査の企画、実施、調査結果のとりまとめ
- ③ 不妊治療と仕事との両立を支援する企業内制度の導入マニュアル、サポートハンドブックの見直しに向けた検討 等

### II 不妊治療と仕事との両立支援担当者等を対象とした研修会の実施

不妊治療を受けやすい休暇制度や両立支援制度を利用しやすい環境整備に取り組む企業等の両立支援担当者等を対象に、労働者からの相談対応のノウハウや休暇制度等の利用を円滑にするためのプランの策定方法等、具体的実務に役に立つ情報提供を行う研修会を実施する。

### III 不妊治療と仕事との両立に係る諸問題についての実態調査

不妊治療と仕事との両立に係る諸問題を把握するため、企業及び労働者を対象に調査を実施する。  
（平成29年度に委託事業により調査を実施しているが、令和4年度から不妊治療に保険適用がされたこと等を踏まえ、最新の実態やニーズを把握するために実施する。）

事業実績(令和3年度): セミナーに参加して「非常に参考になった」「参考になった」と回答した企業の割合94.6%

## 3 実施主体

委託事業（民間団体）

## 参考

第4次少子化社会対策大綱【R2.5.29閣議決定】  
（不妊治療への支援より抜粋）  
○不妊治療と仕事との両立のための職場環境の整備

不妊治療について職場での理解を深めるとともに、仕事と不妊治療の両立に資する制度等の導入に取り組む事業主を支援し、仕事と不妊治療が両立できる職場環境整備を推進する。

➤ 職場におけるハラスメント（就活ハラスメント、カスタマーハラスメントを含む）撲滅のための事例収集、周知・啓発、相談支援

# 総合的ハラスメント防止対策事業

雇用環境・均等局雇用機会均等課（内線7953）

令和5年度当初予算案 6.4億円（6.8億円）※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	会計
約1/4	約3/4		

## 1 事業の目的

パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメントなど職場におけるハラスメントは、労働者の尊厳を傷つけ継続就業を妨げる大きな障害となるものであり、社会的関心も高く、労働者から多数の相談が寄せられている一方、関係法令や具体的な対応に関する周知が不十分との声がある。

また、これらの職場におけるハラスメントは複合的に生じることも多く、労働者の意欲・能力の発揮を阻害し職場環境を悪化させるものであることから、総合的・一体的にハラスメント対策を行う必要がある。

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

周知・啓発

- ポスターの作成・配布
- 職場のハラスメント防止対策パンフレット等（事業主向け・労働者向け）の作成・配布
- ハラスメントに関する情報提供ポータルサイトの運営
- ツイッター、フェイスブック等を利用した広報
- ハラスメント撲滅対策の全国集中実施（職場のハラスメント撲滅月間）
  - ・シンポジウムの開催等
  - ・月間ポスターや啓発動画の作成
- 就活ハラスメント・カスタマーハラスメント防止に関する情報発信

### 実施主体

実施主体：国、都道府県労働局、委託事業（民間会社）

### 事業実績

ポータルサイトへの月平均アクセス数：177,687件

企業等への支援

- 事業主やハラスメント相談窓口担当者等を対象とした、研修の実施
- 中小企業におけるハラスメント対策支援として、社労士、経営指導員を対象としたハラスメント対策研修の実施
- 就活ハラスメント、カスタマーハラスメント防止対策研修の実施
- 全国の労働局による事業主向け説明会の開催

相談対応

- 就職活動中の学生に対するセクシュアルハラスメント・パワーハラスメントに関するメール、SNSによる相談窓口の設置
- カスタマーハラスメントに関するメール、SNSによる相談窓口の設置
- 全国の労働局における、職場におけるハラスメントに関する相談対応

○非正規雇用労働者への支援、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保、働く方の相談支援の充実、働く環境改善等  
 ➤キャリアアップ助成金による非正規雇用労働者の正社員化・処遇改善を行う企業への支援

# キャリアアップ助成金

雇用環境・均等局 有期・短時間労働課 (内線5268)  
 職業安定局 障害者雇用対策課 (内線5868)

令和5年度当初予算案 829億円 (839億円) ※ ( )内は前年度当初予算額

令和3年度実績 : 76,992件

労働保険特別会計			一般
労災	雇用	徴収	会計
	○		

## 1 事業の目的

※令和4年度第二次補正予算額 制度要求

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」）といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成

## 2 事業の概要・スキーム

コース名/コース内容	支給額 (1人当たり)	加算措置/加算額 (1人当たり)
<b>正社員化コース</b> 有期雇用労働者等を正規雇用労働者 (※) に転換又は直接雇用 ※多様な正社員 (勤務地限定・職務限定・短時間正社員) を含む  <b>障害者正社員化コース</b> 障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換	①有期→正規: 57万円 (42.75万円) ②無期→正規: 28.5万円 (21.375万円)	<b>正社員化コース</b> ■人材開発支援助成金の 特定の訓練修了後に正社員転換 ① 9.5万円 (大企業も同額) 人への投資 ② 4.75万円 (大企業も同額) ※「人への投資促進コース」のうち、自発的 職業能力開発訓練または定額制訓練の修了後 に正社員転換した場合の加算は、それぞれ ①11万円②5.5万円(大企業も同額)。 ■派遣労働者を派遣先で 正規雇用労働者として直接雇用 28.5万円 (大企業も同額) ■母子家庭の母等又は父子家庭の父 ① 9.5万円 (大企業も同額) ② 4.75万円 (大企業も同額) ■勤務地限定・職務限定・短時間正社員 制度を新たに規定 1事業所当たり 9.5万円 (7.125万円)
<b>賃金規定等改定コース</b> 全て又は一部の有期雇用労働者等の 基本給の賃金規定等を改定し、3%以上増額  <b>賃金規定等共通化コース</b> 有期雇用労働者等と正規雇用労働者との 共通の賃金規定等を新たに規定・適用  <b>賞与・退職金制度導入コース</b> 有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度 を導入し、支給又は積立を実施  <b>短時間労働者労働時間延長コース</b> 有期雇用労働者等の週所定労働時間 を3時間以上延長し、社会保険を適用	① 3%以上 5%未満: 5万円 (3.3万円) ② 5%以上: 6.5万円 (4.3万円)  1事業所当たり 60万円 (45万円)  1事業所当たり 40万円 (30万円)  23.7万円 (17.8万円) ※労働者の手取りが減少しない取組をした場合、 3時間未満延長でも4.3~11.7万円を助成。 ※令和6年9月末までの金額	<b>賃金規定等改定コース</b> ■「職務評価」の手法の活用により実施 1事業所当たり 20万円 (15万円)  <b>賞与・退職金制度導入コース</b> ■同時に導入した場合 1事業所当たり 16.8万円 (12.6万円)

➤ステップアップを目指す非正規雇用労働者等に対する求職者支援制度による支援

# 求職者支援制度

職業安定局総務課訓練受講支援室 (内線5336、5273)  
 人材開発統括官付訓練企画室 (内線5600)

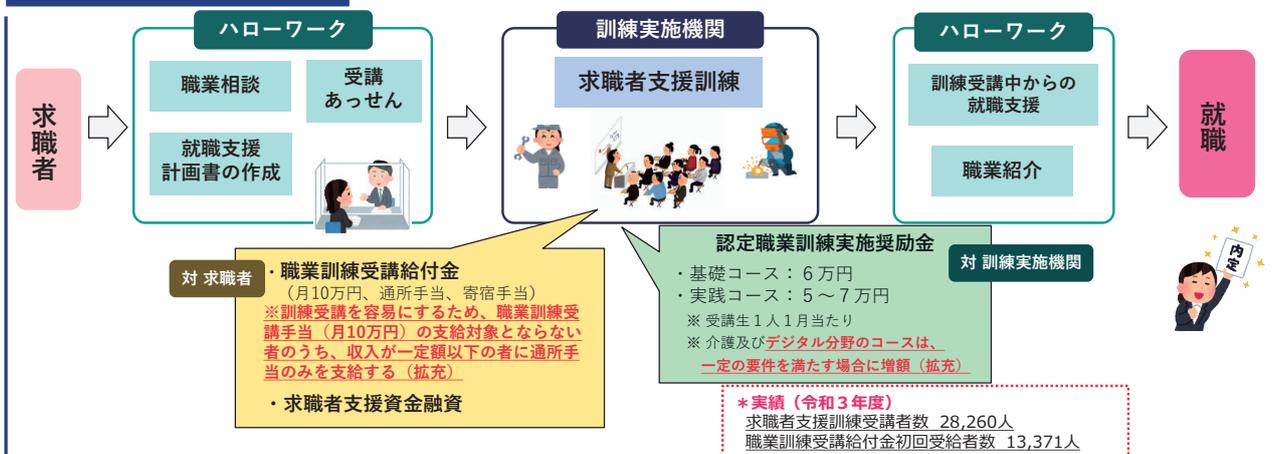
令和5年度当初予算案 268億円 (278億円) ※ ( )内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般
労災	雇用	徴収	会計
	3/4		1/4

## 1 事業の目的

- 雇用保険を受給できない求職者を対象に、雇用保険と生活保護の間をつなぐ第2のセーフティネットとして、無料の職業訓練に加え、月10万円の生活支援の給付金の支給を通じて、早期の再就職等を支援する。
- 非正規雇用労働者等の制度の活用を促進するため、訓練受講対象者の拡大や職業訓練受講給付金の支給要件の緩和等による制度の見直しを図る。

## 2 事業の概要・スキーム



## 3 実施主体等

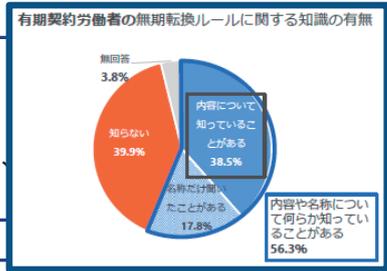
- ◆実施主体 : 都道府県労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- ◆負担割合 : 原則、雇用助定、国庫負担1/2ずつ。ただし、当面の間は国庫負担27.5% (原則の55/100を負担)。

**拡充 無期転換ルール等の円滑な運用に係る取組** 労働基準局労働関係法課（内線7753）

令和5年度当初予算案 32百万円（36百万円）※（）内は前年度当初予算額

**1 事業の目的**

有期契約労働者が安心して働き続けることができるよう、無期転換ルール等の周知啓発を実施する。労働者からの認知度が低いため、「多様化する労働契約のルールに関する検討会報告書」（令和4年3月）及び骨太の方針2022（令和4年6月閣議決定）等を踏まえ、労働者向けの周知にさらに取り組み無期転換ルールの円滑な運用を図る。



**2 事業の概要・スキーム**

労働者向け周知に重点を置きつつ、周知啓発等の取組を行うとともに、制度改正を行った場合に、改正内容の労使への周知を行い、無期転換ルール等の円滑な運用を図る（一部新規）。

- 無期転換ルールポータルサイトの運用
- インターネット広告（動画広告）・雑誌広告等多様な広告のほか、好事例企業の紹介等を実施 ※労働者向けコンテンツを充実
- 無期転換ルール・多様な正社員に関するパンフレット及びリーフレットの作成【新規】



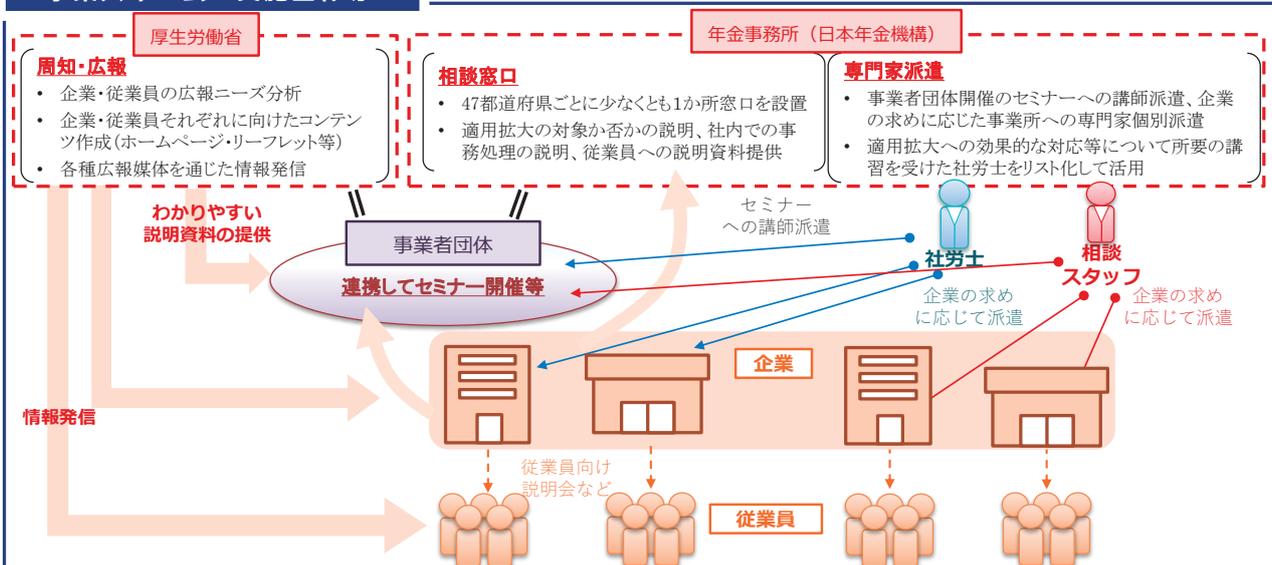
**被用者保険の適用拡大に当たっての周知・専門家活用支援** 年金局事業管理課（内線3647）

令和5年度当初予算案 7.4億円（7.5億円）※（）内は前年度当初予算額

**1 事業の目的・実績**

- ・ 令和6年10月に実施される被用者保険の更なる適用拡大に際し、企業・従業員の双方に改正内容と意義が理解されるよう、積極的に周知・広報を実施。
- ・ 事業主からの要請に応じて専門家を派遣する仕組みを活用し、事業主からの対応方針の相談、従業員向け説明会の講師、従業員に対する面談の補助など、適用拡大の円滑な実施に向けて、企業・従業員の双方に対する支援を行う。
- ・ 事業開始（令和3年5月）から令和4年9月末までに専門家を派遣した件数 347件。

**2 事業スキーム・実施主体等**



➤働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による相談支援の充実

**拡充** **働く人におけるメンタルヘルス対策の促進** 労働基準局安全衛生部労働衛生課 (内線5180)

令和5年度当初予算案 3.0億円 (2.5億円) ※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計	一般会計
労災	雇用
○	

**1 事業の目的**

- 「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日)を踏まえ、フリーランスとして安心して働く環境を整備するため、個人事業主等の安全衛生の確保が喫緊の課題となっている。
- 個人事業主等の安全衛生確保においては、過重労働、メンタルヘルス対策が課題となっている。
- このような状況を踏まえ、労働者のメンタルヘルス対策に係る情報提供・相談等を行う「働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」」及び労働時間管理・健康管理等を行う健康管理アプリにおけるストレスチェック機能のサービス対象を、個人事業主等の労災保険の特別加入者にも拡大する。

**2 事業の概要・スキーム・実施主体等**

**働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」**

①働く人のメンタルヘルスに関する総合的な情報提供

②メンタルヘルス不調、過重労働による健康障害に関する相談窓口の設置(電話・メール・SNS)

③メンタルヘルスシンポジウムの開催(優良事例の公表・共有)

<令和3年度実績>

情報提供	相談
サイトアクセス数 10,357,916件	電話 22,789件 メール 6,119件 SNS 6,438件

**<対象>**

労働者

事業者  
産業保健  
スタッフ

個人事業  
主等

対象に追加

**<実施主体>**  
国(委託事業:一般社団法人、株式会社等)

令和3年度執行率: 94%

**健康管理アプリ**

働く人個人がアプリを使用することによる労働(勤務)時間管理・健康管理(健康診断結果及びストレスチェック)の実施、助成金や健康相談についての情報提供

➤生活衛生関係営業者の収益力向上の推進等による支援

**拡充** **生活衛生関係営業収益力向上事業(生衛業『稼ぐ力』応援チーム)** 医薬・生活衛生局生活衛生課 (内線2437)

令和5年度当初予算案 1.0億円 (92百万円) ※()内は前年度当初予算額

**1 事業の目的**

生活衛生関係営業について、**最低賃金の周知・啓発とともに、収益力の向上等を図り、新型コロナウイルス感染症や原油高・物価高騰の影響等により悪化した業績を回復するための支援を行う。**

※ 生衛業『稼ぐ力』応援チームは、首相官邸に設置された「下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議」における議論を踏まえ、最低賃金の引上げの影響が大きいとされる生活衛生関係営業の収益力向上を目的に包括的な取組を実施。

**2 事業の概要・スキーム**

**<関係省庁>**

- ・厚生労働省
- ・中小企業庁
- ・金融庁 等

**資料提供補助金**

**<実施主体>**  
(公財)全国生活衛生営業指導センター  
(公財)都道府県生活衛生営業指導センター

生活衛生関係営業に係る衛生講習会や技術講習会等の機会を捉え、次のような事業を実施し、生活衛生関係営業者の収益力の向上等を図る。

○収益力向上等に関するセミナー開催

- ・最低賃金に関する周知
- ・収益力向上に係る専門家による講演
- ・被用者保険適用拡大の周知
- ・インボイス制度の周知
- ・事業承継制度・マッチング支援の紹介
- ・感染予防対策の周知
- ・店舗の効果的な省エネ対策の周知
- ・賃上げ促進税制・補助の周知

○現場視点の収益力向上等に関する同行支援

- ・ウィズコロナの業務プロセスの見直し
- ・従業員短期戦力化のための業務手順書等の導入

※ 下線: 拡充部分

**都道府県・業界団体等**

+

衛生講習会・技術講習会等の開催

**人材派遣依頼**

**講師・相談員の派遣**

**<地域の関係機関>**

- ・働き方改革推進支援センター
- ・よろず支援拠点
- ・都道府県行政書士会
- ・中小企業診断士協会
- ・社会保険労務士会センター
- ・地方金融機関 等

**3 実施主体等**

- ・ 実施主体: (公財)全国生活衛生営業指導センター
- ・ 補助率: 定額

➤介護分野へのICT・ロボットの導入等による生産性向上の推進、介護職員の働く環境改善

拡充

介護生産性向上推進総合事業（地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分））  
 [“介護事業所に対する業務改善支援事業”の拡充]

老健局高齢者支援課（内線3875）

令和5年度当初予算案：地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の内数（地域医療介護総合確保基金 137億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 都道府県が主体となった介護現場の生産性向上を推進する取組の広がりは限定的であり、また、既存の生産性向上に係る事業は数多くあるものの、実施主体や事業がバラバラであり、一体的に実施する必要がある。
- このため、**都道府県の主導**のもと、介護人材の確保・処遇改善、介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入、介護助手の活用など、介護現場の革新、**生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的・横断的に一括して取り扱い、適切な支援につなぐワンストップ型の総合的な事業者への支援を可能とする「介護生産性向上推進総合事業」を実施するための基金メニューを設ける。**（※）

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

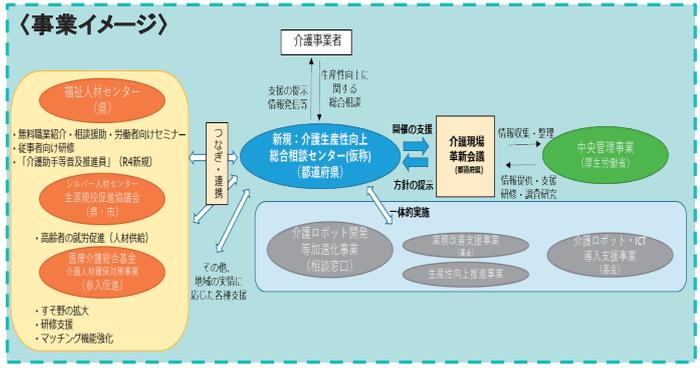
※赤字が令和5年度拡充分。

※既存の基金メニュー（業務改善支援事業）の拡充での対応を予定。

- ・ 都道府県が主体となり、「介護生産性向上総合相談センター（仮称）」を設置。介護現場革新会議において策定する基本方針に基づき、介護ロボットやICT、その他生産性向上に関する取組を実施する他、人材確保に関する各種事業等とも連携の上、介護事業者に対し、ワンストップ型の支援を実施する。

【実施事項】以下の経費の一部を補助

- （（1）及び（2）の実施が要件。）
- （1）介護現場革新会議の開催
- （2）**介護生産性向上総合相談センター（仮称）**の設置
  - ①介護ロボット・ICT等生産性向上に係る相談窓口（必須）
  - ②人材確保、生産性向上に係る各種支援業務との連携（必須）
  - ③その他
- （3）第三者が生産性向上の取組を支援するための費用の支援（コンサル経費の補助）



3 その他

- ・ 都道府県が介護現場の生産性向上をさらに推進する方策を別途検討。
- ・ 本メニュー設置に伴い既存基金メニューとの整理を予定

4 事業の内容（補助内容）

既存の基金メニューとの重複整理のため「介護事業所に対する業務改善支援事業」を拡充し、都道府県を主体とした生産性向上の取組を総合的・横断的に支援する。尚、以下の(1)・(3)は業務改善支援事業の内容を継続。

(1) 都道府県等による介護現場革新会議に係る必要と認められた経費の一部を助成（前頁、補助要件(1)実施の際の支援）

- ①都道府県等による介護現場革新会議の設置に伴う必要な経費
- ②介護事業所の取組（モデル的取組）に必要な経費  
 （例：第三者がその取組（タイムスタディ調査による業務の課題分析等）を支援するための費用、介護ロボットやICT機器等のハードウェア・ソフトウェアの導入費用（インカム機器、介護記録ソフトウェア、通信環境整備等に係る費用を含む。）
- ③都道府県等が取組む介護の魅力発信や職員の定着支援等に要する必要な経費

【補助額】②（1事業所あたり）対象経費の1/2以内（上限500万円）、①③については必要な経費

(2) 介護生産性向上総合相談センター（仮称）の設置・事業の実施に係る必要と認められた経費の一部を助成

- 介護生産性向上総合相談センター（仮称）の運営に係る費用（前頁、補助要件(2)実施の際の支援）  
 【総合相談センターの事業実施に係る費用】（例）
- ①介護ロボット・ICT等に係る相談窓口業務（機器の体験展示、試用貸出、専門相談員、研修費用等）  
 ・介護ロボット、ICT等の効果的な活用・普及に必要な経費（現場の課題に応じた導入支援、研修・伴走支援費用等）
- ②他の人材確保、生産性向上に係る各種支援業務との連携
- ③その他

(3) 第三者が生産性向上の取組を支援するための費用の支援（コンサル経費の補助）

- ①生産性向上ガイドラインに基づき業務改善に取り組む介護事業者に対して、第三者がその取組（タイムスタディ調査による業務の課題分析等）を支援するための費用の一部を助成

【補助額】（1事業所あたり）対象経費の1/2以内（上限30万円）

# 介護ロボット開発等加速化事業

老健局高齢者支援課（内線3875）

令和5年度当初予算案 5.0億円（5.0億円） ※（）内は前年度当初予算額 ※令和4年度第二次補正予算額：3.9億円

## 1 事業の目的

- 介護現場の業務効率化を進めるため、テクノロジーの活用を推進しているところであるが、このためには、介護現場に対する導入資金の支援だけでなく、介護現場におけるテクノロジーへの理解を促進し、開発企業が介護ロボット市場に参入しやすい環境を整備する必要がある。
- 本事業では、①介護施設・開発企業双方からの介護ロボットに関する相談窓口や開発実証を行うリビングラボ等の「開発・実証・普及のプラットフォーム」を運営するとともに、②介護ロボットに関するフォーラム等による情報発信等を行う。

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

### （1）介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム事業

- ・ 相談窓口の設置（全国17箇所）
- ・ リビングラボの設置（全国8箇所）

※相談窓口の設置箇所は、都道府県が設置する総合相談センターと調整予定

### （2）福祉用具・介護ロボット実用化支援事業

- ・ 介護ロボット等に係る生産性向上の取組の情報発信等を行う。

※ 右記〈事業イメージ〉内の効果測定事業については、令和4年度第二次補正予算により実施。



### 〈事業イメージ〉



# 介護ロボット導入支援事業（地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分））

老健局高齢者支援課（内線3875）

令和5年度当初予算案：地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の内数（地域医療介護総合確保基金 137億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 各都道府県に設置される地域医療介護総合確保基金を活用し、介護施設等に対する介護ロボットの導入支援を実施し、介護ロボットを活用した介護事業所の生産性向上の取組を通じて、ケアの質の確保や職員の負担軽減等を図る。

## 2 事業の概要等

### 補助対象

- 介護ロボット
  - … 移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り、入浴支援など、厚生労働省・経済産業省で定める「ロボット技術の介護利用における重点分野」に該当する介護ロボット
- 見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備
  - … Wi-Fi環境の整備、インカム、見守りセンサー等の情報を介護記録にシステム連動させる情報連携のネットワーク構築経費 等

### 補助内容

※令和2年度（当初予算）以降の拡充分（下線部以外）は令和5年度までの実施

#### ● 補助額

介護ロボット (1機器あたり)	・ 移乗支援(装着型・非装着型) ・ 入浴支援	上限100万円
	・ 上記以外	上限30万円
見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備 (1事業所あたり)		上限750万円

#### ● 補助上限台数

- … 必要台数(制限の撤廃)

#### ● 補助率

- … 都道府県の裁量により設定  
(一定の要件を満たす場合は3/4を下限、それ以外の事業所は1/2を下限)

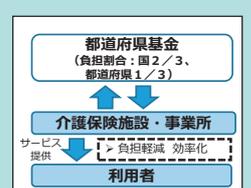
〈一定の要件〉…以下の要件を満たすこと

- ・ 導入計画書において目標とする人員配置を明確にした上で、見守りセンサーやインカム、介護記録ソフト等の複数の機器を導入し、職員の負担軽減等を図りつつ、人員体制を効率化させる場合

### ■ 対象となる介護ロボット（例）



### ■ 事業の流れ



### ■ 実績（参考）

- 実施都道府県数：45都道府県（令和3年度）
- 都道府県が認めた介護施設等の導入計画件数

H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
58	364	505	1,153	1,813	2,353	2,596

（注）令和3年度の数値は原則R3.11月末時点の精定値  
※1施設で複数の導入計画を作成することがあり得る

拡充

## ICT導入支援事業（地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分））

老健局高齢者支援課（内線3875）

令和5年度当初予算案：地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の内数（地域医療介護総合確保基金 137億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

- 各都道府県に設置される地域医療介護総合確保基金を活用し、介護現場のICT化に向けた導入支援を実施し、ICTを活用した介護サービス事業所の業務効率化を通じて、職員の負担軽減を図る

### 2 事業の概要等

#### 補助対象

※赤字が令和5年度拡充分。  
※令和2年度（当初予算）以降の拡充分（下線部以外）は令和5年度までの実施

- 介護ソフト…記録、情報共有、請求業務で転記が不要であるもの、ケアプラン連携標準仕様、入退院時情報標準仕様、看護情報標準仕様を  
実装しているもの（標準仕様の対象サービス種別の場合。各仕様への対応に伴うアップデートも含む）、財務諸表のCSV出力機能を有する  
もの（機能実装のためのアップデートも含む）。
- 情報端末…タブレット端末、スマートフォン端末、インカム等
- 通信環境機器等…Wi-Fiルーター等
- その他…運用経費（クラウド利用料、サポート費、研修費、他事業所からの照会対応経費、バックオフィスソフト（勤怠管理、シフト管理等）等）

#### 補助要件

- 導入計画の作成、導入効果報告（2年間）
- IPAが実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」または「★★二つ星」のいずれかを宣言
- 以下に積極的に協力すること 等
  - ICTの活用により収支状況の改善が図られた場合においては、職員の賃金に還元すること（導入効果報告により確認）
  - LIFEによる情報収集・フィードバック
  - 他事業所からの照会に対応すること

#### 補助上限額等

##### 職員数に応じて都道府県が設定

- 1～10人 100万円
- 11～20人 160万円
- 21～30人 200万円
- 31人～ 260万円

##### 補助割合

- 一定の要件を満たす場合は、3/4を下限に都道府県の裁量により設定
- それ以外の場合は、1/2を下限に都道府県の裁量により設定

#### 補助割合を拡充する要件

（3/4に拡充(以下のいずれかの要件を満たすこと)）

- ケアプランデータ連携システム等の利用
- LIFEの「CSV連携仕様」を実装した介護ソフトで実際にデータ登録を実施等
- ICT導入計画で文書量を半減



※ケアプランデータ連携システム…国保中央会に構築中。令和5年度本格稼働予定

	実績	R1	R2	R3
実施自治体数	15	40	47	
補助事業所数	195	2,560	5,371	

拡充

## 介護事業所における生産性向上推進事業

老健局高齢者支援課（内線3875）

令和5年度当初予算案 1.7億円（1.7億円）※（）内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

- 国として生産性向上ガイドラインやセミナーにより、自治体主導での介護現場革新・生産性向上の取組を推進しており、令和5年度は基金事業等で更なる自治体主導での取組の推進を図ることとしている。
- 国として生産性向上の取組や運営改善の加速化を図るために、生産性向上の取組手法や、取組に活用するツール・方策等について自治体を巻き込みつつ、一層の周知・展開を図る。
- また、介護事業者の生産性向上に有効なICTの活用を促進するため、事業所間でやり取りするデータ項目の標準化や情報基盤構築に向けた実証研究等を行うとともに、多職種・多機関での情報連携・共有の仕組みについて検討する。

### 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

※赤字が令和5年度拡充分。

#### ①生産性向上に係るセミナー等の実施（全40回程度）

- 生産性向上の取組や、取組の成果を把握するツール(効果測定ツール)、運営改善等に関し、各地域ブロック毎に自治体も巻き込みつつ事業所の経営者・介護従事者層等にセミナーや相談会を開催し、生産性向上ガイドライン等に基づく取組の普及を図る。
- また、セミナー・相談会後の伴走支援等を行い、セミナー・ツール等の改善を図るとともに、ツールを活用した結果の収集・分析を行い、国として生産性向上の取組の定量的・定性的な成果のデータ蓄積を図り、各自治体等へフィードバックする。

#### ②介護情報連携推進に向けた実証の実施

- 介護情報連携の更なる推進に向けて、ケアプラン標準仕様の対象を介護予防・日常生活支援総合事業まで拡張するための実証を実施する。

### 3 実施主体等



### 4 その他

- ・ 上記①は、主に介護生産性向上推進総合事業(基金事業)において都道府県が実施・展開する内容(任意)として想定しているが、都道府県を巻き込み、まずは国主導で実施することで、将来的に各都道府県単独での実施を促す。(実施状況等は中央管理事業(加速化事業)で調査予定)

# ケアプランデータ連携システム構築事業

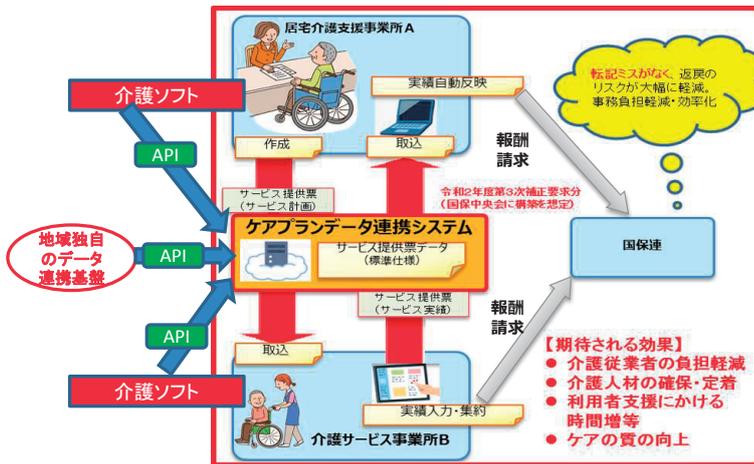
老健局高齢者支援課（内線3875）

令和5年度当初予算案 2.7億円（2.7億円）※（）内は前年度当初予算額 ※令和4年度第二次補正予算額：2.1億円

## 1 事業の目的

- 介護現場の負担軽減を加速化するため、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所の間で交わされるケアプランデータ連携を実現するためのシステムを国保中央会に構築（令和5年度本格運用開始予定）。
- 令和4年度に継続して、システム導入当初に運営基盤の安定化を図るための予算を措置。

## 2 事業の概要・スキーム



## 3 実施主体等



〈参考：令和4年度第二次補正予算により実施〉

### 【主なシステム機能追加事項】

- 介護ソフトからワンクリックでシステムにデータ登録を可能とする機能
- 画面改修及びファイル印刷機能
- 先行的に開発・運用している地域独自のデータ連携基盤とケアプランデータ連携システムとの連携機能
- 介護報酬請求から利用料差引するための既存システムとの連携機能

※API(\*)開発により、ケアプランデータ連携システムとの連携が可能なソフトウェア等の開発・改修を経て上記機能が実現。  
 (\* ) Application Programming Interfaceの略。介護ソフト等のソフトウェアなどから、ケアプランデータ連携システム等の機能(OS)を利用するための仕様などを指し、ソフトウェア等に対象システムのAPIを埋め込むことで、相互の連携が可能となる。

## ○看護、介護、障害福祉など現場で働く方々の処遇改善の引き続きの実施

### 看護の現場で働く方々の処遇改善の引き続きの実施

保険局医療課（内線3274、3588）、  
 総務課（3135）、保険課（3152）、  
 国民健康保険課（3256）、  
 高齢者医療課（3194）

令和5年度当初予算案 240億円（100億円）※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）及び「公的価格評価検討委員会中間整理」（令和3年12月21日）を踏まえた、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象とする、収入を3%程度（月額平均12,000円相当）引き上げるための処遇改善の仕組み（令和4年10月から診療報酬により実施）について、令和5年度においても引き続き実施する。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

### 【診療報酬の内容】

- 対象となる医療機関
  - ・救急医療管理加算を算定する救急搬送件数200台/年以上の医療機関
  - ・三次救急を担う医療機関
- 対象となる職種
  - ・看護職員（看護師、准看護師、保健師、助産師）
  - ・医療機関の判断により、看護補助者・理学療法士・作業療法士等のコメディカルの賃金改善に充てることが可能

### ○点数の要件等

- ・入院日数に応じて支払われる入院基本料等に、それぞれの医療機関の看護職員数と延べ入院患者数に応じて、点数を上乘せ

$$\text{それぞれの医療機関の必要点数} = \frac{\text{看護職員の賃上げ必要額（それぞれの医療機関の看護職員数} \times \text{12,000円} \times \text{社会保険負担率）}}{\text{それぞれの医療機関の延べ入院患者数} \times \text{10円}}$$

- ・点数による収入の全額について、看護職員等の賃上げに充当することを求めるとともに、点数による収入の2/3について、看護職員等の賃金のベースアップに使用することを求める
- ・各医療機関に対し、看護職員等の賃金改善額と点数による収入額を記載した計画書及び実績報告書の提出を求める

### 【主な国庫負担割合】

協会けんぽ（164/1000）、市町村国保（32/100及び9/100）、後期高齢者医療（3/12及び1/12）

# 令和4年度介護報酬改定による処遇改善

老健局老人保健課（内線3948）

## 1 事業の目的 令和5年度当初予算案 367億円（153億円）※（）内は前年度当初予算額

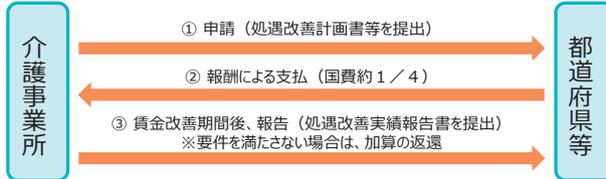
- 介護職員の処遇改善については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）を踏まえ、令和4年10月以降の処遇改善については、臨時の報酬改定を行い新たに「介護職員等ベースアップ等支援加算」を創設し、収入を3%程度（月額平均9,000円相当）引き上げるための措置を講じており、令和5年度も引き続き当該措置を継続する。

## 2 事業の概要・スキーム

- ◎ **加算額** 対象介護事業所の介護職員（常勤換算）1人当たり月額平均9,000円の賃金引上げに相当する額。  
対象サービスごとに介護職員数（常勤換算）に応じて必要な加算率を設定し、各事業所の介護報酬にその加算率を乗じて単位数を算出。
- ◎ **取得要件**
  - ・ 処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得している事業所（現行の処遇改善加算の対象サービス事業所）
  - ・ 賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等（※）に使用することを要件とする。  
※ 「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引上げ
- ◎ **対象となる職種**
  - ・ 介護職員
  - ・ 事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。
- ◎ **申請方法** 各事業所において、都道府県等に介護職員・その他職員の月額の賃金改善額を記載した計画書（※）を提出。  
※ 月額の賃金改善額の総額（対象とする職員全体の額）の記載を求める（職員個々人の賃金改善額の記載は求めない）
- ◎ **報告方法** 各事業所において、都道府県等に賃金改善期間経過後、計画の実績報告書（※）を提出。  
※ 月額の賃金改善額の総額（対象とする職員全体の額）の記載を求める（職員個々人の賃金改善額の記載は求めない）

- ◎ **交付方法**  
対象事業所は都道府県等に対して申請し、対象事業所に対して報酬による支払（国費約1/4：367億円（令和5年度分））。
- ◎ **申請・交付スケジュール**
  - ✓ 申請は、令和5年2月に受付、4月分から毎月支払（実際の支払は6月から）
  - ✓ 賃金改善期間後、処遇改善実績報告書を提出。

### 【執行のイメージ】



# 令和4年度障害福祉サービス等報酬改定による処遇改善

障害保健福祉部障害福祉課（内線3036）

## 1 事業の目的 令和5年度当初予算案 248億円（103億円）※（）内は前年度当初予算額

- 介護・障害福祉職員の処遇改善については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）を踏まえ、令和4年10月以降の処遇改善については、臨時の報酬改定を行い、新たに「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算」を創設し、収入を3%程度（月額平均9,000円相当）引き上げるための措置を講じており、令和5年度も引き続き当該措置を継続する。

## 2 事業の概要・スキーム

- ◎ **加算額** 対象障害福祉サービス事業所等の福祉・介護職員（常勤換算）1人当たり月額平均9,000円の賃金引上げに相当する額。  
対象サービスごとに福祉・介護職員数（常勤換算）に応じて必要な加算率を設定し、各事業所の報酬にその加算率を乗じて単位数を算出。
- ◎ **取得要件**
  - ・ 処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得している事業所（現行の処遇改善加算の対象サービス事業所）
  - ・ 賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は福祉・介護職員等のベースアップ等（※）に使用することを要件とする。  
※ 「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引上げ
- ◎ **対象となる職種**
  - ・ 福祉・介護職員
  - ・ 事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。
- ◎ **申請方法** 各事業所において、都道府県等に福祉・介護職員とその他職員の月額の賃金改善額を記載した計画書（※）を提出。  
※ 月額の賃金改善額の総額（対象とする職員全体の額）の記載を求める（職員個々人の賃金改善額の記載は求めない）
- ◎ **報告方法** 各事業所において、都道府県等に賃金改善期間経過後、計画の実績報告書（※）を提出。  
※ 月額の賃金改善額の総額（対象とする職員全体の額）の記載を求める（職員個々人の賃金改善額の記載は求めない）

- ◎ **交付方法**  
対象事業所は都道府県等に対して申請し、対象事業所に対して報酬による支払（国費約1/2：248億円（令和5年度分））。
- ◎ **申請・交付スケジュール**
  - ✓ 申請は、令和5年2月に受付、4月分から毎月支払（実際の支払は6月から）
  - ✓ 賃金改善期間後、処遇改善実績報告書を提出。

### 【執行のイメージ】

